



H24 年度 自己点検・評価報告書

(外部評価報告を含む)

文化教育学部・教育学研究科

平成25年3月

目 次

1	文化教育学部・教育学研究科の目的・目標	2
2	文化教育学部・教育学研究科の概要	4
3	領域別の自己点検評価	6
(1)	基準1 -主に教育の領域-	6
	①大学の目的に関する事項(基準1-1)	
	②教育研究組織に関する事項(基準1-2)	
	③教員及び教育支援者に関する事項(基準1-3)	
	④学生の受入に関する事項(基準1-4)	
	⑤教育内容及び方法に関する事項(基準1-5)	
	⑥学習成果に関する事項(基準1-6)	
	⑦施設・設備及び学生支援に関する事項(基準1-7)	
	⑧教育の内部質保証システムに関する事項(基準1-8)	
	⑨管理運営に関する事項(基準1-9)	
	⑩教育情報等の公表に関する事項(基準1-10)	
(2)	基準2 -学術・研究の領域-	92
	①研究環境に関する事項(基準2-1)	
	②学術・研究活動に関する事項(基準2-2)	
(3)	基準3 -国際交流・社会貢献の領域-	100
	①国際交流・社会貢献の環境に関する事項(基準3-1)	
	②国際交流に関する事項(基準3-2)	
	③社会連携・貢献に関する事項(基準3-3)	
	④大学開放に関する事項(基準3-4)	
(4)	基準4 -組織運営の領域-	112
	①教育研究組織の編成・管理運営に関する事項(基準4-1～基準4-2)	
	②財務に関する事項(基準4-3)	
(5)	基準5 -施設の領域(教育環境等を含む) -	118
	①施設・設備等の整備状況に関する事項(基準5-1)	
	②施設・設備等の利用状況に関する事項(基準5-2)	
	③附属学校園等における施設・設備等の整備・利用状況に関する事項(基準5-3)	

1. 文化教育学部・教育学研究科の目的・目標

I. 目的

【 文化教育学部 】

佐賀大学文化教育学部は、平成 8 年 10 月の創設に際し、国際化・情報化・高齢化の進む今日の社会状況の中で、新しい社会と文化の創造という問題と、それを担う市民の育成、教育という問題を総合的に取り上げ、現代における人間、社会、自然の全体的理解に基づく「**総合知**」を目指すことを理念に掲げた。

〔 本学部の目的 〕

「第 1 条の 2」 本学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程及び美術・工芸課程により構成し、各々の課程の持つ特質を融合させたカリキュラムを整え、特定の専門知識に偏らない「総合知」を有する人材を育成することを目的とする。

(佐賀大学文化教育学部規則第 1 条の 2 『平成 23 年度佐賀大学文化教育学部規則・細則』 1 ページ)

〔 各課程の目的 〕

(1) 学校教育課程：

社会的、国際的に広い視野と教養を持ち、教科内容、教育方法等について幅広く学び、教育実習の充実・高度化を通して、学校教育現場の諸問題に的確に対応できる教員を育成すること。

(2) 国際文化課程：

文系専門分野に関する幅広い学識を持ち、徹底した外国語教育を通して、豊かな語学力と幅広い国際的視野を備える人材を育成すること。

(3) 人間環境課程：

心身の成長と特性、地域の生活と文化及び環境の理論と技術に関する幅広い学識を身に付け、より豊かな生活を実現するための主導的役割を果たすことができる人材を育成すること。

(4) 美術・工芸課程：

美術・工芸分野の理論・実践について学び、あわせて当該分野の教育について考究することを通して、美術教育者若しくは造形作家として、又は企業等において活躍できる人材を育成すること。

(佐賀大学文化教育学部規則第 1 条の 3)

【 大学院教育学研究科 】

〔 教育学研究科の教育目的 〕

「第 1 条の 2」 研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(佐賀大学大学院教育学研究科規則第 1 条の 2)

〔 各専修の目的 〕

(1) 学校教育専攻：

学校教育専攻は、教育学、教育心理学及び障害児教育の分野で基本的授業科目を設定し、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達と学習に関する理論、障害児教育に関する理論に加え、学校経営、生徒指導及び生涯学習に関する高度の専門的知識を授け、社会的視点に立ち、学校全体を見据えうる、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(2) 教科教育専攻：

教科教育専攻では、各教科における教科教育に関する授業科目と教科内容に関する授業科目を設定し、その学習成果を実践面に応用するための実践授業研究と修士論文に結びつく課題研究を課すことによって、各教科に関する高度の専門的知識を授け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。 (佐賀大学大学院教育学研究科規則第1条の3)

Ⅱ. 目標

【 文化教育学部 】

学校教育課程では、複雑で深刻な現在の教育問題の社会・歴史的背景や原因、さらにその心理的要因を理解し、それに対応できる教員を養成する。国際文化課程では、広い国際的視野に立って文化の価値を生み出していく力を身に付け、国内外で活躍できる人材を育成する。人間環境課程では、地球にやさしい、人にやさしい、健康に快適な生活を実現させるための力を身につけ、情報化、国際化、高齢化といった生活環境の急激な変化に対応できる人材を育成する。そして美術・工芸課程では、美術・工芸の基本的な考えを理解し、幅広い視点から造形活動を考えることができる基礎的な思考を養い、造形教育者に必要な資質の涵養にも努めると同時に、造形教育者、造形作家、及び企業で活躍する人材を育成する。このように、広い視野と豊かな情操を持ち、学校現場や社会の諸場面における様々な問題に的確に対応できるような質の高い教師、国際社会で活躍できる人材、地域社会の中核として活躍できる人材、あるいは、芸術の担い手となる人材の育成を目指している。

(『平成24年度履修の手引』(2-3頁))

【 大学院教育学研究科 】

強い教職志向を持って専門的な研究に意欲を持つ者のほか、明確な将来目標と旺盛な研究意欲を有する大学卒業者、現職教員、社会人、留学生を積極的に受け入れ、現代社会の要請に対応できる実践的な探求能力を養い、さまざまな分野において専門的な知識と創造的な課題解決能力をもって指導的立場を担える国内外の人材を育成する。

2. 文化教育学部・教育学研究科の概要

I. 現況

(1) 学部・研究科名：文化教育学部・大学院教育学研究科

(2) 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地

(3) 学部・研究科構成

文化教育学部： 学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程

教育学研究科： 学校教育専攻、教科教育専攻

(4) 学生数及び教員数

学生数（平成24年5月1日現在）： 学部学生数：1,091名（うち留学生数：13名）

大学院学生数（修士課程）：83名（うち留学生数：18名）

学部と研究科の教員数は以下の表(1、2)にまとめる。

表1. 文化教育学部 教員数(現員、平成24年4月1日現在)

講座	教授	准教授	講師	合計
教育学・教育心理学	7	2	0	9
教科教育	8	5	2	15
理数教育	5	3	0	8
音楽教育	3	2	0	5
日本・アジア文化	7 ※1	7	1	15 ※1
欧米文化	11	9	1	21
地域・生活文化	5	3	1	9
環境基礎	4	2	1	7
健康スポーツ科学	6	1	0	7
美術・工芸	3	3	2	8
附属教育実践総合センター	3	3	2	8
合 計	62 ※1	40	10	112 ※1

(※は招聘教員 平成24年4月現在)

表2. 教育学研究科 教員数(平成24年4月1日現在;学部と併任)

専攻	専修・コース	大学院設置基準による必要教員数			教員配置状況		
		研究指導教員	研究指導補助教員	計	研究指導教員	研究指導補助教員	計
学校教育	教育学	5+1 (含障害児)	4	10	3	2	13
	教育心理学				3	2	
	障害児教育				3	0	
教科教育	国語教育	4	3	7	6(0)	4(1)	10
	社会科教育	6	6	12	13(1)	8(1)	21
	数学教育	4	3	7	4(1)	1(0)	5
	理科教育	6	6	12	7(1)	5(1)	12
	音楽教育	4	3	7	5(2)	2(0)	7
	美術教育	4	3	7	4(1)	6(1)	10
	保健体育	4	3	7	5(1)	3(1)	8
	技術教育	3	2	5	2(1)	2(1)	4
	家政教育	4	3	7	5(1)	2(1)	7
	英語教育	3	2	5	5(1)	0	5
合 計		48	38	86	65	37	102

():教科教育

Ⅱ．特徴

文化教育学部は、学校教育課程（学生入学定員 90 名）、国際文化課程（同 60 名）、人間環境課程（同 60 名）、美術・工芸課程（同 30 名）の 4 課程からなり、学生の入学定員は 240 人である。また、3 年次編入学定員 20 人を別に設けている。このように教育組織としては課程制をとり教員組織としては大講座制をとることにより、学生が全学部の教員から教育・研究指導を受け、総合的に履修できるようにしている。

一方、教育学研究科は学校教育専攻（学生入学定員 6 人）、教科教育専攻（同 33 人）からなり、入学定員は計 39 人である。研究科では各専修・コース毎に適正な教員配置がなされており、それぞれの専門性を重視した教育・研究指導を行っている。

附属研究教育施設として、附属教育実践総合センター（平成 14 年旧教育実践研究指導センターを改組）があり、また附属学校園として、附属幼稚園（昭和 45 年設置）、附属小学校（昭 24 年設置）、附属中学校（昭和 24 年設置）、附属特別支援学校（昭和 53 年設置、平成 19 年度に附属養護学校から名称変更）がある。

3. 領域別の自己点検評価

基準1 ー主に教育の領域ー

●基準 1-1 大学の目的

(1)観点ごとの分析

1-1. 大学の目的(使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

観点 1-1-①:

大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【 観点に係る状況 】

1) 学部の目的

佐賀大学文化教育学部は、平成 8 年 10 月の創設に際し、国際化・情報化・高齢化の進む今日の社会状況の中で、新しい社会と文化の創造という問題と、それを担う市民の育成、教育という問題を総合的に取り上げ、現代における人間、社会、自然の全体的理解に基づく「総合知」を目指すことを理念に掲げた。本学部では、このような理念を実現するために、以下の目的を佐賀大学文化教育学部規則第 1 条の 2 に定めている。

「第 1 条の 2」 本学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程及び美術・工芸課程により構成し、各々の課程の持つ特質を融合させたカリキュラムを整え、特定の専門知識に偏らない「総合知」を有する人材を育成することを目的とする。

さらに、各課程の目的は佐賀大学文化教育学部規則第 1 条の 3 に定められている。

- ① **学校教育課程**：社会的、国際的に広い視野と教養を持ち、教科内容、教育方法等について幅広く学び、教育実習の充実・高度化を通して、学校教育現場の諸問題に的確に対応できる教員を育成すること。
- ② **国際文化課程**：文系専門分野に関する幅広い学識を持ち、徹底した外国語教育を通して、豊かな語学力と幅広い国際的視野を備える人材を育成すること。
- ③ **人間環境課程**：心身の成長と特性、地域の生活と文化及び環境の理論と技術に関する幅広い学識を身に付け、より豊かな生活を実現するための主導的役割を果たすことができる人材を育成すること。
- ④ **美術・工芸課程**：美術・工芸分野の理論・実践について学び、あわせて当該分野の教育について考究することを通して、美術教育者若しくは造形作家として、又は企業等において活躍できる人

材を育成すること。

2) 学部の教育目標

各課程の目標は、『平成 24 年度履修の手引』(2-3 頁)に掲げられている。学校教育課程では、複雑で深刻な現在の教育問題の社会・歴史的背景や原因、さらにその心理的要因を理解し、それに対応できる教員を養成する。国際文化課程では、広い国際的視野に立って文化の価値を生み出していく力を身に付け、国内外で活躍できる人材を育成する。人間環境課程では、地球にやさしい、人にやさしい、健康に快適な生活を実現させるための力を身につけ、情報化、国際化、高齢化といった生活環境の急激な変化に対応できる人材を育成する。そして美術・工芸課程では、美術・工芸の基本的な考えを理解し、幅広い視点から造形活動を考えることができる基礎的な思考を養い、造形教育者に必要な資質の涵養にも努めると同時に、造形教育者、造形作家、及び企業で活躍する人材を育成する。このように、広い視野と豊かな情操を持ち、学校現場や社会の諸場面における様々な問題に的確に対応できるような質の高い教師、国際社会で活躍できる人材、地域社会の中核として活躍できる人材、あるいは、芸術の担い手となる人材の育成を目指している。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のことから、文化教育学部では、四つの課程の特質を融合させたカリキュラムを通して、幅広い見識を養うとともに深い「総合知」を授けることによって、学校教育法第 83 条に沿った目的の実現を目指している。なお、三つの方針に関しては平成 22 年度に制定している。

(根拠資料)

『佐賀大学憲章』(<http://www.saga-u.ac.jp/saga-u/kensyou.html>)

『佐賀大学中長期ビジョン』(<http://www.saga-u.ac.jp/koho/2008vision1.html>)

『国立大学法人佐賀大学規則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/kisoku.htm>)

『佐賀大学学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>)

『佐賀大学文化教育学部規則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/bunkisoku.htm>)

『平成 24 年度履修の手引』

(関係法令等)

・学校教育法第 83 条 (目的)

・大学設置基準第 2 条 (教育研究上の目的)、第 40 条の 4 (大学等の名称)

観点 1-1-②:

大学院を有する大学においては、大学院の目的(研究科又は専攻等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【 観点に係る状況 】

1) 研究科の教育目的

教育学研究科の教育目的は、佐賀大学大学院教育学研究科規則第 1 条の 2 に以下のように定められている。

「第 1 条の 2」 研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的

とする。また、各専攻の目的は、佐賀大学大学院教育学研究科規則第1条の3に以下のように定められている。

表 3. 教育学研究科の教育目的および教育目標

学 校 教 育 専 攻	教育目的		学校教育専攻は、教育学、教育心理学及び障害児教育の分野で基本的授業科目を設定し、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達と学習に関する理論、障害児教育に関する理論に加え、学校経営、生徒指導及び生涯学習に関する高度の専門的知識を授け、社会的視点に立ち、学校全体を見据えうる、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。
	教育 目 標	教育学コース	人権問題、地域社会における子どもの問題などを軸に、学校・家庭・地域の現代的教育組織化及び各々の教育的機能の意義と課題などについて専門的かつ実践的に研究する。
		教育心理学コース	児童・生徒の評価、理解及び教師のあり方などについて、教育心理学、発達心理学及び臨床心理学の分野を基礎にして、専門的に研究する。
		障害児教育コース	障害児の発達特性とそれに応じた治療教育や制度の問題、障害児教育の内容と方法などについて専門的に研究する。
教 科 教 育 専 攻	教育目的		教科教育専攻では、各教科における教科教育に関する授業科目と教科内容に関する授業科目を設定し、その学習成果を実践面に応用するための実践授業研究と修士論文に結びつく課題研究を課すことによって、各教科に関する高度の専門的知識を授け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。
	教育 目 標	国語教育専修	国語学、国文学、漢文学、書道の専門的研究を深め、それらの研究成果の組織化・体系化に努め、あわせてそれを基礎とした国語教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図る。また教育の国際化に対応した日本語教育にかかわる専門的能力を身につけることも目指す。
		社会科教育専修	歴史学、地理学、法律学・政治学、社会学・経済学、哲学・倫理学等の社会科教育に関する諸分野の専門的研究を深めるとともに、現代社会における文化と国際社会の相互作用を視野に入れて、社会科教育学の理論と実践について高度な研究・教育を行う。
		数学教育専修	代数学、幾何学、解析学、応用数学の研究を通して、小学校から高等学校における算数・数学教育の原理・内容・方法などに関するより進んだ研究を行い、数学に関する専門的能力を高める。
		理科教育専修	自然科学の急速な進歩に対応しつつ、物理学、化学、生物学、地学の専門的研究を深めるとともに、理科教科の教育課程の研究と教育実践を行う能力を身につけた人材の養成を目指す。
		音楽教育専修	声楽、器楽、作曲、指揮法、音楽学及び音楽科教育に関する専門的研究・教育を行うとともに、音楽表現能力と音楽学的研究能力を高め、それらの専門的能力を学校や地域の音楽指導に統合しうる音楽教育者を養成する。
		美術教育専修	素描、日本画、西洋画、彫刻、デザイン、窯芸、木工芸、美術理論等の研究を基礎において、その専門性と教育実践を統合しつつ、現代的かつ将来的諸課題を究明し、美術教育にかかわる高度な理論的・実践的能力の形成を図る。
		保健教育専修	体育学、運動学、学校保健及び保健体育教育の各分野を基盤とし、保健体育科教育に関する理論の確立と地域社会における指導能力の形成を図る。
		技術教育専修	情報基礎等の技術科教育に関する専門的研究を深めるとともに、専門性と教育実践とを統合しつつ高度な教育・研究を進める。
		家政教育専修	食物学、被服学、住居学及び家庭科教育に関する高度な専門的研究を深め、その専門的知識及び研究方法論を応用しながら、家庭科教育の専門的能力と教育実践力を持った人材を養成する。
		英語教育専修	英語学、英米文学等の英語教育に関する諸問題について研究を深め、これらの研究成果を有機的に体系化し、時代に即応した英語教員の育成を目指す。

2) 研究科の教育目標

強い教職志向を持って専門的な研究に意欲を持つ者のほか、明確な将来目標と旺盛な研究意欲を有する大学卒業者、現職教員、社会人、留学生を積極的に受け入れ、現代社会の要請に対応できる実践的な探求能力を養い、さまざまな分野において専門的な知識と創造的な課題解決能力をもって指導的立場を担える国内外の人材を育成する。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、教育学研究科における大学の目的は、明確に定められており、学校教育法第 99 条に規定された目的と合致していると判断される。なお、三つの方針に関しては平成 22 年度に制定している。

(根拠資料)

『佐賀大学大学院学則』 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/ingakusoku.htm>)

『佐賀大学大学院教育学研究科規則』 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/daigakuin/kyoikuin.htm>)

『佐賀大学の教育方針について』 (<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)

『平成 24 年度履修案内』

(関係法令等)

- ・学校教育法第 99 条 (大学院及び専門職大学院の目的)
- ・大学院設置基準第 1 条の 2 (教育研究上の目的)、第 22 条の 4 (研究科等の名称)
- ・専門職大学院設置基準第 35 条 (その他の基準)

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

文化教育学部及び教育学研究科における目的は明確に定められていると共に、学校教育法に規定されている大学一般に求められる目的に適合している。

【 改善を要する点 】

今年度には佐賀大学学士力を制定し、文化教育学部も 5 つの学士ごとに三つの方針を策定した。また、教育学研究科においても三つの方針を策定した。この方針に基づきながら、より現実にあった具体的な実施や提案をふまえた教育改善の取り組みを検討する必要がある。

(3)基準 1-1 の自己評価の概要

文化教育学部及び教育学研究科における目的は明確に定められていると共に、学校教育法に規定されている大学一般に求められる目的に適合している。他方で、この方針に基づきながら、より現実にあった具体的な実施や提案をふまえた教育改善の取り組みを検討する必要がある。

●基準 1-2 教育研究組織

(1)観点ごとの分析

2-1. 教育研究に係る基本的な組織構成(学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制)が、大学の目的に照らして適切なものであること。

観点 2-1-②:

学部及びその学科の構成(学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部の教員組織は 10 講座及び附属教育実践総合センターから構成されており、講座別の教員配置状況は「表 1. 文化教育学部 教員数」(p. 4) のとおりである。

【 分析結果とその根拠理由 】

平成 24 年 4 月現在、本学部の教員数は 112 名(招聘教員 1 名含む)であり、学部の目的に沿った質の高い教育が可能な専任教員が確保されている。

(根拠資料)

『平成 24 年 4 月 1 日教員定員現員表』

観点 2-1-②:

教養教育の体制が適切に整備されているか。

【 観点に係る状況 】

※任意

【 分析結果とその根拠理由 】

※任意

観点 2-1-③:

研究科及びその専攻の構成(研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【 観点に係る状況 】

大学院の教育学研究科(修士課程)は学部で教育の理論と実際を学び、更に深く研究を重ねて教育の真髄に迫ろうとする人のために設置された。専攻として学校教育専攻、教科教育専攻の二つがある。学校教育専攻は幼児・児童・生徒のあらゆる諸相を学ぶもので、教科教育専攻は自分の専攻する教科

を学ぶものである。それは次のようにそれぞれ 3 コースと 10 専修に分かれている。また、教育学研究科は附属教育実践総合センター、附属学校（園）と深い連携を保ちつつ理論の実践化につとめるとともに、それから得られたデータに分析を加え、教育実践の理論を構築しようとしている。

また、大学院設置基準による専攻・専修別教員充足状況については「表 2. 教育学研究科 教員数」(p. 4) にまとめている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学研究科は大学院設置基準第 9 条に定められた専任教員数を充足し、大学院の目的に沿った質の高い教育が可能な専任教員が確保されている。これら専任教員は各専攻（コース・専修）に配置され、教授・准教授・講師が履修案内に示す講義を担当している。

（ 根拠資料 ）
『平成 24 年度教育学研究科名簿』

観点 2-1-④:

専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【 観点に係る状況 】

該当なし

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし

観点 2-1-⑤:

附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部附属施設には附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園および附属教育実践総合センターがある。これらの附属施設については、佐賀大学文化教育学部附属教育実践総合センター規程及び佐賀大学文化教育学部附属学校規程に定められている。

佐賀大学文化教育学部附属学校規程第 2 条に述べられている附属学校の目的は、次に掲げるとおりである。

- ① 教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める教育又は保育を行うこと。
- ② 本学部における児童若しくは生徒の教育又は幼児の保育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たること。
- ③ 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。

附属学校は文化教育学部における教員養成のための教育施設として機能しており、学校教育課程の学生の小

学校・中学校教育実習をはじめ、他 3 課程、本学他学部学生に対する中学校教育実習も行われている。

毎年、研究主題に基づき附属学校において研究発表会が催されており、本学部の教員との共同研究も活発に行われている。さらに、「大学の授業を受けてみよう」というイベントの形で学部教員による附属生徒への課外授業が行われている。その他、附属学校教員と学部教員の共同（分科会指導助言）による公開研究授業や附属学校教員による学部生への授業（教育実習事前・事後指導、教員養成実地指導など）も多数行われた。この結果、附属施設との連携は深まりをみせている。

附属教育実践総合センターは文化教育学部における実践的な授業研究を司るセンターであり、教育実践部門、教育臨床部門の 2 つの部門が設置され、附属学校（園）等、学内外の関係機関との連携のもとに、教育実践及び教育臨床に関する理論的・実践的研究及び指導を行い、教育実践の向上に資することを目的としている（「佐賀大学文化教育学部附属教育実践総合センター規程」）。この目的に即した活動として、平成 24 年度の研究論文・実践報告が「佐賀大学教育実践研究第 29 号」に掲載されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、文化教育学部の附属学校園および附属教育実践総合センターは、本学部の教育研究の目的を達成するために適切に機能しており、両者の連携は強まっていると考えられる。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学文化教育学部附属教育実践総合センター規程』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/fuzokukitei.html>）

『平成 24 年度佐賀大学文化教育学部附属教育実践総合センター事業日誌』『佐賀大学文化教育学部附属学校規程』

『佐賀大学教育実践研究 第 29 号』

2-2. 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点 2-2-①:

教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部の教授会及び委員会等の組織、委員等の選出方法、役割、権限等

①教授会：専任の教授、准教授及び講師をもって組織し、(1)学部長の選考に関する事項、(2)教員の選考に関する事項、(3)教育課程の編成に関する事項、(4)学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、および (5)その他学部の教育又は研究に関する重要事項を審議している。原則として、月 2 回の開催で、第 1 水曜日および第 3 水曜日の 4 校時と 5 校時を当てている。なお、平成 23 年度の教授会開催数は 27 回であった。

②講座会議、教育実践総合センター会議：本学部の教員組織は先に挙げた 10 講座と附属教育実践総合センターで構成される。これらの講座やセンターごとに会議が設けられ、全学・全学部的な事項や当該講座・センターに関する事項について討議される。

③講座代表者会議：学部長および各講座・センターから選出される教授 1 名（合計 12 名）をもって構成される。各講座間の連絡・調整が主な役割であるが、この会議は人事委員会と予算委員会も兼ねている。

- ④課程代表者会議：学生の所属組織である学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程に主に対応する複数講座から代表が各1名選出され、組織されている（学部長を含めて合計5名）。
- ⑤各種委員会：委員は原則として各講座から選出されているが、場合によっては課程単位で構成されている場合もある。学部運営に関連した個々の事項について討議が行われている。委員会組織、以下のとおりである。

表 4. 委員会組織

委員会名(部門名)	委員会名(部門名)
講座代表者会議(人事、予算)	国際交流委員会
総務委員会(施設部門、安全衛生部門、人権教育部門、男女共同参画推進部門、リクリエーション部門)	附属学校運営委員会
企画・評価委員会	附属教育実践総合センター運営委員会
入試・広報委員会	教育実習委員会
教務委員会	学士課程検討委員会
FD 委員会	教職課程運営委員会
学生・就職委員会	ツイニング・プログラム運営委員会
研究・論文委員会	附属特別支援学校就学指導委員会

教務委員は各講座から1名ずつ選出され、必要に応じて各選修を網羅した拡大教務委員がそれに加わり、各種教務事項について議論し、適切に対応している。

2) 教育学研究科の研究科委員会及びその他の委員会等の組織、委員等の選出方法、役割、権限、会議の開催実績

研究科委員会には研究科運営委員会が設置されており、各専修・コースから1名選出され運営に関わる事項を審議し、研究科委員会に提案、実行している。委員会の開催は、月に2回行われる教授会に合わせて原則月に1回行われる。例年、研究科委員会では以下に示すような議題が取り上げられている。

表 5. 平成 24 年度研究科委員会議題内容

開催月	審議内容
4 月	大学院学生募集要項(案)について
5 月	日本学生支援機構奨学金大学院在学定期採用候補者の決定について
6 月	10 月入学特別聴講学生の受入れについて
7 月	9 月付け修了予定者に係る修士論文審査員の選出について
8 月	(1)教育学研究科入学試験合格者判定について(2)学籍異動について(3)9 月付け修士論文及び最終試験の合否判定並びに修了認定について(4)後期授業計画の変更について(5)研究生入学願について
10 月	学籍異動について
11 月	(1)日本学生支援機構奨学金大学院採用候補者(予約採用)の選考について(2)3 月付け修了予定者にかかる修了関係日程(案)について
12 月	研究生入学願について
1 月	(1)教育学研究科第2次募集について(2)来年度非常勤講師任用計画について(3)3 月付け修了予定者に係る修士論文審査員の選出について
2 月	(1)サバティカル研修に伴う授業計画の変更について(2)内地研究員派遣に伴う授業計画の変更について(3)学籍異動について
3 月前半	(1)日本学生支援機構奨学金大学院第一種奨学金返還免除候補者の選考について(2)修士論文および最終試験の合否判定並びに修了認定について(3)学籍異動について(4)教育学研究科新入生オリエンテーションについて
3 月後半	(1)大学院担当教員の資格審査について(2)研究生入学願について (3)科目等履修生入学願について

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

以上のように、文化教育学部の教授会及び各種委員会は運営されているが、各委員会との連携を図るための学部運営会議は年度計画進捗状況の報告時に開催されたに過ぎず、委員会間の連携が必要である。教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織は、適切に機能していると判断される。

2) 教育学研究科

上記の表に示すように、研究科委員会は適切に機能しており、教育活動に係る重要事項を審議する

ための必要な活動を行っている」と判断される。

(根拠資料)

『教授会議事録』『教務委員会議事録』『平成 24 年度研究科委員会記録』

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

文化教育学部及び教育学研究科の組織構成が大学の目的に照らして適切なものであると共に、教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、適切に機能している。

【 改善を要する点 】

平成 22 年度より新たな体制に改編された各種委員会活動が適切に機能しているか、今後の検証が必要である。

(3)基準 1-2 の自己評価の概要

文化教育学部及び教育学研究科においては、それぞれの組織構成は大学の目的に照らして適切なものであり、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能している。平成 22 年度より新たな体制に改編された各種委員会活動が適切に機能しているか、今後の検証が必要である。

●基準 1－3 教員及び教育支援者

(1)観点ごとの分析

3-1. 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点 3-1-①:

教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【 観点到係る状況 】

1) 文化教育学部における教員組織編成の基本方針

本学部は教養部廃止に伴い、教員を養成する 4 課程（小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、養護学校教員養成課程、特別教科（美術・工芸）教員養成課程）及び非教員養成課程である総合文化課程（社会文化コース、造形文化コース）からなる教育学部を、平成 8 年 10 月に改組して創設された学部である。本学部は、小学校教員免許を卒業要件とする学校教育課程と非教員養成課程である 3 課程（国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程）からなっている。また、平成 5 年 4 月からは、大学院教育学研究科（修士課程）が創設され、学校教育専攻に 3 コース、教科教育専攻に 10 専修が設置されている。

本学部の教員組織に関しては改組により中学校教員養成課程や特別教科（美術・工芸）教員養成課程等を廃止したことをカバーするために、学校教育課程における小学校教員免許、幼稚園教員免許、特別支援学校教員免許だけでなく、学部全体で全ての教科についての中学校教員免許と高等学校教員免許等の取得を可能にした。さらには、大学院においても上記の全ての免許について専修免許状の取得を可能にすることを基本方針として、教員の授業担当が柔軟にできる大講座制をとっている。同様の趣旨で、学部の学生組織についても学科制でなく、課程制をとっている。

2) 教育学研究科における教員組織編成の基本方針

佐賀大学大学院教育学研究科は旧教育学部を基礎とし、学校教育専攻（教育学・教育心理学・障害児教育の3コース）と教科教育専攻（国語、数学、美術、保健体育、技術の5専修）から成る修士課程として、平成5年4月に設置された。その後、教科教育専攻に5専修が逐次増設され、平成9年4月に教科教育専攻は10専修として完成した。その間、平成8年10月に教育学部が文化教育学部へ改組された後、平成15年10月に旧佐賀大学と旧佐賀医科大学が統合され、平成16年4月に法人化がなされたが、教育学研究科はそのまま存続し教育活動を進めている。

大学院の設置に関しては、国立大学法人佐賀大学規則第18条に定められており、設置目的及び教員組織に関して次のように述べられている。

- ・大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- ・大学院の教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうちから、研究科ごとに定める大学院の教員としての資格基準を満たした者をもって組織する。

教員は上記の2専攻（10専修）に所属し、互いに連携を保ちながら、学生の教育研究に取り組んでいる。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

以上の学部教員組織に関しては国立大学法人佐賀大学教員組織規程第2条に定められており、附属する学校園と教育実践総合センターに関しては同規程第4条に定められている。このように、本学部の教育研究に対して明確な教員組織編成が成されていると判断される。このような現状認識のもと、改革編成に向けた議論を踏まえ、「文化教育学部・教育学研究科の将来計画」（平成22年3月22日 文化教育学部教授会）がまとめられるにいたっている。

2) 教育学研究科

教育学研究科では明確な目的の下で組織的な連携体制が確保され、教育研究に取り組む教員組織編成がなされていると判断される。

（ 根拠資料 ）

『国立大学法人佐賀大学教員組織規程』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/kyoinsosiki.htm>）

『国立大学法人佐賀大学規則』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/kisoku.htm>）

『国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/syugyo/kyoinsyugyo.htm>）

『各学部規則：文化教育学部』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/kisoku.htm>）

『各研究科規則：教育学研究科』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/daigakuin/kyoikuin.htm>）

『文化教育学部：教育学研究科の将来計画』（平成22年3月22日 文化教育学部教授会）

(関係法令等)

- ・大学設置基準第7条(教員組織)
- ・大学院設置基準第8条(教員組織)
- ・専門職大学院設置基準第4条(教員組織)、第35条(その他の基準)

観点 3-1-②:

学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部の教員組織は10講座及び附属教育実践総合センターで構成しており、講座別配置状況は下表のとおりである。平成24年度4月現在、日本・アジア文化講座に1名、任期付招聘教員が配置されている。この1名を含め本学部の教員数は113名であり、大学設置基準第13条(別表第一)に定められた専任教員数を充足し、学部の目的に沿った質の高い教育が可能な専任教員が確保されている。

教育上主要と認められる授業科目(必修科目)は特殊な科目を除いて、専任の教授又は准教授が配置されている。専門性の高い科目に関しては関連する教員の専門性から講師が担当している場合もある。以下に平成24年度4月時点における講師担当科目を示す。

＜講師が担当しているが専門性が極めて高い科目の例＞

スポーツ1A3、日本語要説、スポーツIIC1、調理文化論、木工工芸、

＜講師と教授が分担して担当している科目の例＞

小学家庭Ⅱ、中国文章論、現代中国語演習、日本近現代史、健康福祉論、日本の言語と文化、スポーツ1A1、スポーツIC1、生活科教育法、体育科教育法Ⅰ、体育科教育法Ⅱ

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部では教育課程を遂行するために必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目には、特別な場合を除いて専任の教授又は准教授を配置している。しかし、また講師担当科目について、漸次昇任人事が行われているので状況の改善は緩やかに図られている。

(根拠資料)

『平成24年4月1日教員定員現員表』

観点 3-1-③:

大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【 観点に係る状況 】

大学院設置基準による専攻別・専修別の研究指導教員及び研究指導補助教員の必要教員数と、本教育学研究科における教員配置状況は、「表2. 教育学研究科 教員数」(p.4)の通り、大学院設置基準を満たしている。また、研究科非常勤講師数を以下の表にまとめた。

表 5. 平成 24 年度教育学研究科非常勤講師数

	学内非常勤		学外非常勤	
	前学期	後学期	前学期	後学期
学校教育専攻	0	0	2	0
教科教育専攻	0	1	6	3
開講科目数	0	1	8	3
非常勤講師数	1		8	

＊開講科目数は受講者が実際に居り、講義を実施した科目の数。同じ教員が異なる科目を担当した場合は非常勤講師数としては 1 名とカウントしている)

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、教育学研究科では必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断される。

(根拠資料)

『平成 24 年度研究科現員表』

『平成 24 年度教育学研究科非常勤講師調査』

観点 3-1-④:

大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【 観点に係る状況 】

該当なし

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし

3-2. 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。

観点 3-2-①:

教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部教員選考基準の運用状況

本学部の教員採用は佐賀大学文化教育学部教員選考規程に基づき公募により行われる。教授会に設置された教員候補者選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成 16 年 4 月 1 日制定）に

に基づき、多面的かつ総合的に評価し、調査・選考の上、教授会に報告する。各暫定候補者について教授会にて無記名投票により出席者の3分の2以上の適票を得た者を適格候補者とする。

また、昇格も佐賀大学教員選考基準に基づき、教授、准教授、講師ともそれぞれ定められた基準に該当し、教育研究上の能力があると認められる者について選考が行われている。

教育上の指導能力に関する評価は、平成17年度に学部評価委員会で「個人評価に関する実施基準」、「個人達成目標および重み配分の指針」、「個人目標申告書（別紙様式1）」、「活動実績報告書（別紙様式2）」、「自己点検・評価書（別紙様式3）」、「個人評価結果（別紙様式4）」などを制定し、毎年各教員の活動状況などを提出書類（前述別紙様式1～4）により評価し、各教員への評価結果を通知している。

2) 教育学研究科の教員選考基準の運用状況

文化教育学部準じている。本学部の教員採用は佐賀大学文化教育学部教員選考規程に基づき公募により行われる。教員候補者選考委員会を教授会に設置し、国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成16年4月1日制定）に基づき多面的かつ総合的に評価し、調査・選考の上、教授会に報告する。各暫定候補者について教授会にて無記名投票により出席者の3分の2以上の適票を得た者を適格候補者とする。

また昇格も佐賀大学教員選考基準に基づき、教授、助教授、講師、助手ともそれぞれ定められた基準に該当し、教育研究上の能力があると認められる者について選考が行われる。

教育上の指導能力に関する評価は、研究科委員会において判断される。業績のみならず教職歴が審議され、研究指導員・研究補助指導員としての評価がなされる。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

教員採用基準は明確かつ適切に定められており、教育上の指導能力の評価が計られていると判断される。

2) 教育学研究科

以上のように、教育学研究科では文化教育学部準じ、教員採用基準は明確かつ適切に定められており、教育上の指導能力の評価が計られていると判断される。

（ 根拠資料 ）

『国立大学法人佐賀大学教員選考基準』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/senkokizyun.htm>）

『各学部教員選考規程：文化教育学部』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/bunkyokyoinsenko.htm>）

『佐賀大学大学院教育学研究科担当教員の判定基準』『平成24年度 文化教育学部個人評価の集計』

『平成22年度教育学研究科委員会記録』

観点 3-2-②:

教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部教員の教育活動の評価体制と活動状況

本学部では教員の教育活動に関する評価を、学部評価委員会と個人評価実施委員会が定期的に実施している。

評価している項目は、講義担当時間数、教育改善の実施、学生支援の実施、研究指導等であるが、各項目について以下に示す細目を設定している。

＜講義担当時間数＞

教養教育担当時間数、学部担当時間数、大学院担当時間数

＜教育改善の実施＞

授業評価を参考に授業内容・方法の改善、授業のための教材等の作成、教育内容等に関する研究活動、TA・RAの採用、HPを通じた全ての担当科目のシラバスの公開、HPを通じた全ての担当科目の成績評価の方法・基準等の作成、教育関係の研修への参加、リメディアル教育の実施、公開授業の実施、その他の教育改善

＜学生支援の実施＞

オフィスアワーの実施、研究生の指導、学生研修の引率、就職のための特別指導、学生の海外派遣、短期プロ等による留学生指導、学年担任・クラブ顧問、留学生・社会人・障害者の持続的な生活指導等、その他の学生指導

＜研究指導＞

学部主査、学部副査、大学院主査、大学院副査、研究成果発表の指導

教員は各項目の実績を報告し、評価委員会が集計の後、個人評価実施委員会が集計結果に基づき、コメントを各教員に通知している。例えば、著しく教育活動が不足している教員に関しては部局長のコメントとして、努力するように促している。

本学部においては、教員の研究活動が反映された授業が数多く開講されており、教育の目的を達成するための基礎として研究活動が行われている。以下に、教員の研究活動が授業科目に反映している代表的な事例を示す。

表 6. 研究活動が反映された授業科目

授業科目名	関連する研究活動
教育制度論	「公立学校教員の昇進管理を規定する諸要因について」『東京大学大学院教育学研究科紀要第 46 巻』 481-493 頁
国語科教育学	「イギリス国語教育における「みること」教育の研究ーテレビ番組を用いた動画リテラシー教授法を中心にー」佐賀大文、37 号、2008 年 12 月、35-50 ページ
英語学概論Ⅱ	「言語理論と英語教育(14)ー第二言語習得研究の見直しー」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』 第 12 集第 1 号 pp. 73-82
解析学領域研究Ⅱ	院生の併免実習をもとに『1つの「教育総合研究」』を執筆
授業実践論	田本正一・佐長健司、2009、「価値的対立の解消を学習させる社会科論争問題授業の開発」『佐賀大学教育実践研究』第 25 号、45-56 ページ
確率論	佐賀大学教育実践研究、25 号、2009 年 3 月、87-90 ページ
専門外国語Ⅱ	J. Comp. Physiol. A 2001 186(12): 1159-1170 ページ
東アジア国際関係史	東アジア近代史、11 号、2008 年 6 月、104-118 ページ
日本の文化と教育	中国古典小説研究、10 号、2005 年 5 月、41-58 ページ
韓国・朝鮮学演習Ⅰ	【翻訳】『大韓民国の物語』(文藝春秋、2009 年)
比較文化学概論	「フランス世紀末文化の交差点」『歴史と虚構(イストワール)のなかの〈ヨーロッパ〉 国際文化学のドラマツルギー』10 号、2007 年 3 月
英語学	文化教育学部研究論文集、1 号、2008 年 8 月、355-432 ページ
宗教学入門	「近代ユダヤ教と宗教的寛容」、『一神教学際研究 3』、同志社大学一神教学際研究センター、2007 年
食物学	高齢者の身体状況、体力、生活習慣、食生活状況および主観的健康感と生活満足度の関連: 日本健康教育学会
自然地理学	「沖縄島におけるマングローブの生育規模に及ぼす河床勾配の影響」『沖縄地理』、8、2008 年 8 月、67-72 ページ
社会福祉援助技術演習	「徘徊の有無による認知症高齢者の状態に対する介護職員の認識」介護福祉学 15(1)、2008 年、41-49 ページ
総合染織工芸	日展出品
応用彫刻	作品「Shin」を佐賀美術協会展に出品
臨床教育演習」と「臨床教育実習」	「特別支援教育と教員養成の新たな取組」、佐長他編著『教師をはぐくむー地方大学の挑戦(佐賀大学文化教育学部研究叢書)』 2009 年所収
肢体不自由者の生理・病理	文化教育学部研究論文集、『肢体不自由者領域の特別支援学校教員免許カリキュラム試案』2009 年 8 月、Vol.14、No1、75-83 ページ
学校・学級経営特論	『カリキュラムマネジメント論』、ふくろう出版社 2008 年
特別活動の研究	『アンチいじめ大作戦』2008 明治図書
教育法制特論	国立教育政策研究所『教員業務軽減・効率化に関する調査研究 報告書』(平成 21 年 3 月)
教育相談心理学	「“学校へ行くこと”に対する教師の意識ー子どもからの問いに教師はどう答えるかー」 佐賀大学教育実践研究 第 22 号 pp.87-95 2006 年 3 月
LD 等教育指導論	子どもの発達と支援研究創刊号、20010 年 3 月、25-30 ページ
障害児学習指導法Ⅰ	佐賀大学教育実践研究第 25 号、2009 年 3 月、157-168 ページ
小学体育Ⅰ	佐賀大学教育実践研究第 27 号、2011 年 3 月、105-102 ページ
スポーツⅠC1	佐賀大学教育実践研究第 27 号、2011 年 3 月、105-102 ページ

2) 教育学研究科の教育活動の評価体制と活動状況

教育学研究科においても、文化教育学部と同様に教員の教育活動に関する定期的な評価は、学部評価委員会と個人評価実施委員会を通じて実施している。学部評価委員会では「個人評価に関する実施基準」「個人達成目標および重み配分の指針」「個人目標申告書（別紙様式 1）」「活動実績報告書（別紙様式 2）」「自己点検・評価書（別紙様式 3）」「個人評価結果（別紙様式 4）」などを制定し、各教員の活動状況などを提出書類（前述別紙様式 1～4）により評価し、各教員への評価結果を通知する取り組みを続けている。

評価している項目は、講義担当時間数、教育改善の実施、学生支援の実施、研究指導等であるが、各項目について以下に示す細目を設定している。

< 講義担当時間数 >

教養教育担当時間数、学部担当時間数、大学院担当時間数

< 教育改善の実施 >

授業評価を参考に授業内容・方法の改善、授業のための教材等の作成、教育内容等に関する研究活動、TA・RA の採用、HP を通じた全ての担当科目のシラバスの公開、HP を通じた全ての担当科目の成績評価の方法・基準等の作成、教育関係の研修への参加、リメディアル教育の実施、公開授業の実施、その他の教育改善。

< 学生支援の実施 >

オフィスアワーの実施、研究生の指導、学生研修の引率、就職のための特別指導、学生の海外派遣、短期プロ等による留学生指導、学年担任・クラブ顧問、留学生・社会人・障害者の持続的な生活指導等、その他の学生指導。

< 研究指導 >

学部主査、学部副査、大学院主査、大学院副査、研究成果発表の指導

教員は各項目について該当数を報告し、評価委員会が集計の後、個人評価実施委員会が集計結果に基づき、コメントを各教員に通知している。例えば、著しく教育活動が不足している教員に関しては部局長のコメントとして、努力するように促している。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

学部の個人評価によって、教育活動に関する定期的な自己点検・評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断される。

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動がさまざまな分野で行われていると判断される。

2) 教育学研究科

以上のように、学部の個人評価によって教育学研究科の教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断される。

(根拠資料)

『佐賀大学学生による授業評価結果を用いた授業改善実施要領』

『国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyokakisoku.htm>)

『国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kojinhyokakijun.htm>)

『個人評価実施指針』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kojinhyokasis.htm>)

『個人評価実施報告書』(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>)

『平成 24 年度文化教育学部個人評価の集計』『平成 20、21、22、23、24 年度教員報告様式データベース』

3-3. 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

観点 3-3-①:

教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部

教育課程を展開するために必要な事務職員等は、教務課において文化教育学部担当の教務係長 1 名、教務主任 1 名、事務員 1 名、事務補佐 2 名が配置されている。また、学部総務として、事務長 1 名、総務係長 1 名、主任 2 名、事務員 1 名、事務補佐 6 名が配置されている。平成 19 年度からは、GP 支援室があらたに設置され、教務補佐 2 名、事務補佐 1 名がそれぞれ配置されている。

一方、平成 24 年度における TA の活用実績は次のようになっている。

表 7. 平成 24 年度 TA 活用実績

課程・講座	TA 利用科目数	任用 TA のべ人数
地域・生活文化講座	7	11
健康スポーツ科学講座	7	13
教科教育講座	10	12
日本・アジア文化講座	10	10
美術・工芸講座	6	15
音楽教育講座	3	3
教育学・教育心理学講座	3	3

(『平成 24 年度前学期および後学期』TA 実施報告書』)

2) 教育学研究科

教育課程を展開するために必要な事務職員等は、教務課において教育学研究科担当の教務係長 1 名、教務主任 1 名、事務員 1 名、事務補佐 2 名が配置されている。また、総務は学部総務係が兼務しており、事務長 1 名、総務係長 1 名、主任 2 名、事務員 1 名、事務補佐 6 名が配置されている。また、平成 19 年度からは、GP 支援室があらたに設置され、教務補佐 2 名、事務補佐 1 名がそれぞれ配置されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育課程を展開するに必要な事務職員は確保されており、TA も広範囲に積極的に活用されてきたと判断される。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学職員人事規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/syugyo/jinji.htm>)

『事務系職員、技術系職員、助手等の配置状況』

『佐賀大学ティーチング・アシスタント運用要領、ティーチング・アシスタント (TA) 実施報告書』

『国立大学法人佐賀大学事務組織規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/jimusosiki.htm>)

『平成 24 年度前期学期 TA 実施報告書』『平成 24 年度後学期 TA 実施報告書』

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

適切な教員配置と取組がなされている。

【 改善を要する点 】

特記事項なし

(3)基準 1-3 の自己評価の概要

適切な教員配置と取組がなされている。

●基準 1-4 学生の受入

(1)観点ごとの分析

4-1. 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。

観点 4-1-①:

入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められているか。

【 観点到係る状況 】

1) 文化教育学部

アドミッション・ポリシーは『入学者選抜要項』、募集単位毎の『学生募集要項』の巻頭及びホームページ上に公開している。大学説明会等においては『入学者選抜要項』を全員に配付し、入試説明に当たって受入方針の説明を行っている。なお、アドミッション・ポリシーは現在ホームページ上に公開されている。(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/policy/admission.php>)

（１）基本理念

本学部は、国際化・情報化・高齢化の進む今日の社会状況の中で、新しい社会と文化の創造という課題と、それを担う人材の育成、教育という問題を総合的に取り上げ、現代における人間、社会、自然の全体的理解に基づく「総合知」を目指している。

（２）教育の目的・目標・方針および求める学生像

＜学校教育課程＞

（目的）

小学校教諭一種免許状の取得を卒業要件とする当課程においては、複雑で深刻な現在の教育問題社会的・歴史的背景や原因、さらにその心理学的要因を理解し、それに対応できる教員の養成を目指します。

（目標）

1. 学校で起こる教育上の問題を的確に把握し、それに対応できる教員を養成します。
2. 児童・生徒にとって楽しい授業を実現できる授業実践能力をもった教員を養成します。
3. 理科や数学に対する児童・生徒の興味関心を高める能力をもった教員を養成します。
4. 音楽を通じて、児童・生徒に豊かな情操を育てる能力をもった教員を養成します。

（方針）

学校教育課程には7つの選修（教育学、教育心理学、障害児教育、教科教育、理科、数学、音楽）があり、学生はいずれかの選修に所属します。小学校各教科の教育内容や指導法、教育実習などの科目を一通り学習して小学校教員に必要とされる基礎的な知識や技能を身につけるとともに、所属する選修の専門を深めることにより高度な知識と能力を修得します。

（求める学生像）

小学校の全教科に関する学習と、教育学、教育心理学、障害児教育、教科教育、理科、数学、音楽のいずれかの専門分野に興味と意欲を持ち、幅広い基礎的学力や技能を備え、学校教育の諸問題や各教科の教育について熱意を持って学ぶことにより、小学校の教員、さらには中学校・高等学校などの教員を目指す学生を求めます。

なお、卒業には小学校教員一種免許状取得の要件を完全に満たさなければならないので、承知しておくこと。

＜国際文化課程＞

（目的）

1. 国際的な広い視野に立って諸々の文化の価値を理解することのできる深い学識と豊かな人間性を養い、地域や国際社会の様々な分野で活躍できる人材を育てます。
2. 多様で異質な文化を深く理解させることで、自己を見つめ、人間とは何かを考え、生きる力、つまり「人間力」を養成します。

（目標）

1. 国際社会に深い理解を有する能力を養成するための科目を設定し、国際人としての資質を形成します。
2. 英語とともに、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語を履修させ、高い外国語運用能力を養成

します。

3. 指導的立場に必要なコミュニケーション能力、深い洞察と分析に基づいた企画力・実践力を養成します。

4. ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）に深い理解を有する人材を育成します。

（方針）

1. 他者とコミュニケーションする力、すなわち言語運用能力を重視し、教養教育と専門教育の外国語を合わせて、2カ国語以上を徹底的に指導します。

2. 2年次からは、「日本・アジア文化選修」と「欧米文化選修」にコース分けし、それぞれの地域の歴史、哲学、法学、政治・経済などを広い視野から理解できるように指導します。

3. 3・4年次には、少人数ゼミによるきめ細かな卒論指導を通して実力をつけます。

（求める学生像）

1. 広く国際的な視野からものごとを考え、学び、それを将来自分や社会のために活かそうという意欲や希望を持つ学生を求めます。

2. 広くアジアや欧米の言語、文化、歴史、哲学、法学、政治、経済などを学びたい、海外の大学に留学したい、公務員、旅客業、情報通信業、金融保険業など国際的な視野を必要とする業種に就職したい、中学校、高等学校の国語科、社会科、英語科の教員になりたい人を求めます。

<人間環境課程>

（目的）

世界のグローバル化の中で、現代社会は人間の根源的な課題への対応に迫られ、自然科学、社会科学、人間科学の分野から総合的に環境・社会・人に関する理論と方法論の探求が必要とされています。人間環境課程には、生活・環境・技術と健康福祉・スポーツの2選修が設けられています。本課程では、地域や文化の視点から生活や環境を考え、地域に新しい生活環境を創造すること、空気・水などグローバルな自然環境に関して基礎的な知識を身につけ、社会で起こる諸問題の科学的解明とその解決策を構築すること、人間の健康福祉・スポーツについて専門的な知識や技能を身につけ、人がいきいきと暮らす社会づくりを追求することを目的とします。

（目標）

変化の激しい21世紀社会では、人間と環境に対処しうる幅広い視野を持った実践力の高い人材が求められています。本課程では、自然環境、社会環境、地域社会及び家庭環境、並びに健康福祉・スポーツの側面から人間生活を考え、より豊かで、快適な生活を営むための情報処理能力を身につけ、フィールドワークを通して企画立案の出来る人材や健康づくり、社会福祉政策への提言、地域社会におけるスポーツ振興に貢献できる人材を育成します。

（方針）

2選修には、それぞれ2分野が設けられています。1年次では、環境学、社会学、運動学、住居学、健康科学、地域学等の基礎的な科目を履修し、それぞれの分野の専門基礎に関する知識・技能を涵養します。2年次からは、希望する専攻分野で高度な知識・技能や実践力、問題解決能力を深め、4年次においては、環境と社会と人を意識した多様なテーマによる卒業研究を行い、卒業論文にまとめて成果を発表します。

(求める学生像)

現代社会の具体的な諸問題に取り組むことのできる教養と基礎学力を有し、自然環境、地域社会、人間の文化、健康と福祉、またはスポーツに強い関心をもって、これらの分野に関する高度な知識と先見性、実践力を身につけていく意欲ある学生を求めます。

＜美術・工芸課程＞

(目的)

真に豊かな暮らしや文化を育み、言葉や習慣の違いを越えた豊かな心とコミュニケーションを生む美術・工芸を究めるために、日々知性・感性・技術を磨き、社会に貢献する創造者となるべく、人間を豊かに伸ばします。

(目標)

近代美術・工芸を育んだ地の利と、美術・工芸教育の伝統と優れた実績を足がかりとして、理論と実践の両面から幅広く積極的な活動に裏付けられた自信と説得力を身につけ、優秀な教育者や専門家、企業人などの人材を育成します。

(方針)

総合大学の幅広い知や人の刺激を受けながら専門を深めます。1 年次では日本画、西洋画、彫刻、デザイン、窯芸、木工工芸、染織工芸、金工工芸、美術理論・美術史及び美術教育の基礎的な内容について一通り履修し、作品制作や理論研究に向けた柔軟な思考力と技能を養います。2 年次からは、希望する専攻分野で知識・技術・経験を深め、関連する科目も履修します。4 年次には卒業研究が課され、年度末に「卒業制作展」で発表します。

(求める学生像)

日本画、西洋画、彫刻、デザイン、窯芸、木工工芸、染織工芸、金工工芸、美術理論・美術史及び美術教育の各分野に興味と意欲を持ち、基礎的学力や技能を備え、制作に意欲的に取り組み、表現や理論的な思考などの能力を自ら育てようとする熱意を持って学ぶことにより、優れた教育者や専門家、企業人などを目指す学生を求めます。

2) 教育学研究科

(1) 研究科の目的

大学院教育学研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(2) 教育学研究科のアドミッション・ポリシー

現在、佐賀大学の三つの方針に基づく教育学研究科の新しいアドミッション・ポリシーを作成中である。現状の教育学研究科のアドミッション・ポリシーは以下のようになっている。

(3) 基本理念

国際化・情報化・高齢化が著しい現代社会において、多くの困難な教育問題に対応できる高度専門職業人を養成することによって、県内外の教育現場と共に、地域社会や国際社会にも貢献することを

目的としています。

＜学校教育専攻＞

（目的）

教育学、教育心理学及び障害児教育の分野において、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達と学習に関する理論、障害児教育に関する理論に加え、学校経営、生徒指導及び生涯学習に関する高度の専門的知識を授け、社会的視点に立ち、学校全体を見据えうる、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的としています。

（目標）

1. 教育学は、人権問題、地域社会における子どもの問題などを軸に、学校・家庭・地域の現代的教育組織化及び各々の教育的機能の意義と課題などについて専門的かつ実践的に研究します。
2. 教育心理学は、児童・生徒の評価、理解及び教師のあり方などについて、教育心理学、発達心理学及び臨床心理学の分野を基礎にして、専門的に研究します。
3. 障害児教育学は、障害児の発達特性とそれに応じた治療教育や制度の問題、障害児教育の内容と方法などについて専門的に研究します。

＜教科教育専攻＞

（目的）

各教科における教科教育に関する授業科目と教科内容に関する授業科目を設定し、その学習成果を実践面に応用するための実践授業研究と修士論文に結びつく課題研究を課すことによって、各教科に関する高度の専門的知識を授け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的としています。

（目標）

1. 国語教育は、国語学、国文学、漢文学、書道の専門的研究を深め、それらの研究成果の組織化・体系化に努め、あわせてそれを基礎とした国語教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図ります。また教育の国際化に対応した日本語教育にかかわる専門的能力を身につけることも目指しています。
2. 社会科教育は、歴史学、地理学、法律学・政治学、社会学・経済学、哲学・倫理学等の社会科教育に関する諸分野の専門的研究を深めるとともに、現代社会における文化と国際社会の相互作用を視野に入れて、社会科教育学の理論と実践について高度な研究・教育を行います。
3. 数学教育は、代数学、幾何学、解析学、応用数学の研究を通して、小学校から高等学校における算数・数学教育の原理・内容・方法などに関するより進んだ研究を行い、数学に関する専門的能力を高めます。
4. 理科教育は、自然科学の急速な進歩に対応しつつ、物理学、化学、生物学、地学の専門的研究を深めるとともに、理科教科の教育課程の研究と教育実践を行う能力を身につけた人材の養成を目指します。
5. 音楽教育は、声楽、器楽、作曲、指揮法、音楽学及び音楽科教育に関する専門的研究・教育を行うとともに、音楽表現能力と音楽学的研究能力を高め、それらの専門的能力を学校や地域の音楽指導に統合しうる音楽教育者を養成します。

6. 美術教育は、素描、日本画、西洋画、彫刻、デザイン、窯芸、木工工芸、美術理論等の研究を基礎において、その専門性と教育実践を統合しつつ、現代的かつ将来的諸課題を究明し、美術教育にかかわる高度な理論的・実践的能力の形成を図ります。
7. 保健体育は、保健体育科教育、体育学、運動学、健康運動実践学、運動生理学及び学校保健の各分野を基盤とし、保健体育教育に関する理論の確立と地域社会における指導能力の形成を図ります。
8. 技術教育は、電気・電子工学、機械工学の基礎、情報基礎等の技術科教育に関する専門的研究を深めるとともに、専門性と教育実践とを統合しつつ高度な教育・研究ができる人材を養成します。
9. 家政教育は、食物学、被服学、住居学、家族関係学及び家庭科教育に関する高度な専門的研究を深め、その専門的知識及び研究方法論を応用しながら、家庭科教育の専門的能力と教育実践力を持った人材を養成します。
10. 英語教育は、英語教育学、英語学、英米文学等の英語教育に関する諸問題について研究を深め、これらの研究成果を有機的に体系化し、時代に即応した英語教員の育成を目指します。

(4) 専攻のアドミッション・ポリシーの公表方法

平成 24 年度佐賀大学大学院学生募集要項およびホームページ

(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/policy/admission.php>) によって公表している。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

文化教育学部では、4 つの課程を通して幅広い見識を養うと共に、深い「総合知」を授けることを目指しており、学校教育法第 83 条に沿った目的を有している。そして、それを広く周知する取り組みが行われている。「佐賀大学の 3 つの方針」に基づく「入学者受入れの方針」を作成している。

2) 教育学研究科

教育学研究科では 2 つの専攻を通して初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的としている。アドミッション・ポリシーもホームページ上に公開しており、募集要項にも掲載している。

(根拠資料)

『佐賀大学ホームページ』「入試情報」(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/policy/admission.php>)

『佐賀大学入学者受入れの方針』 (http://www.sao.saga-u.ac.jp/ad_policy.htm)

『平成 24 年度佐賀大学大学院学生募集要項』『平成 24 年度入学者選抜要項』

観点 4-1-②:

入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部

募集区分毎に専門、アドミッション・ポリシーに沿った専門科目、小論文、面接、口頭試問、実技検査を設定し実施している。平成 21 年度入試からは一部の選修（学校教育課程音楽選修、人間環境課程健康福祉・スポーツ選修）で A0 入試を導入した。

入学者選抜の基本方針（学部共通）を以下に示す。

（1）一般入試

（入学要件）

出願資格を満たし、募集区分毎に定めた大学入試センター試験科目を受験したうえで、前期日程・後期日程の個別学力検査を出願・受験して合格した者。

（選抜方式）

大学入試センター試験と、前期日程では個別学力検査を、後期日程では小論文、口頭試問を含む面接、実技検査を実施します。（募集区分毎に科目が異なります。）

（選抜基準）

募集区分毎に定めた配点で総合的に評価します。

（2）推薦入学

（入学要件）

募集区分毎に定めた出願要件等を満たし、高等学校長から責任をもって推薦され、合格した場合は確実に入学できる者。（募集のない選修がある。）

（選抜方式）

書類（調査書及び推薦書）による第 1 次選考を経て、実技検査、口頭試問を含む面接及び小論文による第 2 次選考を実施します。（募集区分毎に科目が異なります。）

（選抜基準）

学業成績や修学状況、意欲、当該分野の活動歴・能力・知識等を総合的に評価します。

（3）私費外国人留学生選抜

（入学要件）

日本国籍を有しない者で、国外において学校教育による 12 年の課程を修了し、日本留学試験及び TOEFL を受験済みの者。

（選抜方式）

面接及び日本語（作文）ないしは実技検査を実施します。（募集区分毎に科目が異なります。）

（選抜基準）

日本留学試験及び TOEFL の成績と、面接、日本語（作文）ないしは実技検査の成績を総合的に評価します。

（4）A0 入試（学校教育課程音楽選修、人間環境課程健康福祉・スポーツ選修のみ）

（入学要件）

出願要件等を満たし、合格した場合は確実に入学できる者。

(選抜方式)

書類による第1次選考を経て、実技検査、小論文及び面接による第2次選考を実施します。

(選抜基準)

書類による第1次選考と、面接による第2次選考を総合的に評価します。

(5) 編入学

(入学要件)

3年次に編入可能な出願資格を満たす者。(募集のない選修があります。)推薦は、所属学校長から責任をもって推薦され、合格した場合は確実に入学できる者。

(選抜方式)

書類、外国語、小論文、実技検査、面接等を実施します。(募集区分毎に科目が異なります。)

(選抜基準)

選抜試験及び学業成績、意欲、当該分野の活動歴・能力・知識等を総合的に評価します。

機能の検証について大学・学部・研究科共通の検証システムの整備には至っていないが、募集単位毎の状況把握、元となるデータの集積に努め、具体的な機能の検証に向けて準備を進めており、入学後の学業成績との関連の分析に着手している。平成21年度入試から採用したA0入試についても、入学後の評価とともに追跡調査を実施する。具体的には、平成18年度から採用したGPAと入試成績との対象追跡調査のためのシステムを構築するため、平成20年度末に専門知識とノウハウを持つアドミッションセンター専任教員を採用し、導入・分析を図っている。

2) 教育学研究科

<入学者選抜の基本方針>

教育目的・目標及び求める学生像にかなう能力を見極めるため、一般・現職教員・外国人別の出願資格を満たす者について、募集区分毎の選抜を実施します。

(1) 一般入試

外国語、専門科目、口述試験、研究計画*により総合的に評価します。(*数学教育専修、理科教育専修、技術教育専修を除き出願時に提出。国語教育専修、美術教育専修は卒業研究等を含む。)

(2) 現職教員等の入試

口述試験、研究業績書等の審査、研究計画により総合的に評価します。

(3) 外国人留学生入試

専門科目、口述試験・面接、研究計画*により総合的に評価します。(*数学教育専修、理科教育専修、技術教育専修を除き出願時に提出。国語教育専修、美術教育専修は卒業研究等を含む。)

(専攻の選抜方法)

一般入試では、勉学と研究を進めていくために必要な専門的基礎知識及び研究意欲を備えているか

を見るための外国語および専門科目の筆記試験、口述試験と、研究計画を総合して選抜を行っている。

現職教員等選抜では、教育学コース・教育心理学コース・障害児教育コースのいずれのコースにおいても、勉学と研究を進めていくために必要な専門的基礎知識及び研究意欲を備えているかを見るための口述試験と、教育現場における研究実績等の審査を総合して選抜を行っている。

外国人留学生選抜では、教育学コース・教育心理学コース・障害児教育コースのいずれのコースにおいても、勉学と研究を進めていくために必要な日本語能力と専門的基礎知識及び研究意欲を備えているかを見るために、筆記試験（3 コース共通問題とコース別選択問題から成る日本語による専門科目）と日本語による口述試験及び面接を課している。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。加えて、留学生、編入学生等の受入等に関する基本方針を示しており、それに基づいた適切な対応が講じられていると判断される。

2) 教育学研究科

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学ホームページ』「入試情報」(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/policy/admission.php>)

『平成 25 年度入学者選抜要項』『平成 25 年度佐賀大学大学院学生募集要項』

（ 関係法令 ）

- ・学校教育法第 90 条（入学資格）、第 102 条（大学院の入学資格）
- ・学校教育法施行規則第 150 条、第 151 条、第 153 条、第 154 条、第 155 条第 1 項、第 156 条、第 159 条、第 160 条
- ・専門職大学院設置基準第 19 条（法科大学院の入学者選抜）、第 20 条
- ・平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）
- ・その他各種文部科学省告示

観点 4-1-③:

入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部の選抜の実施体制及び公正性を確保する体制

本学部では入学者選抜は「平成 25 年度佐賀大学一般入試監督要領」「平成 25 年度佐賀大学一般入試監督要領」に基づいて実施される。一般選抜試験（個別学力検査）においては試験本部長を学長、副本部長を学部長とし、入学試験委員、実施本部付、試験実施事務局、救急処置を組織して実施運営にあたっている。

私費外国人留学入学試験実施組織は総括責任者を学部長とし、その下に課程等代表を各 1 名、学部入学試験委員会委員 4 名、及び各試験関係委員（問題作成委員、問題点検委員、採点委員、監督委員、面接委員、実技実施委員）を配し、実施している。編入学試験実施組織、推薦入学試験実施組織は、上記私費外国人留学入学試験実施組織に準ずるものである。

2) 教育学研究科の選抜の実施体制及び公正性を確保する体制

大学院教育学研究科は「教育学研究科入学試験実施要領」に沿って、総括責任者を研究科長とし、コース・専修各1名からなる研究科運営委員会において、実務的な事柄について協議し、入試の円滑な実施に努めている。学校教育専攻・教科教育専攻、コース・専修ごとの採点評価基準、合否判定基準は「教育学研究科入学試験合否判定基準」に明示され、それに沿って受け入れが行われている。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

本学部においては「平成25年度佐賀大学入学試験実施事務局担当者名簿」および「平成25年度佐賀大学一般入試実施要項」等から分析して組織の役割、人的規模・バランス、組織間の連携、意思決定プロセス、責任の明確化がなされているとみることができる。それ故、本学部の入学者選抜は適切な体制により、公正に実施されているとみなすことができる。

2) 教育学研究科

研究科長を統括責任者とし、コース・専修各1名からなる研究科運営委員会による協議、それに基づくコース・専修会議による各構員の協力により、実施されている。また、入試関係委員として各コース・専修に、問題作成委員、点検委員、監督委員、口述試験・面接実施委員、調査書等審査委員、研究業績書審査委員及び実技試験実施委員を置き、公正に実施している。

(根拠資料)

『佐賀大学入学者選抜規則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/nyusi.htm>)
『佐賀大学入学試験専門委員会細則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/nyusisaisoku.htm>)
『入学試験関係委員会組織図』『大学院入学試験等実施組織図』『平成25年度佐賀大学入学者選抜要項』
『平成25年度佐賀大学一般入試実施要項』『教育学研究科入学試験実施要領』
(関係法令等)
・大学設置基準第2条の2(入学者選抜)

観点4-1-④:

入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部の選抜の検証の方法及び改善の取り組み

アドミッション・ポリシーに沿って学生の受入が実際に行われているかを検証するための取り組みは、主に入学者選抜方法改善検討委員会を通して行っている。入学者選抜方法改善検討委員会(入試運営委員会との共催)では、各講座への入試についてのアンケートを行い、A0入試導入や推薦入試の在り方に関して検討を続けてきた。その中で入学後の学生の特徴に関して調査した結果、教員養成課程において「教員を志望しない学生の増加が目立つ」、「学力レベルが低下したようである」などの意見がだされ、実際に入学してきた学生がアドミッション・ポリシーに必ずしも沿った形ではないことが伺われる(「入学者選抜方法改善検討委員会・入試運営委員会による学部入試に関する教員サイドの意向調査アンケート」平成19年1月)。その反面、「入試方法の違いによる学生の学力に差は認められ

ない」とする意見もあり、その結果を入試選抜の改善に直接結びつける事への危険性を指摘する声もある。今後、引き続き入学者選抜方法改善検討委員会によって検討を行う必要がある。

2) 教育学研究科の選抜の検証の方法及び改善の取り組み

教育学研究科において、アドミッション・ポリシーに沿った院生の受入が実際に行われているかを検証するための取組は、主に、研究科運営委員に1名の教育研究評議員を加えた拡大研究科運営委員会を通して行われている。今後、追跡調査により、入試全般が本来の教育学研究科のアドミッション・ポリシーに沿ったものかどうか検討することが必要であろう。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

入学者受入方針に沿った学生の受入が行われているかどうかを検証するための取組は行われているものの、その結果を入学者選抜の改善に役立てているとは言い難い。今後の検討が必要である。

2) 教育学研究科

拡大研究科運営委員会は平成18年12月19日各専修・コースに対して、1) アドミッション・ポリシーの伝達について、2) 大学院入試の問題点、3) A0 入試について、4) 社会人学生受け入れについて、5) 他大学・他学部出身者の受け入れ体制についての5点に関してアンケートを実施し、検証するための取り組みを行っている。

(根拠資料)

『佐賀大学ホームページ』「入試情報」(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/policy/admission.php>)

『入学者選抜方法改善検討委員会・入試運営委員会による学部入試に関する教員サイドの意向調査アンケート』(平成19年1月)

『拡大研究科運営委員会大学院(教育学研究科)アンケート』

4-2. 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点 4-2-①:

実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部の入学選抜状況

文化教育学部の平成25年度入学者選抜の状況は、以下のとおりである。

表 8. 平成 25 年度入学者選抜状況

課程・選修	入学定員	募集人員					平成 25 年度入学者					
		AO	前期	後期	推薦	外国人	AO	前期	後期	推薦	外国人	計
学校教育課程												
教育学選修	20	-	14	6	-	若干名	-	16	5	-	-	21
教育心理学選修												
障害児教育選修	9	-	6	3	-	若干名	-	8	3	-	-	11
教科教育選修	42	-	24	8	10	若干名	-	26	7	10	-	43
理科選修	7	-	5	2	-	若干名	-	6	1	-	-	7
数学選修	7	-	5	2	-	若干名	-	6	2	-	-	8
音楽選修	5	2	-	3	-	若干名	2	-	3	-	-	5
計	90	2	54	24	10		2	62	21	10	-	95
国際文化課程												
日本・アジア文化選修	60	-	40	14	6	若干名	-	44	10	6	1	61
欧米文化選修												
計	60	-	40	14	6		-	44	10	6	1	61
人間環境課程												
生活・環境・技術選修	60	3	35	9	4	若干名		43	8	4	1	68
健康福祉・スポーツ選修					9		3			9		
計	60	3	35	9	13		3	43	8	13	1	68
美術・工芸課程	30	-	19	7	4	若干名	-	19	8	4	-	31
計	30	-	19	7	4		-	19	8	4	-	31
合 計	240	5	148	54	33		5	168	47	33	2	255

(注) 表の見出しにおける選抜種別の区分は、以下のとおり。

前 期：一般選抜（前期日程）、後 期：一般選抜（後期日程）、推 薦：推薦入学による選抜、
外国人：私費外国人留学生選抜

表 9. 平成 25 年度文化教育学部編入学者選抜状況

課程・選修	入学 定員	募集人員		入学者		計
		一般	推薦	一般	推薦	
国際文化課程	20	17	3			
日本・アジア文化選修				3	1	4
欧米文化選修				3	2	5
計				6	3	9
人間環境課程						
生活・環境・技術選修				3	2	5
健康福祉・スポーツ選修				3	－	3
計				7	2	9
美術・工芸課程				2	0	2
合 計	20	17	3	15	4	19

(注) 表の見出しにおける選抜種別の区分は、以下のとおり。
一般：一般選抜 推薦：推薦入学による選抜

表 10. 各年度における入学定員充足率

年 度	課 程	入学 定員	入学者数	入学定員 充足率
平成 18	学校教育	90	98	109 %
	国際文化	60	67	112 %
	人間環境	60	70	117 %
	美術・工芸	30	32	107 %
平成 19	学校教育	90	100	111 %
	国際文化	60	61	102 %
	人間環境	60	64	107 %
	美術・工芸	30	32	107 %
平成 20	学校教育	90	102	113 %
	国際文化	60	61	102 %
	人間環境	60	60	100 %
	美術・工芸	30	33	110 %
平成 21	学校教育	90	95	105 %
	国際文化	60	62	103 %
	人間環境	60	65	108 %

	美術・工芸	30	32	106 %
平成 22	学校教育	90	100	111 %
	国際文化	60	60	100 %
	人間環境	60	61	101 %
	美術・工芸	30	31	103 %
平成 23	学校教育	90	91	101 %
	国際文化	60	61	102 %
	人間環境	60	65	108 %
	美術・工芸	30	31	103 %
平成 24	学校教育	90	95	106 %
	国際文化	60	63	105 %
	人間環境	60	63	105 %
	美術・工芸	30	30	100 %
平成 25	学校教育	90	95	106 %
	国際文化	60	61	102 %
	人間環境	60	68	113 %
	美術・工芸	30	31	103 %

(平成 18 年度～25 年度入学試験に関する統計)

2) 教育学研究科の選抜方法毎の定員及び入学者数

教育学研究科の平成 25 年度入学者選抜の状況は、以下のとおりである。

表 11. 平成 25 年度研究科入学者選抜状況

専攻	入学 定員	募集人員			平成 25 年度入学者			
		一 般	現職教員	外国人	一 般	現職教員	外国人	計
学校教育専攻	6	5	若干人	1	4	1	1	6
教科教育専攻	33	30	若干人	3	24	5	5	34
合計	39	35		4	28	6	6	40

(注) 表の見出しにおける選抜種別の区分は、以下のとおり。

一 般：一般選抜、現職教員：現職教員等の選抜、外国人：外国人留学生選抜

表 12. 平成 25 年度佐賀大学大学院志願者数等（総括表）

研究科	専攻	募集人員				志願者数				受験者数				合格者数				入学者数			
		一 般	社 会 人	外 国 人	計	一 般	社 会 人	外 国 人	計	一 般	社 会 人	外 国 人	計	一 般	社 会 人	外 国 人	計	一 般	社 会 人	外 国 人	計
教育学研究科 (修士課程)	学校教育専攻	5	若 干 人	1	6	4	1	1	6	4	1	1	6	4	1	1	6	4	1	1	6
	教科教育専攻	30	若 干 人	3	33	32	5	5	42	32	5	5	42	29	5	5	39	24	5	5	34
	計	35	－	4	39	36	6	6	48	36	6	6	48	33	6	6	45	28	6	6	40

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

文化教育学部の平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間の入学定員充足率をみると、最大で 113 %、最小で 100 %となっており、入学定員と入学者数との関係が適正に保たれていると考えられる。

2) 教育学研究科

教育学研究科は入学定員が充足していないものの、外国人留学生については、超過傾向が続いている。である。平成 21 年度より入学定員の厳格化の指示の下での大学院入試を実施しているにもかかわらず、外国人留学生の増加に対応しきれていないのが現状である。

(根拠資料)

『平成 21 年度佐賀大学入学者選抜要項』『平成 18 年度入学試験に関する統計』『平成 19 年度入学試験に関する統計』『平成 20 年度入学試験に関する統計』『平成 21 年度入学試験に関する統計』『平成 22 年度入学試験に関する統計』『平成 23 年度入学試験に関する統計』『平成 24 年度入学試験に関する統計』『平成 21 年度アドミッションセンター報告書 第 1 号』『平成 22 年度アドミッションセンター報告書 第 2 号』『平成 23 年度アドミッションセンター報告書 第 3 号』『平成 24 年度アドミッションセンター報告書 第 4 号』

(関係法令等)

- ・大学設置基準第 18 条 (収容定員) ・大学院設置基準第 10 条 (収容定員)
- ・専門職大学院設置基準第 35 条 (その他の基準)
- ・平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 45 号 (大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

入学者受入の方針を定め、公正な入学者選抜試験が実施されている。

【 改善を要する点 】

教育学研究科において、外国人留学生の入学者については依然超過傾向である。平成 21 年度より入学定員の厳格化の指示の下での大学院入試を実施しているにもかかわらず、外国人留学生の増加に対応しきれていないのが現状であり、適正な改善策を講じる必要がある。

(3) 基準 1－4 の自己評価の概要

教育学研究科において外国人留学生の入学希望者が増加する傾向にあり、これに対する受け入れ態勢の整備が必要である。

● 基準 1－5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

5－1. 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

観点 5－1－①:

教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められているか。

【 観点到係る状況 】

本課程の編成・実施方針については教育方針を具現化するために、以下の方針の下に教育課程を編成し、教育を実施する旨が明確に定められており、「学生センターホームページ」にて公開されている。

1) 教育課程の編成

- (1) 効果的な学習成果を上げるために、教養教育(全学教育)科目と専門教育科目を順次的・体系的に配置した4年一貫の教育課程を編成する。

(2) 教養教育については、以下の科目を配置する。

[基礎的な知識と技能の分野]

① 教養教育において、文化・自然、現代社会と生活に関する授業科目(主題科目、共通主題科目、健康・スポーツ科目)、言語・情報・科学リテラシーに関する授業科目(外国語科目、情報処理科目)を、必修および選択必修として幅広く履修できるように配置する。

② 教養教育における言語・情報・科学リテラシーに関する教育科目は初年次から開講し、基礎的な汎用技能を修得した上で、専門課程における応用へと発展的な学習に繋げる。

[課題発見・解決能力の分野]

① 教養教育において、様々な課題を探究し、少人数クラスでの検討を通じて解決の道を探るための授業科目を、初年次の必修として配置する(大学入門科目)。また、現代的な課題を発見・探究し、問題解決につながる協調性と指導力を身につけさせるための科目を、選択として配置する(共通主題科目)。

[地域や国際社会を担う国際的教養人としての資質(社会と個人の持続的発展を支える力)]

① 教養教育において、他者を理解し共生する力や高い倫理観・社会的責任感に関する授業科目を、選択必修として幅広く履修できるように配置する(主題科目、共通主題科目)。

(3) 教員として必要とされる体系的な知識を修得するための専門教育科目を、以下の「専門基礎科目」「専門科目(課程共通科目、学校教育科目、専門外国語科目、選修科目、自由選択科目、卒業研究)」に区分し、1～4年次まで段階的に配置する。

<専門基礎科目>

文化と教育の融合を図るという文化教育学部の理念を実現するための科目であるとともに、専門分野を学修する上で、その基礎になる科目として設置されている。そのため、本学部全員にとって必修および選択必修の科目としている。

<専門科目>

課程共通科目、学校教育科目又は教育科目、専門外国語科目、情報処理科目、選修科目、自由選択科目及び卒業研究から構成されている。

◇課程共通科目：

各課程の趣旨・特色を活かすため、所属する課程の学生が専門の素養として共通にもっておくべき学力を育てるための科目として設置されている。そのため、各課程に履修すべき科目が定められていて、所属する課程の学生全員が履修する。

◇学校教育科目：

学校教育課程の学生が、必修として履修しなければならない科目として設置している。各課程の目的に合った教育的素養を育てる。

◇専門外国語科目：

全課程の学生にとって必修の科目で、外国語の運用能力を育てる。

◇選修科目：

各選修の特色を表す科目であり、その選修分野の主体をなす科目として設定している。必修科目と選択科目からなっており、選択科目は、めざす能力を高めるために各自で計画的に選択する。

◇自由選択科目：

全学部の特設教育科目の中から各自の興味にしたがって選択できる科目として設定している。そのため、この自由選択科目に配当された単位数は、教員免許伏取得のための科目を履修する際に利用する。

◇卒業研究：

4年間にわたる学修の集大成にあたるもので、4年次の1年間を通して研究するために設定している。この卒業研究は、履修条件が課せられており、この条件を満たした者は、所定の手続きにより、3年次の後半にテーマと指導教員を決め、このテーマに基づいて計画的に卒業研究(論文、制作、演奏など)を進める。

2) 教育の実施体制

- (1) 授業科目の教育内容ごとに、その分野の授業を行うのに適した専門性を有する教員が講義・実習等を担当するよう担当教員を配置する。
- (2) 順序だてて体系的な知識や理論、技術を学べるように、授業科目の学年配置を工夫するとともに、教員の間で相互に連携して担当科目間の一貫性を保つ。

3) 教育・指導の方法

- (1) 講義、実験・実技・実習およびフィールドワークによる実証的学習や体験学習をバランスよく組み合わせ学習成果を高める。
- (2) 学生の自主的な学習と問題解決法の習得を目指して、ディスカッションやプレゼンテーションなど取り入れた授業を積極的に行う。
- (3) 少人数の学生グループごとに指導教員(チューター)を配置し、きめ細かな履修指導や学習支援を行う。
- (4) 初年次より学校体験を取り入れ、体系的に指導する科目(教育実践フィールド演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を導入し、教員としての資質向上を促進する。

4) 成績の評価

- (1) 各授業科目について、その内容、到達目標、成績の評価方法と基準をシラバス等で公開して学生に周知した上で、「成績判定に関する規定」に基づき公正で厳格な成績評価を行う。
- (2) 必修科目である卒業研究については、成績評価の公正性を担保するために主査の他に副査を置く。主査と副査は上記規定に則り合議により厳格な判定を行う。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は明確に定められているだけでなく、ホームページにて積極的な公開をおこなっている。

(根拠資料)

『文化教育学部』(<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/>)

『教育課程編成・実施の方針：教養教育運営機構』(http://www.ofge.saga-u.ac.jp/students_01a.html)

『学生センター』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhausin.html>)

観点 5-1-②:

教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【 観点に係る状況 】

本学部の教育課程は「佐賀大学学則」、「佐賀大学教養教育科目履修規程」及び「佐賀大学文化教育学部規則」に定めるもののほか、「文化教育学部履修細則」に基づき、「教養教育科目」と「専門教育科目」により編成されている。下表に示すように「教養教育科目」は33単位、「専門教育科目」は学校教育課程が101単位、その他の課程が91単位を卒業要件として設けている。

表 13. 教養教育科目と専門化教育科目の修得単位数

課 程	教養教育科目								小計	専門教育科目		小計	合計	
	大学 入 門 科 目	共通基礎教育科目						主題科目		専門 基礎 科目	専門 科目			
		外国語科目		健康・スポ ーツ科目		情報処理		分野 別 主 題 科 目						共通 主題 科目
		英語	独語 仏語 中国語 朝鮮語	講義 演習	実 習	講義	演習							
学校教育課程	2	4	－	2	2	2	1	20	33	6	95	101	134	
国際文化課程	2	4	－	2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	
人間環境課程	2	4	－	2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	
美術・工芸課程	2	4	－	2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	

専門教育においては、文化と教育の融合を図るという学部の理念を実現するために、「専門基礎科目」を開設している。また、「課程共通科目」の設定により、専門教育における各選修間の連携を図っている。専門科目については各選修において特徴的な教育科目を含む幅広い授業科目が開設されており、体系的性が確保されている。

表 14. 課程・選修別の専門教育科目の修得単位

課 程・選 修		専門 基礎 科目	専門科目								合計
			課程 共通 科目	学校 教育 科目 又は 教育 科目	専門 外国 語科 目	情報 処理 科目	選修科目		自由選 択科目	卒業 研究	
		(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	
学校 教育 課程	教育学選修	6	6	57	2	－	12	8	6	4	101
	教育心理学選修	6	6	57	2	－	12	8	6	4	101
	障害児教育選修	6	6	57	2	－	8	10	8	4	101
	教科教育選修	6	6	57	2	－	6	10	10	4	101
	数学選修	6	6	57	2	－	12	10	4	4	101
	理科選修	6	6	57	2	－	16	8	2	4	101
	音楽選修	6	6	57	2	－	14	6	6	4	101
国際 文化 課程	日本・アジア文化選修	6	4	－	12	－	16	22	25	6	91
	欧米文化選修	6	4	－	12	－	12	26	25	6	91
人間 環境 課程	生活・環境・技術選修	6	4	－	2	4	12	39	18	6	91
	健康福祉・スポーツ選修	6	4	－	2	4	17	34	18	6	91
美術・工芸課程		6	4	4	2	－	24	25	20	6	91

(1) 開設状況

表にあるとおり、専門教育科目は「専門基礎科目」と「専門科目」から構成されている。専門基礎科目は文化と教育の融合を図るといふ学部理念を実現するための科目であるとともに、専門分野を学習する上で基礎になる科目であり、本学部学生全員にとって必修または選択必修である。

専門科目は「課程共通科目」、「学校教育科目または教育科目」、「専門外国語科目」、「情報処理科目」、「選修科目」、「自由選択科目」及び「卒業研究」から構成されている。課程共通科目は各課程の趣旨・特色を生かすため、所属する課程の学生が専門の素養として共通にもっておくべき学力を育てるための科目である。学校教育科目は学校教育課程の学生が、教育科目は美術・工芸課程の学生がそれぞれ必修として履修しなければならない科目である。専門外国語科目は国際文化課程の学生の必修科目で、外国語の運用能力を育てるための科目である。情報処理科目は人間環境課程の学生の必修科目であり、情報処理能力の強化を目的としている。

選修科目は各選修の主体をなす科目であり、「必修科目」と「選択科目」からなっている。4年一貫教育体制を原則として、専門的な講義、実験、演習、4年次にはそれらに加えて卒業研究を課し、より専門領域に特化した科目も配置されており、段階的履修が可能となっている。また、卒業研究指導については、4年次の学生に対して1年間を通して指導を行う（選修によっては3年次後期から実施）ものであり、この卒業研究履修条件として3年次の前学期修了までに74単位を習得していることとい

う条件が課せられている。

（２）履修モデル

学校教育課程においては小学校教諭一種免許状の取得を卒業要件とし、中学校・高等学校や養護学校、幼稚園の免許状が取得可能なカリキュラム編成を行っており、それぞれの免許状に応じた履修モデルをウェブ上で提示している。これは、選修毎のきめ細かいものとなっている。

（３）教育の質の向上のために実施している取り組み

① 教育実践力の向上のための教育実習カリキュラム改革

文化教育学部と教育学研究科では教員養成の質の向上を目指して、実践性の高い教師を養成するためのカリキュラムの改革を行ってきた。その一つが、学士課程と修士課程の連続性（学部４年＋修士２年）をもった高度教育実習改革である。すでに平成２０年度までに、学部の学校教育課程では、高度教育実習（教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を実施し、教育実習改革を行っている。平成２１年度からは修士課程においても大学院教育実習（「教育実践フィールド研究（大学院教育実習）」）を単位化し、学士課程と修士課程の連続性のある教育実習の高度化カリキュラムを完成させた。

② 発達障害と心身症・不登校への支援力の養成

新しい教員養成システムの１つとして、文化教育学部学校教育課程（３年生以上）と教育学研究科（１年生）の連携による新しいタイプの教育実習、臨床教育実習を計画し、実施した。平成１９年度専門職大学院等 GP に採択された取り組みである。本実習は、発達障害と心身症・不登校への支援力を養成することを目的としている。臨床教育実習についても平成２１年度より、学部科目として「臨床教育実習」「臨床教育演習」、教育学研究科科目として「教育実践フィールド研究（臨床教育実習）」を単位化するなど教員養成カリキュラムの整備を図っている。

③ 新課程や一般学部における教育実習改革

新課程においては教育実習を母校で実施していたが、母校実習を廃止して佐賀市教育委員会との連携・協力協定締結により、佐賀市内での教育実習を実施している。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、本学部のカリキュラムでは授業科目を適切に配置し、体系的な編成が行われ、かつ、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断される。とりわけ「教育実践力の向上のための教育実習カリキュラム改革」や「発達障害と心身症・不登校への支援力養成」といった精力的な取り組みが期待できる。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学学則』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>）

『教養教育科目の概要』（http://www.ofge.saga-u.ac.jp/students_04.html）

『佐賀大学学則第３条第２項』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>）

『佐賀大学学位規則第３条』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/gakui.htm>）

『各学部規則：文化教育学部』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/kisoku.htm>）

『各学部履修細則：文化教育学部』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/risyusaisoku.htm>）

『学校教育課程履修モデル』（<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/education/choice.php>）

観点 5-1-③:

教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【 観点に係る状況 】

他学部の授業科目の履修のほか、国内外の協定大学との間で単位互換が行われている。特に外国語科目では語学研修科目を設け、海外協定校との提携により効果的な教育を実施している。また、人間環境課程では「就業体験実習」の設定、学校教育課程では基礎力が不足している学生を対象とした補充授業（リメディアル教育）を実施しているなど、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮していると判断できる。

1) 他学科、他学部の授業科目の履修状況

多くの授業科目において、履修については他学部との互換性を有しており、他学部の科目を履修した場合にも、各選修によって上限は異なるが、自由選択科目として卒業要件単位に換算されている（学校教育課程 2～10 単位、国際文化課程 25 単位、人間環境課程 18 単位、美術・工芸課程 20 単位）。

2) 他大学との単位互換

他大学との単位互換については、九州地区の 8 大学の教員養成大学・学部間で協定を結び、各学部において他の大学と互換可能な科目を設定し、単位認定している。また国内では、放送大学、西九州大学との単位互換を始め、国外の大学との単位互換についても、様々な大学と、大学や部局ごとにも協定を結び、交換留学や研修などにより単位互換が認められ、特に語学研修の科目が充実している。

3) リメディアル教育の実施状況

ゆとり世代の入学で学習到達度も低くなり、より大学でのリメディアル教育の必要性が高まっていることが平成 21 年度の学生アンケートからも読み取ることができる。回答数の少なさに問題があるが、英語、数学、国語、理科といった教科に要望があることが分かる。本学部では試行段階も含めいくつかのリメディアル教育が実施されている。たとえば学校教育課程理科選修では、正課外で物理、化学、生物、地学の 4 分野で新入生の希望者に対して補充授業が、また正課の「化学通論Ⅰ、Ⅱ」と「物理学通論Ⅰ、Ⅱ」において、履修者に対して補充授業が行われている。科目名は「リメディアル力学講座」「補習物理」「化学補習授業」などである。そのほかにも大学講義導入のため通常の講義の枠内で高等学校教科内容のリメディアル導入をしている科目がある（「日本史」、「世界史」、「生物学通論Ⅲ・Ⅳ」など）。しかし、本来おこなうべき講義内容を削りながらリメディアルをおこなっている以外の科目では出席率が悪く、学習定着度に難があるのも事実である。また、リメディアルを実施するか否かは科目担当教員の判断によるものが多く、学部での組織的な取り組みも必要かもしれない。

4) インターンシップによる単位認定の状況

人間環境課程ではインターンシップも活用しており、学生の実践的学習の機会を提供している。当該インターンシップは「就業体験実習」として選択科目に配置され、単位として認められている。

5) 編入学生への配慮

編入学は、国際文化課程、人間環境課程、美術工芸課程の3課程で実施しているが、編入学生の単位認定制度を整備し、2年間での卒業を保障するだけでなく、資格取得のための履修モデルを提示することにより編入生の学修支援を実施している。

6) 修士課程との連携

学校教育課程においては、修士課程2年を視野に入れた6年間のカリキュラム編成を検討している。その1つとして、平成21年度からは学部教育実習の高度化（教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）と連動して、修士課程での教育実習を単位化し、実施している。国際文化課程、人間環境課程、美術工芸課程においても教育学研究科との連携を図っている。

7) 教員の研究課題と教育目標との整合性

本学部の多くの教員は研究成果を刊行物としてとりまとめ、授業のテキストや参考資料として使用する等、研究成果を担当する授業科目に反映するよう努めている。研究活動と授業内容との間に相当程度の関連があり、文化教育学部の特성에応じて研究活動の成果が授業内容に反映されている。

<教員の研究活動が授業科目に反映している例>

研究活動が授業科目に反映している例は「表6. 研究活動が反映された授業科目」(p. 21)にまとめである。人間環境課程では人間に関係する諸問題を総合的に捉え、地域・社会に貢献できる人材の育成を目的の一つとしており、その目的に沿った授業科目を開設している。その中で、「日本の地理と風土」の担当者は「佐賀大学有明海総合研究プロジェクト」のメンバーとして研究活動を行い、得られた研究成果を「佐賀大学有明海総合研究プロジェクト成果報告集」にまとめ、その一部を授業資料として活用している。

また、健康・福祉・スポーツ講座で地域貢献の一貫として「佐賀大学発地域クラブ育成プロジェクト研究」を実施しているが、そこで得られた地域貢献プログラムやそのノウハウを「健康福祉スポーツボランティア活動」「健康福祉計画」「トレーニング科学」「レクリエーション概論」において教授している。

8) 地方公共団体との連携

1. 佐賀県教育委員会との連携・協力事業

平成17年に文化教育学部は佐賀県教育委員会と連携・協力協定を締結し、連携・協力事業を展開している。その意義は、大学としては佐賀県教育委員会の協力を得て、使命感と実践力を備えた教員を養成することであり、県教育委員会としては、大学の多様で専門的な資源を活用した教育課題解決を行うことにある。

全体事業としては年に2回の連携・協力協議会を開催し、学部長および佐賀県教育長を筆頭に30名程度が出席し、佐賀県の教育課題や教員養成について踏み込んだ協議を行っている。

プロジェクト事業は、初年度には7事業であったが、平成24年度は5部門11事業を展開している。プロジェクト事業名は下記の通りであるが、文化教育学部の教員養成において、各プロジェクトの意義は大きい。たとえば、「教職実践演習」は、平成22年度入学生から教員免許取得のために必修とな

った科目であるが、その実施については県や市教委の協力が不可欠である。そのために、平成 19 年度より連携事業として試行に取り組み、県教委や市教委との協力体制を構築してきた。

また、文化教育学部及び教育学研究科では教育の質の向上のための取り組みとして、「発達障害と心身症の特別支援に強い教員の養成（臨床教育実習）」や「大学院教育実習」を実施しているが、それらを実施する上で、県教育委員会との連携により、教育実践のフィールドの確保が可能となるだけでなく、学生は県内教育関係者の指導・助言を得ることとなり、佐賀大学の教員養成の質的向上を図ることができる。「大学院教育実習」と「臨床教育実習」の事前学習会と最終報告会は、県教育委員会の担当者や実習校の学校長の参加を得て実施している。

一方、大学教員のもつ専門的知識を活かすことで、佐賀県教育界全体の向上が期待される。平成 19 年度からおこなわれている「理科指導力向上研修プログラム」は、佐賀県教育センターでの悉皆型研修において、大学の教員とセンター職員が協力し、小学校、中学校（理科）、高校（理科）、特別支援教員に対して、安全に理科実験をおこなうための研修を行うものであり、全国的な問題となっている理科の指導力不足を軽減することを目指している。平成 23 年度 56 名、平成 24 年度 64 名の現職教員が受講し、一定の成果を挙げた。

このように、連携・協力事業を展開する中で、佐賀大学と佐賀県教育委員会との間に信頼関係が構築され、その結果、平成 19～22 年度の文科省 GP に採択された。また、県教育委員会から委託事業費を得ることができたのもこれまでの連携・協力事業の成果と言える。

県教育委員会との連携については、全国的にも先進大学であり、教育大学協会全国研究会等で発表し、その成果を全国に発信している。

表 15. プロジェクト事業一覧

プロジェクト事業一覧	
連携・協力協議会事務局	21 世紀教員養成改革アクションプラン
教員養成専門部会	教育ボランティア活動・大学院教育実習・ 発達障害と心身症への支援に強い教員の養成・ 教職実践演習の試行
教員研修専門部門	学校マネジメント研修・10 年経験者等の研究機会多様化・理科 指導力向上研修プログラム
教育課題研究専門部門	魅力ある学校づくり推進事業（県からの委託事業）・先進的 ICT 利活用教育推進事業
生涯・地域学習課題専門部会	古文書・古典籍が読める人材の育成

2. 佐賀市教育委員会との教育実習における連携・協力

佐賀市教育委員会と教育実習に関する協定書（「佐賀大学文化教育学部と佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書」、平成 20 年 12 月 24 日）を締結した。教育実習の質的水準の向上及び教育実習校の教育の充実・発展に寄与することがその目的である。協定書に基づき、教育実習協議会を設置し、その下に、小学校教育実習部会、中学校教育実習部会、臨床教育実習部会、大学院教育実習部会を設けた。取り分け、中学校教育実習部会では中学校教育実習の母校実習を廃止し、新課程及び経済、理工、農学部の学生に佐賀市内全中学校で実習を行わせるための協議を進め、実現した。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、文化教育学部においては学生の多様なニーズをくみ上げる取り組みや、研究成果の反映方法、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断される。

(根拠資料)

『佐賀大学キャリアガイダンス実施方針』『学内開放科目開設要項』『学内開放科目一覧』『ネット授業科目一覧』『佐賀大学学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>)
『各学部等編入学規程：文化教育学部』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/hennyugaku.htm>)
『佐賀環境フォーラム ウェブサイト』(<http://net.pd.saga-u.ac.jp/saga-forum/>)
『デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム ウェブサイト』(<http://net.pd.saga-u.ac.jp/manabi/>)
『障がい者就労支援コーディネーター教育科目』(http://www.ofge.saga-u.ac.jp/students_04l.html)
『発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発』(<http://childsupport.pd.saga-u.ac.jp/project.html>)
『デジタル表現技術養成プログラム ウェブサイト』(<http://net.pd.saga-u.ac.jp/digi-pre/>)
『佐賀大学版環境教育プログラム ウェブサイト』(<http://net.pd.saga-u.ac.jp/kankyo-ed/index.html>)
『佐賀大学科目等履修生規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/kamokurisyu.htm>)
『平成 24 年度第 1 回佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会との連携・協力協議会』

5-2. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点 5-2-①:

教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【 観点に係る状況 】

授業形態は各課程の教育目的及び各分野の特性に応じた組合せで、バランスのとれた構成になっている。学習指導法の工夫については、少人数授業、対話型授業、フィールド型授業の開設、TA の活用などが行われている。

1) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

授業科目の形態については学則に定められた単位の基準に基づいて、また、教育の目的を踏まえ、各課程においてそれぞれの分野の特性に応じた構成をとり、バランスにも配慮している。

2) 学修指導方法の工夫

学校教育課程では、教育実習を中心に選修毎に、講義、演習、実験、実習等の授業科目の配置を考慮している。ピアノ実習などについては、学生一人当たりのレッスン時間の確保に努めている。理科や家庭科の実験では、比較的少人数で各々の学生が自身の手で実施できるようにしている。数学選修や理科選修の高学年対象の授業では、少人数での対話型授業をおこなっているものもあり、学生の積極参加により科学的思考力を養えるよう工夫している。平成 22 年度からは、高度教育実習の本格実施をおこなっており、「教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通して 1～3 年時に内容や時間について段階的に教育実習をおこなえるよう、フィールド型授業についても配慮している。

国際文化課程では言語運用能力の養成を重視しており、少人数クラスでの授業を行っている。また、小グループに編成して演習やゼミを実施し、専門的な資料の検索・収集を効率的に行うために、国立

国会図書館の登録利用制度に個人として登録させるなど、専門性を重視した授業を展開している。

人間環境課程では選修毎に、その専門と取得資格に適応した科目を、講義、演習、実験、実習の授業形態で開設している。特に、「地理学実地調査」「フィールドワーク実習」「社会調査実習」「環境行政調査実習」「地学巡検」「健康福祉ボランティア活動」といったフィールド型授業が多く開講されているのが課程の特徴といえる。また、情報処理能力の養成を重視しており、多様な情報メディアを利用した授業も開設している。

美術・工芸課程では優秀な芸術家やデザイナーとなるための高度な表現技術を身につけさせるために、専門性を重視した芸術性の高い実習科目を配置し、特に、芸術院会員や人間国宝といったハイレベルの芸術家による授業を開講している。どの課程においても教育効果を高めるために、演習、実験、実習科目に TA を活用している。

TA 実施科目数は前後期合わせて、18 年度：38、19 年度：27、20 年度：37、21 年度：48、22 年度：30、23 年度：24、24 年度：46 であった。ほぼすべての科目から、実施報告書が提出されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育の目的に照らして、学部全体として、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断される。

（ 根拠資料 ）

『ティーチング・アシスタント（TA）の採用実績（平成 23 年度、平成 24 年度）』『平成 24 年度年度個人評価』

観点 5-2-②:

単位の実質化への配慮がなされているか。

【 観点に係る状況 】

組織的な学習指導として、入学直後のオリエンテーション、あるいは宿泊研修等において、各教員の研究内容の紹介とともに、これまでの卒論のテーマ一覧に加えて、履修モデル的なコースを示すことにより、学生各々の学習目標に沿って適切に履修の選択を行い、主体的な学習を行うよう指導している。履修登録の上限設定（現状では半期 25 単位）については、更なる改善に向けてアンケートが実施されており、今後の履修指導のあり方に反映されていくことが期待される。以上のことから単位の実質化への配慮が相応になされていると判断する。

1) 自己学習を促すための方策（授業時間外の課題等）

自己学習を促すための方策として、多くの授業でレポートを課している。例えば、実験系科目の多くは実験結果をレポートとして提出することを義務づけており、大学入門科目や総合演習では、テーマに沿った発表とレポート提出によって評価する場合が多い。シラバスを通して自修を促している。

2) 履修登録制限の実施状況

卒業に必要な授業科目の履修については文化教育学部履修細則に基づき、各学期に登録できる科目の単位数の上限を 25 単位（ただし、集中講義による授業科目を除く。また、各種教員免許及び資格取得のための授業科目については例外）としており、教務委員を通じてその徹底に心がけている。

3) GPAに基づく学修指導の状況

平成 19 年度から導入した GPA (Grade Point Average) によって、評価の低い学生に対しては教務課よりの情報提供を受けて指導を行うことにしている。また、学年チューターが年 2 回、該当学年全員の面談をおこない指導をおこなっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、単位の実質化について配慮が成されていると判断されるが、予習・復習の確保がなされるよう、後述のシラバスの充実が必要である。

(根拠資料)

『単位数の上限設定に関する規則等：文化教育学部』（履修科目として登録できる単位数の上限に関する文化教育学部内規）『GPA 制度について』（<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/gpa-gaku.pdf>）

『学年暦』（http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/gakunen_reki.html）

『オンラインシラバス』（<http://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>）

『成績評定平均値に関する規程』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/gpa.htm>）

『シラバス作成に関する要項』『GPA を用いた学習計画等』『佐賀大学ラーニング・ポートフォリオ実施要項』

『各学部ラーニング・ポートフォリオ実施要項』『ポートフォリオ学習支援統合システム』（訪問時間閲覧）

『「学生による授業評価」の実施に関する報告書』（<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/hyoka.html>）

観点 5-2-③:

適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【 観点に係る状況 】

本学部では教育課程の趣旨に沿って、様式に則ったシラバスを作成している。その活用状況については、学生に対する授業評価アンケートの項目の一つに挙げられている。

1) シラバスの利用状況

文化教育学部では学部専門科目について、共通した様式に沿ったオンラインシラバスを公開している。項目は、開講年度、開講時期、科目名、担当教員(所属)、単位数、開講曜日・時限、講義概要(開講意図・到達目標等を含む)、聴講指定、履修上の注意、授業計画(回 内容)、成績評価の方法と基準、オフィスアワー、その他から構成されている。すべての項目について入力を促しており、ほぼ 100 % の入力率である。しかし、授業評価アンケートの結果、学生のシラバスの利用状況は約 70 % であった。

2) 授業がシラバスに沿って行われているか。

平成 23 年度「学生による授業評価アンケート」において、「シラバスは学習する上で役に立っている」の項目で「全くその通りだと思う」、「そう思う」の好意的意見は 4 課程平均で 41 % (前学期)、45 % (後学期) であり、この値は年々上昇しているのが分かる。

「授業内容はシラバスに沿っている」の項目をみると、「全くその通りだと思う」、「そう思う」の好意的意見は 4 課程平均で 46 % (前学期)、51 % (後学期) であり、約半数の学生がシラバスの有効性を感じていることが分かる。

上記 2 つの質問についても「どちらともいえない」と回答した学生が約 30 % もおり、シラバスを熟知した上で回答しているのか、シラバスを見ておらずに回答しているのかでその意味合いが異なってくると思われる。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部では適切な様式に沿ったシラバスを作成しているが、活用率はまだ低い。しかしながら、授業対象アンケートによれば、その活用は徐々に改善されつつある。

(根拠資料)

『オンラインシラバス』(<http://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>)

『シラバス作成に関する要項』『佐賀大学学生対象アンケート (平成 23 年度)』

『佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書 (平成 23 年度)』

観点 5-2-④:

基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【 観点に係る状況 】

自主学習への配慮について、予習、復習の必要性を明示するとともに、シラバスに参考書や参考サイトを掲載することにより対応している。さらに、オフィスアワーや学年担任制等の相談体制により、組織的な対応を行っている。教科によっては、文化教育学部 5-1-③の(3)に記してあるように、基礎学力不足の学生に対して補充授業を実施している。

さらに、補習授業の取り組み例として、声楽、ピアノ、美術、体育実習といった実技系科目で補習が実施されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断できる。また自主学習への環境整備を進め、基礎学力不足の学生へのケアも組織的に実施している。

(根拠資料)

『補習授業の実施状況 (評価基礎情報データ E1)』

観点 5-2-⑤:

夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当しない。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当しない。

観点 5-2-⑥:

通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当しない。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当しない。

5-3. 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

観点 5-3-①:

学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められているか。

【 観点に係る状況 】

ディプロマ・ポリシーは明確であり、文化教育学部や学生センターのホームページに於いて公開されている。まず、佐賀大学全体の『学士力』を定め、基礎的及び専門的な知識と技能に基づいて課題を発見し解決する能力を培い、個人として生涯にわたって成長し、社会の持続的発展を支える人材を養成する旨が明記されている。この『学士力』に基づいて、本課程では以下の3つの方針を定めており、これら具体的学習成果を達成した者には学位授与の方針に基づき学位記を授与することが定められている。

1) 基礎的な知識と技能

- (1) 文化・自然・現代社会と生活に関する授業科目を履修・修得し、それらの知識を基に、現代社会の諸問題を文化・自然・人間生活と関連付けて理解できる。
- (2) 言語・情報・科学リテラシーに関する授業科目を履修・修得し、日本語と英語を用いたコミュニケーション・スキルを身に付け、情報通信技術(ICT)などを用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (3) 学校教育のしくみ、児童・生徒のこころと発達、障害のある児童等への支援、教科内容、教育方法等について、幅広く体系的に知識と技能を身につけている。

2) 課題発見・解決能力

- (1) 実践演習型学習や問題解決型学習を通して、いじめ、不登校、理数離れなど、複雑化している現代の学校教育の諸問題について関心・理解を持ち、それらの問題をその社会・歴史的背景や原因、その心理的要因を含めて多面的に考察して、解決に必要な情報を収集し分析することができる。
- (2) 教育実習等による授業・指導の実践経験を経て、学校教育や各教科の教育における課題を発見し、選修の専門分野の基礎的な知識と技法を応用してその課題の解決に取り組むことができる。
- (3) 種々の教育実践経験を通して、学校教育の諸問題の解決のために他の教員と協調して行動し、子どもたちに対する指導力などを身に付け、実践できる。

3) 学校教育を担う社会人としての資質

- (1) 学校教育における様々な問題に積極的に関心を持ち、目標を持って主体的に学習する習慣を身につけている。また、学校教育の諸問題に的確に対応できるように、継続的に自己研鑽に励む意欲と態度を有する。
- (2) 高い倫理観と豊かな人間性を育み、学校教員としての責務を自覚して自己の能力を社会に還元する強い志を有し、社会人としての規範に従って行動できる。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、教育課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は明確に定められているだけでなく、ホームページにて積極的な公開をおこなっている。

（ 根拠資料 ）

『学位授与の方針：文化教育学部』（<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/>）

『学位授与の方針：教養教育運営機構』（http://www.ofge.saga-u.ac.jp/students_01a.html）

『学位授与の方針：学生センター』（<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>）

観点 5-3-②:

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 成績評価と卒業判定の基準の周知方法

本学部ではこれらの成績評価基準を履修の手引き及び学生便覧に明記するとともに、これらの冊子を入学時に1年次生全員に配付している。さらに、シラバスに成績評価方法を明記するとともに、初回授業時にガイダンスを実施し、その際、受講生に当該科目における成績の基準を周知させている。

卒業認定基準としては佐賀大学学則第35条に基づき、学部で4年以上在学し、卒業の要件として取得すべき124または134単位以上を取得した者には、卒業の認定を行うという基準を策定している。また、卒業要件でもある卒業研究の評価についても、「卒業研究に関する規則」を策定している。

卒業認定基準は学部ごとに作成している「履修の手引」及び「学生便覧」に明記するとともに、これらの冊子を入学時に1年次生学生全員に配付することで周知している。

2) 卒業研究等

卒業要件でもある卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。卒業判定は、教務委員会で審査した上で、最終的には教授会で審議して適切に実施している。

3) 指導体制

選修毎に、指導教員が卒業研究の指導に当たっている。平成22年度からは、チューター制度を取り入れ、研究室の配属まで継続的に指導を行っている。

4) 合否判定

卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。最終的には教授会の議を経て慎重に卒業認定を行っている。成績評価及び単位認定に関しては、異議申し立て制度を導入している。

【 分析結果とその根拠理由 】

成績評価基準や卒業認定基準に関しては組織的に取り決めており、これらはシラバスを通して、また授業開始時に学生に説明することによって周知徹底を図っている。

(根拠資料)

『佐賀大学成績判定等に関する規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/seisekihantei.htm>)

『佐賀大学学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>)

『成績評価の異議申し立てに関する要項』『成績評価基準等の周知に関する要項』

『佐賀大学学生対象アンケート報告書 (平成 21 年度)』『学生便覧』『平成 24 年度教務委員会議事録』

『平成 24 年度教授会議事録』

観点 5-3-③:

成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【 観点に係る状況 】

平成 18 年度後期より異議申し立て期間を設定して体制を整えたが、平成 18 年度後期～平成 22 年度後期の異議申し立ては皆無であった。なお、平成 24 年 8 月現在、学生による成績評価に関する質問に対応した事例は確認しているが、異議申し立てがあったとの事例は確認されていない。各教員は模範解答の掲示や答案用紙の保管を行い、公平な成績評価を常に心がけている。

【 分析結果とその根拠理由 】

文化教育学部では、成績評価等の正確さを担保する方法として、答案の保管や模範解答の掲示、さらに異議申し立て制度を導入している。シラバスへの制度明記等による学生への周知もなされており、このことによって、成績評価等の正確さが担保されていると判断される。

(根拠資料)

『成績評価の異議申し立てに関する要項』『試験問題、解答例等の開示方法 (オンラインシラバス)』

『担当教員との成績評価に関する協議事例 (評価基礎情報データ E7)』

『佐賀大学成績判定等に関する規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/seisekihantei.htm>)

観点 5-3-④:

学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 成績評価と卒業判定の基準の周知方法

本学部では、これらの成績評価基準を履修の手引き及び学生便覧に明記するとともに、これらの冊子を入学時に 1 年次生全員に配付している。さらに、各科目ではシラバスに成績評価方法を明記する

とともに、初回授業時にガイダンスを実施し、その際、受講生に当該科目における成績の基準を周知させている。

卒業認定基準としては佐賀大学学則第 35 条に基づき、学部で 4 年以上在学し、卒業の要件として取得すべき 124 または 134 単位以上を取得した者には、卒業の認定を行うという基準を策定している。また、卒業要件でもある卒業研究の評価についても、「卒業研究に関する規則」を策定している。

卒業認定基準は、学部ごとに作成している「履修の手引」及び「学生便覧」に明記するとともに、これらの冊子を入学時に 1 年次生学生全員に配付している。

2) 卒業研究等

卒業要件でもある卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。卒業判定は、教務委員会で審査した上で、最終的には教授会で審議して適切に実施している。

3) 指導体制

選修毎に、指導教員が卒業研究の指導に当たっている。またチューター制度を取り入れ、入学時から継続的に指導を行っている。

4) 合否判定

卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。最終的には教授会の議を経て慎重に卒業認定を行っている。成績評価及び単位認定に関しては、異議申し立て制度を導入している。平成 24 年度も異議申し立ては行われなかった。

【 分析結果とその根拠理由 】

成績評価基準や卒業認定基準に関しては組織的に取り決めており、これらはシラバスを通して、また授業開始時に学生に説明することによって周知徹底を図っている。

(根拠資料)

『佐賀大学学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>)

『佐賀大学学生対象アンケート報告書 (平成 21 年度)』『平成 24 年度 教務委員会議事録』

『平成 24 年度 教授会議事録』

【大学院課程(専門職学位課程を含む)】

5-4. 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

観点 5-4-①:

教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【 観点に係る状況 】

教育課程の編成・実施方針については明確に定められ、研究科及び学生センターホームページにて公開されている。

教育学研究科(修士課程)の教育目的は、「学部卒業生及び現職教員に対し、初等・中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研究を推進することを目的とする。」である。各専攻においても教育目的が定められており、各専攻(コース・専修)では教育目的を達成するための教育目標が掲げられ、それに従い開講科目の設置趣旨を定め、カリキュラムを編成している。

学校教育専攻では、3コース共通科目(教育方法学特論、教育心理学特論、障害児教育 学特論I)6単位を必修とするほか、教科教育に関する科目4単位を必修としている。また、教科教育専攻では教科教育共通科目(実践授業研究)2単位を必修とするほか、学校教育に関する科目4単位を必修としている。このように、他専攻の科目を相互に履修することを義務づけているのが、教育学研究科における教育課程編成の特色である。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように教育課程の編成・実施方法については明確に定められているだけでなく、ホームページにて公開し学生に周知できているものと判断できる。

(根拠資料)

『教育課程編成・実施の方針：教育学研究科』(<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/daigakuin.html>)

『教育課程編成・実施の方針：学生センター』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)

観点 5-4-②:

教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【 観点に係る状況 】

1) 開設状況

教育学研究科の目的は、佐賀大学大学院教育学研究科規則第1条に「学部卒業生及び現職教員に対し、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研究を推進すること」と定めている。以上の目的に応じて、以下の表のような専攻およびコースを構成している(同規則第2条)。

表 16. 教育学研究科の専攻とコース及び専修名

専攻名	コース及び専修名
学校教育専攻	教育学コース、教育心理学コース、障害児教育コース
教科教育専攻	国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修

学校教育専攻では、教育学、教育心理学及び障害児教育の各コースで基本的な授業科目として、教育哲学特論、教育心理学特論及び障害児教育学特論Ⅰを各コース共通の必修科目とし、コース専門のみならず、学校教育に必要な幅広い知識の獲得を可能にしている。また、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達、障害児教育に関する理論、学習に関する専門的知識に加えて学校経営、生徒指導や更に生涯教育を含めて、社会的視点に立って学校全体を見据えたより広い教育について探究できるようカリキュラムが編成されている。

教科教育専攻では、専攻の教科教育に関する科目と教科内容に関する科目及び実践授業研究を設定し、各教科に関する高度の知識を授け、教育・研究能力が深化できるよう構成されている。それぞれの専攻の修了に必要な単位については、以下の表に示されている。

表 17. 研究科修了に必要な単位数

専攻名 授業科目	学校教育	教科教育
学校教育に関する科目	10	4
学校教育コース共通科目	6	—
教科教育共通科目	—	2
教科教育に関する科目	4	4
教科内容に関する科目		8
自由選択科目	6	8
課題研究	4	4
計	30	30

教育の質の向上のために実施している取り組みとして、以下の取り組みが特記される。

1. 教育実践力の向上のための教育実習カリキュラム改革

文化教育学部と教育学研究科では、教員養成の質の向上を目指して、実践性の高い教師を養成するためのカリキュラムの改革を行ってきた。その一つが、学士課程と修士課程の連続性（学部4年＋修士2年）をもった高度教育実習改革である。すでに平成20年度までに、学部の学校教育課程では、高度教育実習（教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を実施し、教育実習改革を行っている。平成21年度には、修士課程においても大学院教育実習（「教育実践フィールド研究（大学院教育実習）」）を単位化し、学士課程と修士課程の連続性のある教育実習の高度化カリキュラムを完成させ、実施している。

2. 発達障害と心身症・不登校への支援力の養成

新しい教員養成システムの1つとして、文化教育学部学校教育課程（3年生以上）と教育学研究科（1年生）の連携による新しいタイプの教育実習、臨床教育実習を計画し、実施している。これは、平成19年度専門職大学院等GPに採択された取り組みである。本実習は、発達障害と心身症・不登校への支援力を養成することを目的としている。臨床教育実習についても、平成21年度より、学部科目として「臨床教育実習」「臨床教育演習」、教育学研究科科目として「教育実践フィールド研究（臨床教育実習）」を単位化するなど教員養成カリキュラムの整備を図っているところである。

また平成20年度に教育学研究科各コースおよび専攻毎に履修モデルを作成し、平成21年度の入学より活用されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

本研究科においてはその目的を高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研究を推進することとしており、学校教育専攻については教科教育に関する科目、教科教育専攻においては学校教育に関する科目をそれぞれ選択必修としており、相互に関連する科目については、文化と教育の融合を図るという学部の理念を実現するために、専門を深めかつそれに偏らず、総合的な知識が得られるよう配置されている。とくに教育実践力の向上のための教育実習カリキュラム改革と発達障害と心身症・不登校への支援力の養成の取り組みはきわめて特長のあるものとして注目されている。

本研究科においての授業内容は、入学年度当初に配布される「履修案内」にシラバスが掲載されている。また、履修モデルが活用されている。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学大学院学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/ingakusoku.htm>)

『各研究科規則：教育学研究科』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/daigakuin/kyoikuin.htm>)

『各研究科履修細則：教育学研究科』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/daigakuin/kyoikurisusaisoku.htm>)

観点 5-4-③:

教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教員の研究課題と教育目標との整合性

教育学研究科を担当する教員は、教育目標に沿った担当授業科目について資格審査を受けており、教育目標に則した研究活動を行い、そこで得られた成果を授業に反映している。

2) 教員の研究活動が授業科目に反映している例（平成 23 年度）

教育学研究科 3-2-②に示されているように、個々の教員の研究活動を授業に反映させているものも多く、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に適応した、学生の学習意欲を向上させるものとなっている。

3) 地方公共団体との連携

平成 17 年に文化教育学部は佐賀県教育委員会と連携・協力協定を締結し、連携・協力事業を展開している。その意義は、大学としては、佐賀県教育委員会の協力を得て、使命感と実践力を備えた教員を養成することであり、県教育委員会としては、大学の多様で専門的な資源を活用した教育課題解決を行うことにある。

全体事業としては、年に 2 回の連携・協力協議会を開催し、学部長および佐賀県教育長を筆頭に 30 名程度が出席し、佐賀県教育課題や教員養成について踏み込んだ協議を行っている。

プロジェクト事業（表 15. プロジェクト事業一覧 p. 46）としては、初年度は 7 事業であったが、平成 23 年度は 4 部門 9 事業、平成 24 年度は 5 部門 11 事業を展開している。プロジェクト事業名は下記の通りであるが、文化教育学部の教員養成において、各プロジェクトの意義は大きい。たとえば、「教職実践演習」は、平成 22 年度入学生から教員免許取得のために必修となった科目であるが、その実施

については県や市教委の協力が不可欠である。そのために、平成 19 年度より連携事業として試行に取り組み、県教委や市教委との協力体制を構築してきた。

また、文化教育学部及び教育学研究科では、教育の質の向上のための取り組みとして、「発達障害と心身症の特別支援に強い教員の養成（臨床教育実習）」や「大学院教育実習」を実施しているが、それらを実施する上で、県教育委員会との連携により、教育実践のフィールドの確保が可能となるだけでなく、学生は県内教育関係者の指導・助言を得ることとなり、佐賀大学の教員養成の質的向上を図ることができる。「大学院教育実習」と「臨床教育実習」の事前学習会と最終報告会は、県教育委員会の担当者や実習校の学校長の参加を得て実施している。

一方、大学教員のもつ専門的知識を活かすことで、佐賀県教育界全体の向上が期待される。平成 19 年度からおこなわれている「理科指導力向上研修プログラム」は、佐賀県教育センターでの悉皆型研修において、大学の教員とセンター職員が協力し、小学校、中学校（理科）、高校（理科）、特別支援教員に対して、安全に理科実験をおこなうための研修を行うものであり、全国的な問題となっている理科の指導力不足を軽減することを目指している。平成 23 年度 56 名、平成 24 年度 64 名の現職教員が受講し、一定の成果を挙げた。

このように、連携・協力事業を展開する中で、佐賀大学と佐賀県教育委員会との間に信頼関係が構築され、その結果、平成 19～22 年度の文科省 GP に採択された。また、県教育委員会から委託事業費を得ることができたのもこれまでの連携・協力事業の成果と言える。

県教育委員会との連携については、全国的にも先進大学であり、教育大学協会全国研究会等で発表し、その成果を全国に発信している。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、教育学研究科においては学生の多様なニーズをくみ上げる取り組みや、研究成果の反映方法、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断される。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学スマイルルーム ウェブサイト』（<http://smile.pd.saga-u.ac.jp/>）

『平成 24 年度第 1 回 佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会との連携・協力協議会』

5-5. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

観点 5-5-①:

教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【 観点到係る状況 】

1) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

本研究科の講義、演習、実験、実習などの授業形態は、次の表に示す通りである。

表 18. 各専攻における授業形態ごとの科目数

授業形態	講義	演習	実習	備考
学校教育専攻				他に、修士論文の指導を含む各専攻・コース・専修に課題研究(演習)がある。
教育学コース	8	8	0	
教育心理学コース	5	6	0	
障害児教育コース	10	3	0	
教科教育専攻				
国語教育専修	11	9	0	
社会科教育専修	38	20	0	
数学教育専修	7	7	0	
理科教育専修	20	14	0	
音楽教育専修	0	22	3	
美術教育専修	13	11	0	
保健体育専修	14	12	0	
技術教育専修	11	7	0	
家政教育専修	9	9	0	
英語教育専修	11	11	－	

各コース・専修により、その比率はまちまちであるが、基本的には、講義と演習とがほぼ同じ比率で実施されている。ただし、障害児教育コースは講義が多く、演習が少ない。また、音楽専修では、すべてが演習であり、そのコース・専修での特徴が現れている。しかし、学修指導法に関しては十分なデータがなく、大学院カリキュラム検討委員会において検討中である。

2) 学修指導方法の工夫

各専攻、専修では、その専門性に合わせて、少人数授業、対話・討論授業、フィールド型授業、多様なメディアを利用した授業を展開している。

3) 専攻等で工夫した学修指導法の例

各教員に任されており、専攻等では特に実施していない。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育の目的に照らして、研究科全体として授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断される。

(根拠資料)
『平成 24 年度 個人評価』

観点 5-5-②:

単位の実質化への配慮がなされているか。

【 観点到係る状況 】

1) 単位の実質化への配慮

本研究科は少人数教育が可能であるため、1・2 年次を通じた個別指導によって、各学生が十分な学習時間を確保しうるような履修指導を行っている。さらに、専攻あるいは専修ごとに学生控え室等を

設けて、情報機器を備えている。また、図書・資料を常備し、講義時間以外の学習時間を充実させて単位を実質化する環境を整備している。

2) 履修モデルを策定し、学生に周知しているか

本年度、昨年度に各コースおよび専修ごとに作成された履修モデルが活用されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、単位の実質化について配慮が成されていると判断される。

(根拠資料)

『成績評定平均値に関する規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/gpa.htm>)

観点 5-5-③:

適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【 観点に係る状況 】

1) シラバスの利用状況

シラバスについては、入学年度当初に配布される「履修案内」に掲載されている。また、詳細については、多くの科目がホームページにオンラインシラバスとして掲載されている。オンラインシラバスにおいては、開講年度、開講時期、科目名、担当教員(所属)、単位数、開講曜日・時限、講義概要(開講意図・到達目標等を含む)、聴講指定、履修上の注意、授業計画(回 内容)、成績評価の方法と基準、オフィスアワー、その他の項目を記入することになっているが、すべての項目について入力促している。平成 23 年度の授業評価アンケート結果を見ると、「シラバスは学習する上で役に立っている」という質問に対して、「全くそのとおりだと思う」・「そう思う」の肯定的な意見は 2 専攻平均で約 75 % (前学期)、約 64 % (後学期) となっており、約 6~7 割の学生が役に立っていると考えていることが分かる。今後の課題として、学生がさらに活用する方法について検討する必要がある。

2) 授業がシラバスに沿って行われているか。

平成 23 年度の授業評価アンケート結果を見ると、「授業内容はシラバスに沿っている」という質問に対して、「全くそのとおりだと思う」・「そう思う」の肯定的な意見は 2 専攻平均で約 82 % (前学期)、約 70 % (後学期) となっており、7 割の学生がシラバスに沿っていると考えていることが分かる。今後の課題として、各教員がさらに検討を行い、シラバスに沿った内容を展開するように努めなくてはならない。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学研究科では適切な様式に沿ったシラバスを作成しており、およそ 7 割の学生が役に立つと回答し、授業内容もそれに沿っていると回答している。

(根拠資料)

『佐賀大学学生対象アンケート報告書 (平成 23 年度)』『オンラインシラバス』
『佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書 (平成 23 年度)』

観点 5-5-④:

夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当しない。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当しない。

観点 5-5-⑤:

通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当しない。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当しない。

観点 5-5-⑥:

専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【 観点に係る状況 】

教育学研究科は、「初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研修を推進する」ことを目的として設置され、幼児・児童・生徒のあらゆる諸相を学ぶ学校教育専攻と教科内容を深める教科教育専攻の2専攻から成り立つ。学校教育専攻はさらに、教育学コース、教育心理学コース、障害児教育コースの3コースに、教科教育専攻は国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修の10専修からなる。また、教育学研究科は、附属教育実践総合センター、附属学校園と深い連携を保ちつつ教育理論の実践化につとめ、教育実践の理論を構築しようとしており、多くの成果を上げている(平成20年度文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告)。これらの成果を基に、教育・研究指導が行われている。

(学位論文の審査体制)

佐賀大学大学院学則第21条に定めるもののほか、「佐賀大学学位規則」、「教育学研究科規則」に基

づき、「修士論文等の審査に関する内規」が定められている。内規に従って、審査員の選出、主査の決定、論文審査及び最終試験、審査結果の報告が行われ、その結果報告に基づき、研究科委員会で合格、不合格を決定している。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学研究科では教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断される。さらに、修士論文等の審査に関する内規に基づき、適切な審査体制が整備され、十分機能している。

以上より、教育学研究科では教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断される。

(根拠資料)

『ティーチング・アシスタント (TA) の採用実績 (平成 22 年度)』

『ティーチング・アシスタント (TA) 実施報告書 (平成 22 年度)』

『佐賀大学ティーチング・アシスタント運用要領』

『国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施要項』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/teachg.htm>)

5-6. 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

観点 5-6-①:

学位授与方針が明確に定められているか。

【 観点に係る状況 】

学位授与方針は以下のように明確に定められており、当学部及び学生センターホームページにて公開されている。

教育学研究科(修士課程)の教育課程編成・実施方針に記した教育目的、及びそれを実現するための教育目標において、専攻ごとに学生に身につけさせる学習成果を示す。

〈学校教育専攻〉

1. 学生に身につけさせる学習成果

教育学、教育心理学、障害児教育の各コースにおいて、教育学の理論、教育心理学に関する理論、障害児教育に関する理論に加え、学校経営、生徒指導、生涯学習等に関する高度の専門的知識を身につけると共に、社会的視点に立ち、学校全体を見据えうる、学校教育に関する高い実践力と研究能力を身につける。

2. 学位の審査方法

修了認定は各コースにおいて判定され、研究科運営委員会で審議をした上で、研究科委員会の議を経て決定される。

＜教科教育専攻＞

1. 学生に身につけさせる学習成果

国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育教育、技術教育、家政教育、英語教育の各専修において、各教科の教科内容及び教科教育に関する高度の専門的知識を身につけると共に、学校教育に関する高い実践力と研究能力を身につける。

2. 学位の審査方法

修了認定は各専修において判定され、研究科運営委員会で審議をした上で、研究科委員会の議を経て決定される。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、学位授与方針について明確に定められているだけでなく、ホームページにて公開し学生に周知されていると判断できる。

（ 根拠資料 ）

『学位授与の方針：教育学研究科』（<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/daigakuin.html>）

観点 5-6-②:

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

成績評価基準や修了認定基準が策定され、佐賀大学大学院学則第 21 条に定めるものの他、「佐賀大学学位規則」、「教育学研究科規則」に基づき、「修士論文等の審査に関する内規」が定められ、周知されている。

授業の成績評価は、秀・優・良・可・不可・放棄の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可・放棄は不合格と判定している。修了認定については、研究科修了に必要な単位数等の履修基準を定め、その基準に基づいて修了認定を行っている。履修基準は「履修案内」に明示されている。授業科目毎の成績評価の基準はシラバスに記載している。また記載が不十分な場合は、修正するように教員に周知徹底している。

授業の成績評価は各教員に任されている。各教員は、オンラインシラバスの「成績評価の方法と基準」の項目にそれぞれの評価基準を明記しており、その基準に基づいて評価を行っている。成績評価及び単位認定は、適切に実施されていると判断できる。

修了認定については、履修基準に基づき、教育学研究科委員会において修了認定を行っている。修了認定基準は組織的に策定され、それに従って修了認定が行われている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学研究科では教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、終了認定が適切に実施されていると判断される。その判断の根拠は、異議申し立て制度を導入し、不適切な評価が行われた事例はなかったことである。

(根拠資料)

『佐賀大学大学院学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/ingakusoku.htm>)

『佐賀大学学生対象アンケート報告書 (平成 23 年度)』

観点 5-6-③:

成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【 観点に係る状況 】

平成 18 年度後期より、成績評価に対して異議申し立て期間を設定するとともに、模範解答などを公表し、成績評価を厳格に行っていることを学生に通知している。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学研究科では成績評価等の正確さを担保する方法として、模範解答の公表や異議申し立て制度を導入している。このことによって、成績評価等の正確さが担保されていると判断される。

(根拠資料)

『試験問題、解答例等の開示方法 (オンラインシラバス)』

『担当教員との成績評価に関する協議事例 (評価基礎情報データ E7)』

観点 5-6-④:

専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 学位論文の審査体制

佐賀大学大学院学則第 21 条に定めるもののほか、「佐賀大学学位規則」、「教育学研究科規則」に基づき、「修士論文等の審査に関する内規」が定められている。内規に従って、審査員の選出、主査の決定、論文審査及び最終試験、審査結果の報告が行われ、その結果報告に基づき、研究科委員会で合格、不合格を決定している。

【 分析結果とその根拠理由 】

修士論文等の審査に関する内規に基づき、適切な審査体制が整備され、十分機能している。

(根拠資料)

『教育学研究科履修案内』『修士論文等の審査に関する内規』『学位授与実施細則』

『学位論文の審査及び審査員に関する申合せ』

『佐賀大学大学院学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/ingakusoku.htm>)

『佐賀大学学位規則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/gakui.htm>)

『各研究科規則：教育学研究科』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/daigakuin/kyoikuin.htm>)

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

現状の教育カリキュラムに固執することなく、教育の質の向上のための取組を行っている。その 1 つが学士課程と修士課程の連続性（学部 4 年＋修士年）をもった高度教育実習改革である（観点 5-1-②）。また、新しい教員養成システムの 1 つとして、3 年生以上の学部学生と修士課程 1 年生の連携による新しいタイプの教育実習、臨床教育実習を計画し、実施している。本実習は、発達障害と心身症・不登校への支援力を養成することを目的としている。臨床教育実習についても、平成 21 年度より、学部科目として「臨床教育実習」「臨床教育演習」、教育学研究科科目として「教育実践フィールド研究（臨床教育実習）」を単位化するなど教員養成カリキュラムの整備を図っている。これらの取り組みはまだ単位化されたばかりで結果の分析には到らないが、これらの改革により、社会からの要請や学生のニーズに沿った、より実践力を持った教員養成が期待できると考えられる。

時代に適合した社会からの要請をくみ上げるために、地方公共団体との連携を強化している（観点 5-1-③）。また、学生からのニーズは学生アンケートによりくみ上げ、GPA 制度（観点 5-2-②）やチューター制度（観点 5-3-②）の徹底によりきめ細かな指導をおこなっている。

【 改善を要する点 】

本学部では教員にシラバスの作成を徹底し、学生がオンラインにて確認できるシステムを構築している。しかし、学生アンケートに見られるように特に学部においてその活用が十分とはいえない（観点 5-2-③）。学生がしっかりと講義内容を把握し、目的をもって学習するよう指導を徹底していく必要がある。

また、リメディアル教育について、ゆとり教育のしわ寄せにより、より一層大学でのリメディアル教育の必要性及び学生からのニーズが高まっている。しかし、現状の学習内容の質を低下させてリメディアル教育に特化するわけにはいかない。一部の科目では、対応策を取っているが（観点 5-1-③）、組織的にリメディアル教育をいかにうまくカリキュラムに組み入れていくかといった難題を抱えている。

(3)基準1-5の自己評価の概要

学士過程、修士課程ともに、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーといったものが明確に打ち出されており、学生に完全周知されるよう努力をしている。それらのポリシーに基づいて教育課程の編成が体系的であり、学生教育に機能していると判断できる。

●基準 1-6 学習成果

(1)観点ごとの分析

6-1. 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
--

観点 6-1-①:

各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部 of 資格取得者

以下に各年度の教員免許取得者数をまとめた表を示す。

表 19. 各年度の学部教員免許取得者数

(学校教育課程)

(単位: 人)

	卒業 者数	卒業者のう ち 免 許 状 取得者数	免許状取得者の校種別内訳		
			小学校	中学校	小・中学校
平成 20 年度	99	99	55	0	44
平成 21 年度	94	93	44	0	49
平成 22 年度	102	102	55	0	47
平成 23 年度	105	105	49	0	56
平成 24 年度	85	85	28	0	57
平 均	97	96.8	46.2	0	50.6

(国際文化、人間環境、美術・工芸課程)

(単位: 人)

	卒業 者数	卒業者のう ち 免 許 状 取得者数	免許状取得者の校種別内訳		
			小学校	中学校	小・中学校
平成 20 年度	154	53	0	53	0
平成 21 年度	182	63	0	60	3
平成 22 年度	165	45	0	44	1
平成 23 年度	167	55	0	42	0
平成 24 年度	159	37	0	30	3
平 均	165.4	50.6	0	45.8	1.4

2) 教育学研究科の資格取得者

以下に各年度の教員免許取得者数をまとめた表を示す。

表 20. 各年度の研究科教員免許および資格取得者数

資格・免許等の名称	学科・課程等	取得(合格)者数 ／修了者数	データの該当年度ま たは対象年度の範囲
小学校教諭専修免許状	教育学研究科	11/39	平成 24 年度
幼稚園教諭専修免許状	教育学研究科	1/39	平成 24 年度
特別支援学校教諭専修免許状	教育学研究科	1/39	平成 24 年度
中学校教諭専修免許状(教科合計)	教育学研究科	15/39	平成 24 年度
高等学校教諭専修免許状(教科合計)	教育学研究科	17/39	平成 24 年度

(上記以外)

資格・免許等の名称	学科・課程等	関連する授業科目	取得者数
学校心理士	学校教育専攻、他	教育心理学特論、他	0 名

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

学校教育課程では、小学校教員免許状の取得が卒業要件であることから卒業者に占める割合は 100 % である。このうち、小学校教員免許と同時に中学校教員免許は 52.2 % (過去 5 年平均) の卒業生が取得している。一方、国際文化・人間環境・美術・工芸課程では 30.6 % (過去 5 年) の卒業生が教員免許状を取得している。以上の状況から、教員養成学部としての機能を果たし、教育の成果や効果が上がっていると考えられる。

2) 教育学研究科

平成 24 年度教育学研究科では、小学校教諭専修免許状の取得率は 28.2 %、中学校教諭専修免許状 38.5 %、高等学校教諭専修免許状は 43.6 % である。これは、中学校及び高等学校の専修免許状をほぼ全員が同時に取得していることを表している。また、特別支援学校教諭専修免許状取得者は 0.03 % である。以上の状況から、小学校及び特別支援学校の専修免許取得の需要よりも中学校及び高等学校の方が多くことが分かる。以上より、教員養成系の研究科としてのより高度な教育の成果や効果が十分に上がっていると考えられる。

(根拠資料)

『各学部の標準修業年限内の卒業率』『標準修業年限×1.5 年内卒業率』
 『各研究科の標準修業年限内の修了率』『標準修業年限×1.5 年内修了』
 『各学部・研究科の単位修得率、進級率、留年・休学・退学の状況』
 『各学部・研究科の資格取得者数』『卒業(修士・博士)論文、卒業制作』
 『各学部・研究科における学生による学会発表・論文発表等(評価基礎情報データ E5)』

観点 6-1-②:

学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部 of 平成 22 年度学生対象アンケート

この中の問 3 で、授業の満足度について、科目の分類別に聞いている。この中で満足度が 4 または 5 の好評価であった割合は、「英語」で 48.1 %、「英語以外の外国語科目」で 44.8 %、「健康・スポーツ科目」で 60.3 %、「情報処理科目」で 44.3 %、「大学入門科目」で 66 %、「主題科目」全体で 51.5 %、「専門基礎科目」で 66.7 %、「専門必修科目」で 70.0 %、「専門選択科目」で 72.7 %、「教職に関する科目」で 74.5 %であった。これは、学生の学習意欲が特に高いと思われる、専門についての科目の満足度が特に高いことを示している。このような結果から、学生は開設した授業科目について概ね満足していると判断される。

また、平成 23 年度「学生による授業評価」の実施に関する報告書によれば、平成 23 年度は約 8 割の学生が文化教育学部の授業について満足しているという結果が出ている。

2) 教育学研究科

教育学研究科については、平成 22 年度は学生から意見聴取をおこなっていない。

(1) 学生による授業評価の実施状況

平成 21 年度前学期には全 128 科目中 85 科目 (66.5 %) で「学生による授業評価」を実施した。また、後学期には 130 科目で実施済みであり、実施率は 76.2 %に達する。学部 FD 委員会を中心に平成 21 年度の教育学研究科の組織別授業評価報告書が報告されている。その組織別授業評価報告書よれば多くの科目で学生からの満足度は高くなっている。また、学部の将来構想検討委員会がカリキュラム内容の改善と学生の満足度調査を平成 18 年 7 月に実施している。

また、平成 23 年度「学生による授業評価」の実施に関する報告書によれば、平成 23 年度は 9 割以上の学生が教育学研究科の授業について満足しているという結果が出ている。

(2) 授業評価アンケート以外の学生の意見聴取

平成 21 年度は前年度に引き続き「共通アンケート (大学院生対象)」を実施した。これは大学院の 2 年生を対象とするものであり、平成 21 年度の教育学研究科ではアンケート回収数は 25 であり、前年度 (47.4 %) よりもその回収率は 40.0 %と減少している。このアンケートによれば、教育学研究科でも専門必修科目の授業について 44 %強の学生が「満足している」と回答している。また、専門選択科目に関しても満足している群の割合は約 92 %と、昨年度よりかなり改善している。このように教育学研究科全体として改善が進んでいる傾向が見て取れる。

(3) 研究科が開設した科目の学生満足度の平均

平成 21 年度に実施した全 258 科目のうち、満足度が報告されている科目について「この授業科目に満足している」という質問回答を集計したところ、下表の結果が得られた。前学期・後学期とも肯定的な意見は約 9 割にのぼる。このような結果から、学生はかなり開設した授業科目について概ね満足

していると判断される。

表 21. 平成 21 年度 研究科の学生満足度アンケート結果

	該当しない・ わからない	全くそうは思 わない	そうは思わな い	どちらとも言 えない	そう思う	全くその通り だと思う
前学期	0	0	0	5.0	58.0	37.0
後学期	0	0.4	0.4	3.7	33.9	62.0

単位 (%) (小数第 2 以下四捨五入)

【 分析結果とその根拠理由 】

生対象アンケートの結果から、学部が開設した科目の学生満足度の平均は、アンケートの結果からおおむね満足していることがわかった。このように、本学部では教育の成果や効果が十分に上がっているものと判断される。

(根拠資料)

『学生による授業評価』『佐賀大学学生対象 (共通アンケート) 調査 (平成 23 年度)』
『佐賀大学学士力の達成度 (ラーニング・ポートフォリオ)』

6-2. 卒業(修了)後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

観点 6-2-①:

就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部の進学または就職状況

就職率、就職先、進学率、進学先については、毎年就職課が作成している就職統計によって公表されている。

「平成 24 年度就職状況等調」による進学率・就職率は以下のようにになっている。平成 24 年度は 12.2 % が進学、93.6 % が就職した。これは、前年と比較して進学率が上昇、就職率が 1.6 % の下降となった。

表 22. 平成 23・24 年度文化教育学部 課程別進学・就職状況

課程	平成 23 年度 進学率	平成 23 年度 就職率	平成 24 年度 進学率	平成 24 年度 就職率
学校教育課程	11.4%	100%	14.1%	100%
国際文化課程	13.0%	91.5%	8.2%	93.6%
人間環境課程	6.8%	92.3%	13.0%	86.5%
美術・工芸課程	2.6%	93.5%	13.3%	94.4%
学部全体	9.6%	95.2%	12.2%	93.6%

2) 教育学研究科の進学または就職状況

修了後の進路の状況から判断して教育の成果があがっているかを、就職率、就職先、進学率、進学先のデータで検証したい。毎年就職課が作成している就職統計によって公表されている。「平成 24 年度就職状況等調」によると、進学率・就職率は次の表のようになっている。

表 23. 平成 23・24 年度教育学研究科（修士課程） 専攻別進学・就職状況

専攻	平成 23 年度 進学率	平成 23 年度 就職率	平成 24 年度 進学率	平成 24 年度 就職率
学校教育専攻	0%	87.5%	16.7%	100%
教科教育専攻	2.8%	96.2%	6.1%	94.1%
研究科全体	2.1%	94.1%	7.7%	94.7%

平成 24 年度の進学率は 7.7 %であり、前年度よりも大きな増加を示した。就職率に関しては、教育学研究科全体で 94.7 %である。なお、就職先の多くは教育・学習支援産業に就いている。

【 分析結果とその根拠理由 】

進学率に関しては、今年度は学部、大学院ともに上昇した。就職難が叫ばれる中、就職率に関しては、ほぼ現状維持の状況であり、指導教員の指導及び就職課の取り組みが功を奏しているといつてよい。なお、就職・進学先については、根拠資料「平成 24 年度就職統計」に具体的に記載されている。主な就職先産業としては教育・学習支援関係、卸売・小売業関係、医療福祉関係、サービス業関係、公務関係となっている。文化教育学部は教員養成学部であるため、学校教育課程以外の課程においても教育・学習支援関係に就職する卒業生が多い。また、それぞれの課程においては専門性を活かした就職先を選んでおり、教育の成果や効果が上がっているものと判断される。

（ 根拠資料 ）

『各学部・研究科の進学率』『各学部・研究科の進学先』『各学部・研究科の就職率（就職者数／卒業（修了）生数）』『各学部・研究科の就職希望者の就職率（就職者数／就職希望者数）』『各学部・研究科の就職先』『学生による学会発表・論文発表等（評価基礎情報データ E5）』『卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（広報誌「かちがらす」等）』『平成 24 年度就職統計』『平成 23 年度就職統計』『平成 22 年度就職統計』『平成 21 年度就職統計』

観点 6-2-②:

卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部の教育成果に関する企業アンケート

平成 18 年 2 月に一部の企業に対してアンケートを行った。以下にその結果を示す。

表 24. 平成 18 年度 企業アンケートの結果

文化教育学部卒業生の就職先関係者アンケート	
アンケート用紙送付数:約 100 企業/回答のあった企業数:34 社(回収率:約 34%)/ 対象卒業生数:38 名(就職委員会により平成 18 年2月実施)	
卒業生への評価 4段階評価の平均点(1:非常に満足、2:満足、3:やや不満足、4:不満足、のうち1つを選択。6は、1:積極的に採用、2:採用、3:検討中、4:消極的、のうちから選択。)	
1. 基礎知識・能力	2.00
2. 実務能力	2.13
3. 外国語能力	2.21
4. 職場環境への適応	1.98
5. 会社への貢献	2.05
6. 今後の採用予定	2.26
自由意見 ・当社基本的には技術社員中心に採用しているが専門学部に限らず、人間性を中心に判断しています。今回の貴学部出身者についての感想としては、期待以上、十分に満足できる人材です。 ・佐大生は、知識が足りないという感じは持っていませんが、自ら考え行動する力を養っていただければと思っています。 ・優秀な人材を採用させていただき、ありがとうございます。2004 年入社の空港旅客係総合職として要請している段階です。本人のモチベーションが非常に高く、将来的に期待されています。 ・おとなしい人が多いかなと思います。 ・大卒唯一人の保育士。他の短大卒とは違う何か(深さ)が欲しい。 ・弊社は日本文化に深く根ざす「きもの、和服」を主力商品として取り扱っております。地域密着型の事業展開も含め貴大学との「近さ」を重んじて積極採用を毎年考えております。	

2) 教育学研究科の教育成果に関する企業アンケート

平成 18 年 2 月に一部の企業に対してアンケートを実施したが、その後はなされていない。回答数が 45 社と少ないことから、この結果だけで教育の効果が上がっているかについて判断するのは難しい。今後は定期的の実施し、分析を行う必要がある。

【 分析結果とその根拠理由 】

文化教育学部の卒業生の長所として、職場への適応が高く評価されていることが窺える。基礎知識・能力や会社への貢献に関しても満足しているとの回答が多く、文化教育学部での教育の成果や効果は十分に上がっていると判断される。

(根拠資料)

『卒業・修了時アンケート等 (佐賀大学学生対象 (共通アンケート) 調査 (平成 23 年度))』
『企業アンケート (文化教育学部)』

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

文化教育学部の学校教育課程において、小学校教員養成課程であるにも関わらず約半数の学生が小学校教員免許と同時に中学校教員免許も取得している。これは、学生が今後さらに高まるであろう小中連携教育の理解を目指していると考えられ、高いレベルでの教育効果の現れであると理解できる。

さらに、中学校教員免許を取得しているものはそのほとんどが同時に高等学校教員免許も取得しており、中高連携にも対応できる質の高い教員養成として機能していると考えられる。今後さらに学生が中学校教員免許の取得を目指すよう働きかけていかなければいけない。

大学院での専修免許取得率についてもほぼ半数の学生が取得している。学校課程以外から進学してきた学生数を考えると、100 %に近づくことはないが、一定の研究科としての成果を上げている。

平成 24 年度については、就職難が叫ばれるなかで就職率はほぼ現状維持であるため、学生への教育の成果がより社会にも認められてきていることが考えられる。

【 改善を要する点 】

国際文化、人間環境、美術・工芸課程において教員免許取得率の大幅な減少が見られる。現役の教員採用率も低下していること等の社会動向に沿ったものかもしれないが、学校教育課程以外の学生にも教員の魅力等をさらに伝えていく必要があるかも知れない。

平成 22 年度は大学院学生のアンケートや企業アンケートが実施されていなかった。企業アンケートは平成 18 年以降行われておらず、社会情勢が激しく変化している時代なので、定期的な意見聴取に努める必要がある。

(3) 基準 1－6 の自己評価の概要

平成 24 年度において、学部・大学院共に学生が身につけるべき知識・技能・態度について、学習成果は上がっていると判断できる。

● 基準 1－7. 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

7－1. 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。

観点 7－1－①:

教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【 観点到係る状況 】

講義室・演習室は、体育関係を除き学部の講義室・演習室・研究室を使用している。本学部には、収容数 120 名を超える大講義室として、収容数 178 名の階段教室（6 番）と 132 名の教室（2 番）がある。収容数 51～120 名の中講義室は、6 教室、50 名以下の小教室は 9 教室ある。この他に書道教室や合奏室でも講義が行われている。本学部の講義室及び共通演習室は、一部を除き 6 割～7 割の高い稼働率となっている。その結果、適当な大きさの講義室・演習室が見つからない場合もあるが、教養教育運営機構の教室を借用することによって問題を解決している。

講義室の大半にスクリーン・ビデオモニターが標準装備されている。また近年各教室へのエアコン

の設備を進めた結果、ほとんどの教室で冷暖房が効く快適な教育環境が得られている。

研究室、実験室、実習室の現状は、教員 1 人当たり約 21 m² の研究室 1 つ、実験系の一部の教員は実験室あるいは実習室としてさらに 1 つを使用している。

図書室の利用状況については、これらの部屋の多くが学生、院生に開放され、一部は学生、院生の学習室としても利用されている。利用頻度の高い雑誌、辞書、全集などが所蔵されていて、日常的な教育・研究にとって欠かせない存在となっている。ただし、それぞれの図書・資料室に係る教員・学生が、複数の課程・講座にまたがっていることは、将来管理上などの問題につながる可能性もある。

設備・施設のバリアフリー化については平成 19 年度に文化教育学部 1 号館 1 階のトイレには身障者用に設備が整えられたのを皮切りに、文化教育学部の多くのトイレでバリアフリー化が進んでいる。また、個々の建物には車いす用のスロープが設けられており、バリアフリーに対応している。講義室等は可能な限り 1 階に集中するように配慮がなされているが、まだ完全に整備できているとは言い難い。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、文化教育学部と教育学研究科では教育課程実現のための適切な施設・設備が整備され、有効に活用されている。施設・設備のバリアフリー化は、整備を進めているが、未だ完全ではない。

(根拠資料)

『平成 24 年度 学生便覧』

(関係法令等)

- ・大学設置基準第 31 条第 3 項 (科目等履修生等)、第 34 条 (校地)、第 35 条 (運動場)、第 36 条 (校舎等施設)、第 37 条 (校地の面積)、第 37 条の 2 (校舎の面積)、第 39 条 (附属施設)、第 39 条の 2 (薬学実務実習に必要な施設)、第 40 条 (機械、器具等)、第 40 条の 2 (二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)、第 40 条の 3 (教育研究環境の整備)、第 47 条 (共同学科に係る校地の面積)、第 48 条 (共同学科に係る校舎の面積)、第 49 条 (共同学科に係る施設及び設備)、第 51 条 (学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外)、第 53 条 (段階的整備)、別表第 3 (学部の種類に応じ定める校舎の面積)
- ・大学院設置基準第 19 条 (講義室等)、第 20 条 (機械、器具等)、第 22 条 (学部等の施設及び設備の共用)、第 22 条の 2 (二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)、第 22 条の 3 (教育研究環境の整備)、第 24 条、第 34 条 (共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備)、第 38 条 (段階的整備)
- ・専門職大学院設置基準第 17 条 (専門職大学院の諸条件)、第 35 条 (その他の基準)
- ・大学通信教育設置基準第 10 条 (校舎等の施設)、第 11 条 (通信教育学部の校地)
- ・平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 44 号 (大学設置基準第 53 条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)
- ・平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 50 号 (大学院設置基準第 38 条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)

観点 7-1-②:

教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【 観点に係る状況 】

本学部の情報ネットワークは、総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線 LAN でインターネットにアクセス可能であり電波状態の良くない幾つかの教室でも、すべての教室に情報コンセント 2 口を備えている。従って、すべての教室でインターネットへのアクセスが可能である。

【 分析結果とその根拠理由 】

平成 24 年度学生対象アンケートによれば、学部のパソコン数に満足（やや満足も含む）していると回答した学生（卒業予定者）は 36.4 %、研究科生（修了予定者）では 50 %であった。

（ 根拠資料 ）

『総合情報基盤センター「センターの目的・業務案内」』（<http://www.cc.saga-u.ac.jp/outline/works.php>）

『佐賀大学総合ネットワーク構成図』（<http://www.cc.saga-u.ac.jp/system/intro/network.pdf>）

観点 7-1-③:

図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

該当しない。

【分析結果とその根拠理由】

該当しない。

観点 7-1-④:

自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部の各課程・選修における自習室および演習室等の部屋数・パソコンの台数の整備状況、利用状況および情報ネットワークの整備状況は以下の通りである。

表 25. 主な自習スペース・学生用ラウンジ数

名 称	部屋数	設置備品の台数		学内 LAN 接続機器 の台数
		机	PC	
理科教育	1	－	2	2
数学教育	1	－	3	3
音楽教育	2	－	4	4
地域・生活文化	2	－	17	17
環境基礎	1	－	48	48
健康スポーツ科学	9	－	27	27
美術・工芸	－	－	2	2
計	16	－	103	103

これらの自習室および演習室等は、教育学研究科（教育専攻および教科教育専攻の各専修）との共同使用であり、教育学研究科における状況も、学部の対応する課程・選修に相当する。

【 分析結果とその根拠理由 】

平成 24 年度の学部学生対象アンケートによれば、学部・学科の自習スペースに関して 36.4 %の学

生が満足（やや満足も含む）している。教育学研究科に関しては、平成 24 年度に実施された共通アンケート結果によれば、自習スペースの満足度（やや満足も含む）の平均は 50 %である。また、自習室の全てには、情報ネットワークが整備されている。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学教養教育運営機構「自学自習スペース等の利用について」』

(http://www.ofge.saga-u.ac.jp/students_07.html)

『平成 20 年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』『平成 24 年度学生対象アンケート』

7-2. 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

観点 7-2-①:

授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 学部新生等に対するガイダンス

毎年度、入学式の翌日に学部オリエンテーションを実施している。カリキュラムや教務関係に関する全体的な説明は全体説明会で教務委員長がおこない、詳細については各課程および選修別さらには分野別に説明会を実施している。また、社会福祉士の受験資格取得希望者に対する説明会を行っている。

各選修での新生オリエンテーションや大学入門科目の中でも履修指導を行っている。1 年生から 3 年生までは学年指導教員を配置し、履修指導や卒業研究テーマの決定の相談に応じている。

2) 学位論文等に関するガイダンス

教育学研究科については、毎年度、入学式の当日もしくは翌日に研究科オリエンテーションを専修別に実施している。このとき、各専修の研究科運営委員が全体的な説明を行い、それに続いて各授業担当教員が授業内容及び研究等について、詳しい説明をおこなっている。

また学位論文に関しては、実質的な指導担当教員がガイダンスを行っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

平成 24 年度学生対象アンケート結果によれば、72.7 %の学部学生がガイダンスによってどのように授業科目を履修すればよいかをほぼ理解したと回答し、また、70.4 %の学生がガイダンスによって専攻の選択についてほぼ理解できたと回答している。

教育学研究科に関しては、平成 24 年度学生対象アンケートによれば、ガイダンスによって授業科目をどう履修したらよいか理解できましたか、という問いに対して、教育学研究科（2 年次）の 87.5 %の学生から肯定的意見を得ている。

以上の結果から、学部・研究科ともに適切なガイダンスが実施され、その効果は上がっていると判断される。

(根拠資料)

『学部新入生オリエンテーションの日程表、式次第及び配布資料』『平成 24 年度学生対象アンケート』

『研究科新入生オリエンテーションの日程表、式次第及び配布資料』

『卒業研究、専攻選択に関するガイダンスの実施状況が確認できる資料』

観点 7-2-②:

学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【 観点に係る状況 】

1) クラス担任等

文化教育学部では選修ごとに担任制を採用している。クラス担任は大学生活一般に関する相談に応じるとともに、奨学金の推薦状や各種申請書の作成や修学方法についてもアドバイスを行っている。また 3 年次以降の学生に対しては、卒業研究の指導教員が担当学生に対して、修学や就職等について、きめ細かな支援と助言をおこなっている。

教育学研究科では専攻・専修ごとの研究科運営委員が全般的な助言と支援に当たり、指導教員は担当院生に対して、修学や就職等について、きめ細かな支援と助言をおこなっている。

2) 学生のニーズの把握

学生の意見を汲み上げる制度として、にて常時学生の相談に応じている。このほか、平成 18 年度からは大学院生を対象としたアンケートも実施されるようになり、教育や施設に対するニーズや意見を汲み上げる仕組みが構築されている。

3) 留学生と障害者に対する支援について

留学生に対しては、入学時に留学生センターからのオリエンテーションと個別ガイダンスを実施している。留学生センターが開講する能力別の日本語研修コースを充実し、達成度と課題を各チューター・指導教員に報告して、連携を図った学習支援体制をとっている。研究科では平成 17 年度以降、外国人留学生に対して指導教員と学生チューターをそれぞれ 1 名配置し、学習支援を行っている。

障害のある学生に対しては、入学者選抜の際に事前相談を行い、試験時及び入学後に配慮すべき事項を検討して、様々な障害のある者に門戸を開く体制を整えている。聴覚障害のある学生からの申し出に対しては、ノートテイク等の学生ボランティアを募集して対応している。

社会人学生（大学院生）に対しては、6 校時の開講、また、社会人学生の事情に応じて、休業中に授業を行っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、個々の学生に対するチューター、指導教員による助言と支援にくわえて、「どがんね、こがんよ、学生相談会」、「学生なんでも相談窓口」、「VOICE（投書箱）」、「学生カウンセラー相談窓口」および電子メール（voice@cc.saga-u.ac.jp）といった相談・助言制度が整っており、これらが有効に機能している。「どがんね、こがんよ、学生相談会」はテーマとして、①キャンパスライフ充実のため

に一要望、アイデア、夢や希望について、②持続する懇談会の在り方について、を設けている。平成24年度の「学生なんでも相談窓口」の相談件数は4件、「VOICE（投書箱）」の相談件数では5件および「学生カウンセラー相談窓口」の相談件数は49件（学務部学生生活課の把握件数）で、それぞれに対応している。

また外国人留学生に対する日本語研修コースや個別のチューター制、障害者に対するノートテイカー等の支援、社会人学生に考慮した時間割編成など、支援体制が整っている。

このように、学生の心や身体ばかりでなく、キャンパスライフのあらゆる疑問や悩み、困っていることに対して支援を行っており評価に値する。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学ラーニング・ポートフォリオ実施要項』『効果的な学習のためにラーニング・ポートフォリオ活用のすすめ』『チューター（担任）による面談実施数（評価基礎情報データE3）』『留学生のための学生チューターの実施状況』『障がいのある学生の受入状況』『佐賀大学における障害学生の修学支援等に関する要項』『夜間開講授業の開講状況』『佐賀大学チューター（担任）制度に関する実施要項』『障害のある学生に対する支援（例）』『留学生数』（<http://www.isc.saga-u.ac.jp/foreign/>）
『佐賀大学留学生センター日本語プログラム』（<http://www.isc.saga-u.ac.jp/program/>）
『戦略的国際人材育成プログラム要項』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/jinzai.htm>）

（ 関係法令等 ）

・教育基本法第4条第2項（教育の機会均等）

観点 7-2-③:

通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当なし。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし。

観点 7-2-④:

学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当なし。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし。

観点 7-2-⑤:

生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【 観点に係る状況 】

学生生活課において、学生のあらゆる疑問や悩み、困っていることを聞き、その内容に応じ、適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介する「学生何でも相談窓口」を設けている。また学生センターでは学生カウンセラー窓口を開設して心身の相談に応じている。保健管理センターでは、体・精神面の健康上の問題について個人的相談に応じ、健康診断や応急処置を行っている。さらに、学生の安全衛生の情報をまとめた「知っていますか？」を配布し、学生生活の安全と健康を呼び掛けている。学生生活相談等に関する情報はウェブ上で公開し、随時閲覧を可能にしている。

文化教育学部教授会（教育学研究科のほぼすべての教員が含まれる）において保健管理センター長による講演会が毎年開催され、学生の精神面の悩みを理解する機会が提供されている。

学部・研究科には、「国立大学法人佐賀大学ハラスメント防止規程」及び「国立大学法人佐賀大学ハラスメント相談窓口設置要項」に基づき、2 人のハラスメント相談員を設け、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、アカデミックハラスメントの相談を受け付けている。又、特別相談員としての学外カウンセラーの相談先も学生に周知している。

外国人留学生に対しては、国際課が窓口となって対応している。毎年、大学が作成した日本語・英語による「外国人留学生ガイドブック」を配布し、宿舍・アパートに関する情報、多種にわたる奨学金の情報等を提供している。また、平成 20 年 4 月に設置した「佐賀大学基金」による経済援助、「チューター制度に関する実施要項」に基づいて、各チューターによる生活相談等の支援を行っている。とくに研究科の外国人留学生に対しては、指導教員と学生チューターとをそれぞれ 1 名を当て、生活支援をおこなっている。

障害のある各学生に対しては、チューター・当該講座教員を当てて、きめ細かな生活支援を行っている。聴覚障害のある学生からの申し出により、ノートテイク等の学生ボランティアを募集し、支援体制を整えている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、文化教育学部と教育学研究科では学生からの相談体制が整備され、また特別な支援を必要とする学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあると判断されるが、今後ますます学生へのきめ細やかな対応が求められている。

（ 根拠資料 ）

『キャリアセンターの電子メールによる就職支援情報の提供状況』

『就職支援セミナー、企業研究会、模擬面接等、就職に係る各種セミナー等の開催及び参加状況』

『カウンセリング実施状況』『佐賀大学学務部学生生活課「大学生活のための情報 知っていますか？」』

『佐賀大学学生センター「学生ハンドブック」』『チューター制度ガイドブック』

『外国人留学生ガイドブック』（平成 24 年度版）

『学生便覧 30～35 頁』（http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/h22_Binran.pdf）

『国立大学法人佐賀大学学生支援室設置要項』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/suisinsitu/gakuseisensitu.htm>)

『佐賀大学学生モニター制度実施規程』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/monitor.pdf>）

『佐賀大学学生センター「学生なんでも相談窓口」』（<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/sodan.html#sodan4>）

『佐賀大学学生センター「オフィスアワー」』（<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/office.html>）

『佐賀大学保健管理センター』（<http://www.suhcc.saga-u.ac.jp/>）

『佐賀大学学生センター「学生カウンセラー相談窓口開設」』

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/sodan.html#sodan3>)

『国立大学法人佐賀大学ハラスメント防止について』（<http://www.saga-u.ac.jp/somu/sekuharatou.html>）

『国立大学法人佐賀大学ハラスメントの防止に関するガイドライン』（<http://www.saga-u.ac.jp/somu/seku02.gif>）

『相談員マニュアル～ハラスメントに適切に対応するために～』（<http://www.saga-u.ac.jp/somu/seku09.gif>）

『国立大学法人佐賀大学キャリアセンター要項』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/admi/carrer.htm>）

- 『佐賀大学キャリアセンター』(<http://job.admin.saga-u.ac.jp/>)
 『佐賀大学留学生センター「留学生のための情報」』(<http://www.isc.saga-u.ac.jp/foreign/>)
 『春季外国人留学生オリエンテーション』(<http://www.isc.saga-u.ac.jp/foreign/index.php>)
 『国際交流会館入居案内、佐賀銀行末広寮入居者募集』(<http://www.isc.saga-u.ac.jp/foreign/>)
 『佐賀大学留学生センター「チューターの手引き」』(<http://www.isc.saga-u.ac.jp/file/tutor.pdf>)
 『NPO 法人国際下宿屋 ウェブサイト』(<http://kokusaigeshukuya.com/>)
 『チューターの手引』(<http://www.isc.saga-u.ac.jp/tutor.htm>)
 (関係法令等)
 ・学校教育法第 12 条 (健康診断等)
 ・大学設置基準第 42 条 (厚生補導の組織)、第 42 条の 2 (社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)
 ・学校保健安全法第 13 条 (児童生徒等の健康診断)

観点 7-2-⑥:

学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部では遠隔地(関西地方以遠)で企業や教員採用試験等を受ける学生に対して、旅費の援助を行っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

文化教育学部や教育学研究科が直接経済的援助することはしていないものの、旅費の支援活動を行い、学生の要望に応じている。

- (根拠資料)
 『関東、東海、関西地区等の企業・公務員試験等に係る旅費の補助について』(教授会資料)

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

施設・設備の整備はこの数年のうちに急速に進み、有効活用がなされている。とりわけネットワーク環境の整備が進んでいる。バリアフリー化、および安全・防犯面に関しても建物の更新により改善が認められる。また自習スペースが活用されるようになってきた。

学生支援面においては学年担任制度の導入にみられるように、学生の生活面にまで配慮した取組を行っている。

【 改善を要する点 】

設備は改善されたものの自主学習環境をさらに高める余地がある。

(3)基準 1-7 の自己評価の概要

改善の余地はあるものの、学生を中心としたさまざまな取組を行い、その成果が現れてきている。

●基準 1－8 教育の内部質保証システム

(1)観点ごとの分析

8－1. 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

観点 8－1－①:

教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【 観点に係る状況 】

学生が身に付けた学習成果の検証に関しては、学生による授業評価アンケート及びそれらに基づいた授業点検評価を実施している。前者は学生による個々の授業科目に対する評価アンケートであり、これら結果は各教員にフィードバックされる。後者は前者の結果を踏まえて、各教員が次年度以降に当該授業をどのように改善するかを示したものであり、学生に公表されている。このような PDCA サイクルを整備し、教育の質の改善・向上を図っている。

上記の体制整備による効果に関しては、十分な検討がなされていない。その理由として、年度毎に受講生が異なり、授業評価アンケート結果を用いてどのように教育の質が改善したのかを判定することは困難だからである。しかしながら、これらの評価は全授業科目で実施しており、年度間の比較は困難であるが、教員の意識を高める効果を有していると考えられる。

さらに文化教育学部が独自に実施している個人評価(活動実績報告書、自己点検・評価書)では、授業内容や授業方法の改善に関する項目を設けて、自己点検を行うようにしている。

【 分析結果とその根拠理由 】

学生が身に付けた学習成果の検証に関しては、授業評価アンケートによる分析およびそれに基づいた授業点検・評価報告書が蓄積されている。また個人評価によって教員自らが検証を行う体制を整えている。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyokakisoku.htm>)

『佐賀大学文化教育学部佐賀大学大学院教育学研究科平成 24 年度「学生による授業評価アンケート」組織別分析結果報告』

観点 8－1－②:

大学の構成員(学生及び教職員)の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【 観点に係る状況 】

1) 学生の意見の聴取と組織別授業評価の実施方法

上記「学生による授業評価アンケート」のすべての結果を、教務・FD委員会の下で集計し、組織別（学部：学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程の4つ、教育学研究科：学校教育専攻と教科教育専攻の2つ）に分析をおこなっている。その結果は報告書として大学教育委員会に提出されている。

その他の授業評価結果等に基づく自己点検・評価の取り組みとして、学生にフィードバックするため授業点検・評価報告書がLive Campus上で「個別授業点検・評価報告書」とし公開され、学生や他教員が自由に閲覧できる体勢を整えている。

表 26. 授業評価アンケート入力率

	年度	入力数(入力数/全科目)	入力率(%)
文化教育学部	平成 22 年度	518/964	53.7
	平成 23 年度	428/980	43.7
教育学研究科	平成 22 年度	189/390	48.5
	平成 23 年度	145/360	40.3

2) 学生の意見に基づく改善例

個々の教員による改善例は個人評価で報告されている。マイクの利用や進行スピードの調整、板書の方法、配付資料の充実、ディスカッションの導入、視聴覚機器の導入、理解度チェックの導入などが挙げられている。

【 分析結果とその根拠理由 】

授業に関する学生からの意見聴取は授業評価アンケートによって毎年度実施されており、また教員が公表する授業点検数も増加しており、授業改善に向けた取組が浸透しつつある。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学学生センター「学生による授業評価アンケート」』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/hyoka.html>)
『個別授業点検・評価報告書』

観点 8-1-③:

学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【 観点に係る状況 】

1) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

文化教育学部では教育の質の向上・改善を図るために、以下のような各種の学外関係者の意見を取り入れ、改善に努めてきた。

最も主要なものとして、毎年度末に実施される外部評価がある。企画・評価委員会を中心に、学外委員を招いて学部・研究科の現状と課題を説明し、改善点等の意見聴取を行っている。

外部評価以外では、平成 17 年度に企業を対象にアンケートを実施し、平成 19 年度には佐賀県内の

学校を対象にアンケートを実施した（表 24. 平成 18 年度企業アンケートの結果、p. 71）。アンケートの主目的は、学外関係者からの意見聴取であるが、科目の到達目標や成績評価基準の見直しに関するアンケート調査などと同じように、今後も実施時期や実施対象、実施範囲を調整しながら継続して行うことにしている。

前者の企業対象のアンケートに関しては、すでに分析を終え、教授会で構成員全体に報告され、それぞれの授業や各種委員会でその分析結果を活かすことが求められている。しかし、アンケート業務の煩雑さのため、継続的な取組みは残念ながらなされていない。

就職委員会では佐賀県内学校を対象としたアンケートを行っている。その分析結果を、カリキュラム改善検討委員会と教務委員会を通して、さらに教授会を通して構成員全体に周知している。

平成 18 年 2 月に一部企業に対してアンケートを実施した結果を以下に示す。回答数が 45 社と少ないことから、この結果だけで教育の効果が上がっているかについて判断するのは難しいが、卒業生の職場への適応力が大きく評価されていると言える。

2) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

平成 14 年度より将来計画ワーキンググループを立ち上げ、今後の文化教育学部の在り方について検討してきた。現在、文化教育学部では、学部・大学院改組 WG 及び教員養成 GPWG において教員養成カリキュラム改革や教育実習の高度化の試行を実施している。また、カリキュラム改善検討委員会を設置し、各課程でのカリキュラム改革を図っている。

毎年度、自己点検・評価が行われ、その評価結果は学部長より各教員に提示されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

外部評価委員会や企業アンケート、さらには佐賀県内学校対象アンケートなどを通して、学外者の意見を取り入れる仕組みが構築されているものの、それを教育に活かす取り組みは十分ではなく、今後の課題となっている。これらの評価結果に関しては教授会で報告がなされているが、必ずしも有効に働いていない。

（ 根拠資料 ）

『文化教育学部企業アンケート』『佐賀県内学校対象アンケート』『平成 23 年度外部評価報告書』
『平成 24 年度外部評価報告書』

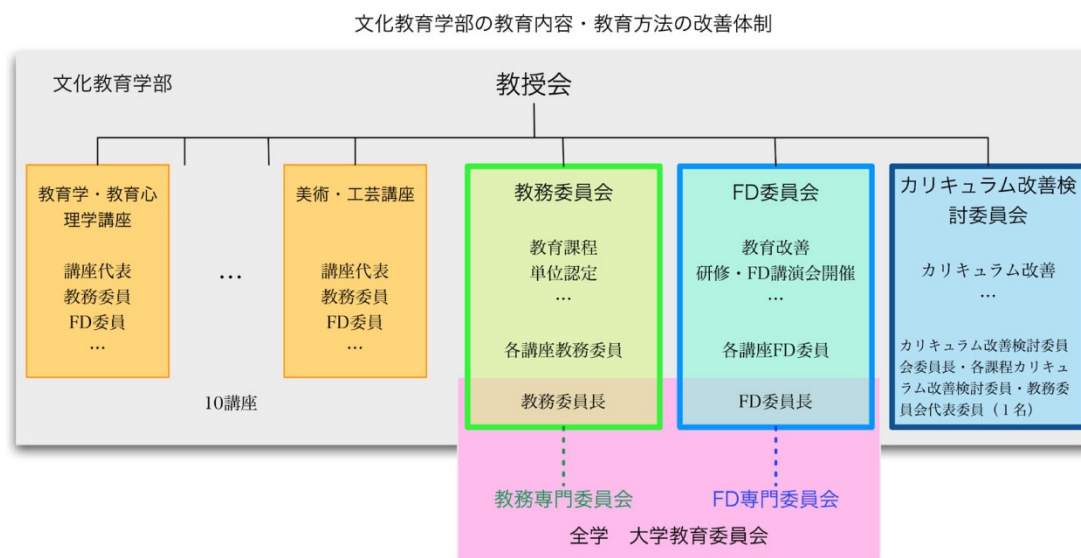
8-2. 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

観点 8-2-①:

ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【 観点に係る状況 】

本学部では教務委員会の下でFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動が進められている。教育学研究科には独自のFD実施組織はないが、学部FD委員会がその責務を担っている。下記に示すような組織によってFD活動が進められている。



学生の授業評価などについては、全学的に大学教員委員会が授業評価を実施しており、その結果は各教員にフィードバックされている。また、TA 実施報告書やFD活動報告書、組織別授業評価報告書、授業評価と改善に関する実施報告書を作成した。

（１）FD に学生や教職員の意見が反映されているか

FD 委員会において、FD 事業に関する実施計画等を策定し、新任教員研修会やFD講演会・講習会を実施している。その成果については、FD活動報告にまとめている。また「学生による授業評価アンケート」結果に基づいて、学生から高い評価を得ている授業科目の選考基準を策定し、今後の教育改善に資する準備（公開授業の実施）を進めている。

（２）本学部が主催したFD講演会等

主なFD活動として、

- ・新任・昇任教員のFD研修会(平成24年度は4月2日(火)と10月1日(火)の2回実施)

毎年度4月上旬に新任教員向けの研修会を実施している。

- ・FD講演会

11月7日(水)佐賀大学文化教育学部附属教育実践総合センター 准教授 倉本哲男氏による「学生とともにすすめる講義、及び論文指導」

（３）本学部の学科等が行ったFD活動

文化教育学部においては、FD委員会において、FD事業に関する実施計画等を策定し、新任教員の研修会やFD講演会および公開授業を実施している。その成果については、FD活動報告にまとめている。

またこの報告書は教職員に配布している。

学生の授業評価などについては、全学的に大学教員委員会が、授業評価を実施しており、その結果は各教員にフィードバックされている。また、平成 16 年度より行っている「個人評価集計及び分析」により、教員の活動目標を明確にし、その自己点検・評価の後、評価結果が学部長より各教員に示され、教育の改善に役だてられる。

【 分析結果とその根拠理由 】

文化教育学部では前述のように組織的な FD 活動を実施しており、授業改善報告書の回答数の増加にみられるように、教員間に FD 活動が根付いてきたと判断できる。

(根拠資料)

『平成 24 年度 FD 委員会議事録』『平成 24 年度 FD 委員会活動報告書』『TA 実施報告書』『FD 活動報告書』『組織別授業評価報告書』

観点 8-2-②:

教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【 観点到係る状況 】

1) SD (スタッフ・ディベロップメント) 活動

本学部独自での SD 活動は実施しておらず、大学全体での SD 活動に委ねている。

2) TA の活用

教育学研究科では、教育の目的を踏まえ、それぞれの分野の特性に応じた教育課程を展開しているが、特に教育補助者として TA の活用を進めている。次の表は TA の活用状況を示している。平成 23 年度は 43 科目、平成 24 年度は 48 科目で TA 実施がなされている。それぞれ TA は事前に各授業科目について研修や打ち合わせを受けており、適切に授業が進行できるように工夫が行われている。平成 23 年度前学期及び後学期の TA 実施報告書にその概要がまとめられている。

表 27. 平成 23・24 年度 TA 採用状況

課程	選修	平成 23 年度	平成 24 年度
学校教育課程	教育学選修	0	1(1)
	教育心理学選修	1	0
	障害児教育選修	0	1
	教科教育選修	5	6(1)
	数学選修	0	0
	理科選修	0	1
	音楽選修	3	4
国際文化課程	日本・アジア文化選修	4(3)	3(2)
人間環境課程	生活・環境・技術選修	1	3(2)
	健康福祉・スポーツ選修	5	5
美術・工芸課程	美術・工芸選修	5	5

()内は留学生数

この他、平成 24 年度は、学校教育課程の各選修共通科目で、5 人を TA として採用している。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学研究科では前述のように、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われている。

(根拠資料)

『平成 24 年度前学期 TA 実施報告書』『平成 24 年度後学期 TA 実施報告書』

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

さまざまな FD 活動の実施と自己点検・評価活動の実施がなされている。

【 改善を要する点 】

学外アンケートが継続的に行われておらず、学外者からの意見聴取がさらに必要である。

(3)基準 1－8 の自己評価の概要

特にさまざまな FD 活動や自己点検活動を通して、教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備されていると判断できる。

教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われている。しかしながら、教育の質の改善・向上に向けたこれら取組みが、一部教員に偏在していると思われ、学部全体での取組が必要であると思われる。

●基準 1－9. 管理運営

(1)観点ごとの分析

9－1. 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。

※記載する必要はありません。

9－2. 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。

観点 9－2－①:

管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部では委員会組織を全面的に見直し、講座代表者会議(人事委員会と予算委員会を兼務)、総務委員会、企画・評価委員会、将来構想 WG、入試・広報委員会、教務・FD 委員会、学生・就職委員会、研究・論文委員会、国際貢献・地域貢献委員会、附属改革・教育実習・県教育委員会連携、教職課程運営委員会、研究科運営委員会、そしてツイニング・プログラム運営委員会を設置した。全教員はいずれかの委員会に所属し、学部の運営と管理に当たることになっている。また、学部長、評議員、副学部長、附属教育実践総合センター長、学長補佐からなる学部運営会議を設け、学部・大学院の課題をその都度議論し、対策を講じる組織を作っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

全教員が学部の運営と管理に当たり、学部と大学院の課題を全員で共有する体制が確立されている。しかしながら、これらは縦割りの委員会組織であるため、学部運営会議の重要性が高まっている。

(根拠資料)

『平成 24 年度 年度個人評価』『教授会議事録』

(関係法令等)

- ・学校教育法第 92 条 (学長、教授その他の職員)・大学設置基準第 13 条の 2 (学長の資格)、第 41 条 (事務組織)
- ・大学院設置基準第 35 条 (事務組織)・専門職大学院設置基準第 35 条 (その他の基準)

観点 9-2-②:

大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【 観点に係る状況 】

各教員が所属する講座会議、課程会議、教授会等を通して、構成員のニーズを把握している。具体的な反映は、講座や課程単位で対応できることは、講座会議や課程会議で判断し実行している。複数の課程や講座にまたがる事項や大きな予算支出を伴う事項については、学部運営会議や教授会で審議し、学部長が実行する。

学生からのニーズは「学生による授業評価アンケート」や「学生対象アンケート」によって把握し、教育改善や FD 活動を通して対応するようにしている。

学部事務については、事務職員⇒係長⇒事務長⇒学部長、の経路で、教室事務については、事務補佐員⇒講座代表⇒学部長の経路でニーズの把握を行っている。意見が反映された例として、事務職員の委員会への出席が勤務時間外にまで及ぶことが頻繁していたが、前述の意見通知経路を経て学部長が委員会の開催を勤務時間内に終了できる時間帯に変更したことが上げられる。

関係者からの意見聴取としては、平成 21 年 3 月、平成 21 年 12 月、平成 23 年 3 月、平成 24 年 3 月に学外有識者による外部評価を受けている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教職員及び学生、その他学外関係者からの意見を取り入れる仕組みが構築されており、管理運営に反映されていると判断される。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学事務系職員提案制度に関する規定』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/teians.htm>)

『平成 19 年学生対象アンケート報告』『平成 19 年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』

『平成 18 年度外部評価報告書』『平成 20 年度外部評価報告書』『平成 21 年度外部評価報告書』

『平成 22 年度外部評価報告書』『平成 23 年度外部評価報告書』

観点 9-2-③:

監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【 観点に係る状況 】

該当なし。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし。

観点 9-2-④:

管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【 観点に係る状況 】

管理運営のための研修会等はなされていない。

【 分析結果とその根拠理由 】

現状では学部運営会議による横の連携に依存している状態であり、管理運営体制の確立が必要である。

(根拠資料)

『事務職員等の研修制度の基本的方針』

『国立大学法人佐賀大学事務職員人事交流派遣研修実施規程』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/hakenkensyu.htm>)

『国立大学法人佐賀大学事務職員大学院研修実施規程』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/daigakuinkensyu.htm>)

9-3. 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 9-3-①:

大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【 観点に係る状況 】

1) 評価体制

学部評価委員会で、各年度の個人評価、中期目標・中期計画の達成状況の概要などを収集し、まとめている。また評価関連サーバーの立ち上げを企画している（現時点で運用中）。

2) 自己点検・評価結果の公開

自己点検・評価結果結果については、佐賀大学ホームページに公開している。

【 分析結果とその根拠理由 】

平成 16 年度から、評価委員会および個人評価実施委員会によって、学部の総合的な資料やデータが集積されており、その結果はホームページを通じて広く公開されている。

（ 根拠資料 ）

『平成 16 年度～23 年度個人評価集計及び分析』『平成 18 年度外部評価報告書』『平成 20 年度外部評価報告書』『平成 21 年度外部評価報告書』『平成 22 年度外部評価報告書』

（ 関係法令等 ）

- ・学校教育法第 109 条第 1 項（自己点検・評価及び認証評価制度）
- ・学校教育法施行規則第 152 条、第 158 条、第 166 条

観点 9-3-②:

大学の活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

【 観点に係る状況 】

国立大学法人佐賀大学規則第 14 条及び国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則第 3 条に基づき、文化教育学部および教育学研究科の目的を達成するための教育研究活動等について、外部評価委員(本学の職員以外の者)による検証を行い、教育研究水準の向上・改善を図っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

学外有識者による外部評価は、平成 21 年 3 月、平成 21 年 12 月、平成 23 年 3 月、平成 24 年 3 月におこなわれ、その結果については外部評価報告書としてまとめられている。

（ 根拠資料 ）

『平成 18 年度外部評価報告書』『平成 20 年度外部評価報告書』『平成 21 年度外部評価報告書』『平成 22 年度外部評価報告書』

観点 9-3-③:

評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【 観点に係る状況 】

評価委員会で検討し、学部と研究科に改善提案を行っている。学生による授業評価の結果は、当該授業の担当教員に伝えられ、それにもとづいて教員は各授業についての反省と新たな改善策を提出している。個人評価の結果は学部長より各教員につたえられ、研究・教育活動の改善に役立っている。また学外者による評価結果は教授会において学部にフィードバックされており、学部運営会議や研究

科運営委員会、講座代表者会議等で改善案について議論されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

授業評価、個人評価、外部評価の結果がフィードバックされる体制は整備されていると判断される。

(根拠資料)

『平成 22 年度個人評価集計及び分析』『平成 23 年度個人評価集計及び分析』

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

学外者による自己点検評価は毎年実施しており、その結果は教授会で報告がなされ、学部・研究科の問題点の共有化を図っている。

【 改善を要する点 】

学部の管理運営が一部の教員に依存しており、教授会で審議されるものの、学部全体で課題等を共有する方策を立てる必要がある。

(3)基準 1-9 の自己評価の概要

管理運営面では委員会組織の改革を行うことによって体制はできつつある。しかしながら学部全体での共有化をさらに進める必要がある。

●基準 1-10 教育情報等の公表

(1)観点ごとの分析

10-1. 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

観点 10-1-①:

大学の目的(学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。)が、適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【 観点到係る状況 】

文化教育学部と教育学研究科の各種情報は広報パンフレット以外に、Web で情報発信している。

- ・情報:学部オリジナル Web<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/>
- ・入試情報:大学のアドミッションセンターWeb <http://www.sao.saga-u.ac.jp/>
- ・就職情報:キャリアセンターWeb <http://www.saga-u.ac.jp/school/job/>
- ・教育目的・目標:学部オリジナル Web <http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/mokuteki.html>

・3つの方針:佐賀大学学生センターWeb <http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>

各種の情報は、パンフレットやWebページを通して公表しており、FD講演会や人権講演会、新任教員向けの研修会の実施状況に関しても「FD委員会活動報告書」などを通して公表している。

【 分析結果とその根拠理由 】

大学の目的を含めた各種情報をパンフレットやWebを通して情報発信しており、これら情報は構成員がいつでも確認できる状況にある。

(根拠資料)

『情報:学部オリジナルWeb』(<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/>)

『入試情報:大学のアドミッションセンターWeb』(<http://www.sao.saga-u.ac.jp/>)

『就職情報:キャリアセンターWeb』(<http://www.saga-u.ac.jp/school/job/>)

『教育目的・目標:学部オリジナルWeb』(<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/mokuteki.html>)

『三つの方針:佐賀大学学生センターWeb』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)

観点 10-1-②:

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部と教育学研究科の三つの方針(入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針)は学生センターのホームページ(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)や文化教育学部のホームページ(<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/>)で公表されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されている。

(根拠資料)

『三つの方針:文化教育学部』(<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/>)

『学生センター ホームページ』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)

観点 10-1-③:

教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。)が公表されているか。

【 観点に係る状況 】

文部科学省平成 19 年度専門職大学院等教育推進プログラム「発達障害と心身症への支援に強い教員の養成ー文化教育学部・医学部附属病院連携による臨床教育実習導入とカリキュラム開発ー」についてWeb(<http://smile.pd.saga-u.ac.jp/index.html>)で情報発信している。

同様に平成 20 年度「戦略的発想能力を持った唐津焼産業人材養成」プログラム(文部科学省科学技術振興調整費)に関する情報をWeb(<http://karatsup.pd.saga-u.ac.jp/>)で発信している。

【 分析結果とその根拠理由 】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項以外に学部独自の取組を Web 等を通して広く公開している。

(根拠資料)

『「発達障害と心身症への支援に強い教員の養成 ー文化教育学部・医学部附属病院連携による臨床教育実習導入とカリキュラム開発ー」のホームページ』(<http://smile.pd.saga-u.ac.jp/index.html>)

『「戦略的発想能力を持った唐津焼産業人材養成」プログラムのホームページ』(<http://karatsup.pd.saga-u.ac.jp/>)

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

基本的な情報は公開済みである。

【 改善を要する点 】

学部独自の情報公開が限定されており、それ以外の多くの情報を積極的に情報公開する必要がある。また、求める情報が分散しており、これらを簡潔にまとめた公開方法を築く必要がある。

(3) 基準 1－10 の自己評価の概要

必要最小限の情報公開はなされているが、さらにユーザーフレンドリーな情報公開方法を取り入れることが必要である。

基準2 ー学術・研究の領域ー

(1) 観点ごとの分析

2-1. 大学・学部 の 目的に照らして、学術・研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

観点 2-1-①:

研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【 観点に係る状況 】

本学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、及び美術・工芸課程の4課程からなり、4領域が相互に啓発しあいながら、「教育と文化、芸術、科学などの融合」に向けて研究を展開している。

また、附属教育実践総合センターを有し、教員の教育指導能力の開発、授業分析法の開発、及び、地域情報の収集と広域共同研究の推進等を行っている。

研究の推進のために、評価委員会、研究論文委員会、学部・附属学校共同研究推進委員会、附属教育実践総合センター運営委員会などを設けている。

教員採用は、完全公募制を原則として、人事委員会で調整後、教授会で教員選考委員会を組織して選考にあたっており、研究者の流動性について配慮している。

さらに、研究推進のため、予算委員会での予算配分法の検討や、研究論文委員会において文化教育学部総合経費・部局長裁量経費による研究成果刊行助成の公募によってプロジェクト型共同研究の選定を行っている。

個人評価の実施に伴い、学術・研究領域の活動についても自己点検・評価されている。大学のホームページ上では、教員の紹介・研究成果がデータベースという形でまとめられ公表されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部の目的・目標である、教員養成と学際的研究の融合という観点から見ると、附属教育実践総合センターを中心に教員の教育力向上の取り組みが行われている。プロジェクト型共同研究推進委員会を設け、さまざまな領域の研究者が、一つの研究を多角的に行うよう促進している。

(根拠資料)

『佐賀大学文化教育学部評価委員会規程』、『佐賀大学文化教育学部研究論文集』、『佐賀大学教育実践研究』、『佐賀大学教育実践研究編集規程』、『文化教育学部予算配分基準』、『佐賀大学文化教育学部附属実践総合センター規程』、『佐賀大学文化教育学部・附属学校園共同研究実績報告書』、『平成24年度 個人評価の集計及び分析』

観点 2-1-②:

研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【 観点に係る状況 】

本学部の性格上、研究活動はグループとしてまとまって実行するというより、自主性にまかされた

個人研究が基本となっている。したがって、研究活動に関する施策としては、限られた研究費をどのように配分するかということが重要なポイントになる。

研究費の配分としては、全教員に均等配分した基礎配分額に加えて、実験実習担当教員への実験実習費が加算され、さらに教育研究計画に基づく申請をもとに審査の結果、付加的な教育研究費が配分されている。また科学研究費などに代表される外部資金の獲得努力に対するインセンティブにも配慮したものになっている。

個人研究が主とは言え、学部として共通に目指す方向にグループとして協力し、共通の目標に向かって研究活動を展開することも重要である。このような目的のため、研究論文委員会を設置し学部内の比較的幅の広い横断的なプロジェクトを積極的に推進し支援している。この委員会では、このようなプロジェクトの推進をはかるという目的で教育学部総合経費・部局長裁量経費による研究成果刊行助成に応募し予算を継続的に獲得する努力活動や、推進すべき研究計画を公募し審査・採択するというような活動をおこなっている。また本プロジェクトにかかわる予算は教育学部総合経費・部局長裁量経費という形で適切に処理し実施している。

進行中（計画段階を含む）のプロジェクトは、「発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発」、「学生の現場力を育む鍋島ルネサンス構想」、「アジアの高度人材開発のための国際的共同教育ツイニング・プログラム」、「地域貢献事業を活かしたヘルスプロモーションに強い人材育成カリキュラムの開発」、「地域再生人材創出拠点の形成-戦略的発想力をもった唐津焼産業人材養成」等であり、その進行中の状況や今までに得られた成果を検証しながら、学部のカリキュラムの充実につなげ、教育内容編成の進展を図ることにしている。

【 分析結果とその根拠理由 】

研究推進の施策の基礎となる予算配分は、均等な配分法を基礎にして、付加的に活発に研究活動を行う研究者への傾斜配分をすることで、研究成果が現れにくい領域の研究者にも研究費が配分され、また活発に活動し成果を出している研究者や外部資金獲得努力に対するインセンティブにも配慮していることで機能していると考えられる。

プロジェクト型共同研究推進については、個人研究に加えて学部共通の目的のもとに目指すグループ研究を推進して、学部の求心力をたかめ、今後の学部の発展につながりつつある点は評価できるが、その一方、本学部の多様性を考慮した場合、まだまだ一部の領域をカバーしているだけで、全学部的に求心力のある発展につなげるという点は今後の問題点である。

しかしながら、学部内予算には限りがあり、必要な額が十分満たされているとは到底いえない。外部資金等を積極的に獲得しなければならない。必要な予算獲得を積極的に推進するための、学部全体としてのより良い対策を検討することが今後の重要な課題である。

また研究予算のみではなく、研究活動をさらに活発にするため、プロジェクト型共同研究推進をはじめとして、さらに具体的に研究内容に焦点をあてた施策の検討が必要とされるところである。

（ 根拠資料 ）

『プロジェクト型共同研究公募』『文化教育学部予算配分基準』『平成 24 年度 文化教育学部予算』

『平成 24 年度文化教育学部総合経費・部局長裁量経費による研究成果刊行助成の公募』

『平成 24 年度 学部長裁量経費経費決算報告』

『平成 24 年度文化教育学部総合経費・部局長裁量経費による研究成果刊行助成による研究一覧表』

*注意

『平成 24 年度 文化教育学部教育研究費申請要領』 23 年度から廃止

観点 2-1-③:

研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのシステムが適切に整備され、機能しているか。

【 観点に係る状況 】

個人評価を実施し、学部で基準を設けて、学術・研究領域の活動について自己点検・評価している。その手続きとして、各教員は、毎年度 6 月末までに、個人達成目標を申告し、次年度 4 月末までに、活動実績報告書ならびに自己点検・評価書を提出している。評価は、学部内で組織された個人評価実施委員会により、本学及び本学部の目標達成に向けた観点から審査し行われる。個人評価の結果は、集計・分析され、学長に報告するとともに、大学ホームページ上にデータベースとして公表されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

各教員の研究活動を集約し、公表、検証する個人評価システムは、少しずつ機能しはじめている。このような個人評価は、その形式としてはおおむね適切なものとなっている。ただ研究内容自体を検討するための学部としての統一した施策もなく、また各教員としての研究活動内容の適切性を検証し、問題点を改善するシステムではない。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学文化教育学部における教員の個人評価に関する実施基準』

『文化教育学部における個人達成目標及び重み配分の指針』『平成 24 年度 個人評価の集計及び分析』

観点 2-1-④:

研究活動の目的及び目標、諸取り組み状況が周知され、公表されているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部は、さまざまな分野の研究者によって構成されている。それゆえ研究活動の目的及び目標も多岐にわたる。各研究者が、年度当初にその年度の研究計画を立て、年度終了後に達成度、あるいは結果を学部長に報告することになっている。その結果は、評価委員会が取りまとめて公表している。

【 分析結果とその根拠理由 】

各構成員の研究活動の目的及び目標、諸取り組みは評価委員会の取りまとめにより公表されているといえる。ただその公表結果は、学部内の多岐にわたる分野の内容が混在しているので、さらにわかりやすく可視化するというような点でさらに検討が必要である。また学部という組織全体としての研究活動の目的及び目標、諸取り組みの状況の周知、公表についても同様であり今後の課題といえる。

（根拠資料）

『個人目標申告書（別紙様式 1）』『活動実績報告書（別紙様式 2）』『自己点検・評価書（別紙様式 3）』

『個人評価結果（別紙様式 4）』

2-2. 大学・学部の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

観点 2-2-①:

研究活動の実施状況(例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。)から見て、研究活動が活発に行われているか。

【 観点に係る状況 】

学部と研究科の研究範囲は広く、教員養成系と総合学術系を網羅した研究が行われている。研究成果は、著書、翻訳、学術論文公刊、学会発表、国内外学術講演等、特許、美術工芸展・書道展・陶芸展出品や大学広報誌のデザイン制作、演奏会出演や CD 制作など、種々な形で積極的に公表され続けている。個人評価のため申告された資料をもとにすれば、研究成果をもとにした「専門書の出版」は 60 冊、「国内外芸術、演奏、競技活動」69 件、「学術雑誌」への研究成果の発表 112 件、国内外学術講演 38 件、専門分野の学術活動 42 件、学会賞受賞 4 件、学会発表 116 件などの活動が具体的に報告されている。

また、学部構成員の国内外の大学、研究機関との共同研究については、国際的共同研究 17 件、国内共同研究 49 件と種々多彩に行われている。研究交流においては、学会役員 95 件、学会出席 212 件、学会での座長などの指導的役割 20 件などが報告されている。

地域との連携状況については、地方公共団体の審議会委員、協力事業、講習会、交流活動など延べ 791 件の活発な貢献が行われている。また国際貢献ということでは、学会活動なども含めたさまざまな交流、協力など 143 件の報告がある。構成員のほぼ全員がこれらに関与しているといえる。

科研費等の外部資金の受け入れ状況は、研究責任者として 41 件、共同研究者として 32 件あった。採択にいたらなかった申請件数 44 件を含めて考えると、合計 117 件となり平均するとほとんどの構成員がなんらかの外部資金獲得について努力を重ねたことがうかがえる。

【 分析結果とその根拠理由 】

報告されている研究成果件数から考えると構成員のほぼ全員が活発に活動していると考えられる。また科学研究費補助金等の外部資金獲得についても、平均するとほぼ半数を超える学部構成が、なんらかの成果をあげており、また採択に至らない申請数まで考慮すると、構成員のほぼ全員が努力しているということがうかがえる。ただ個人評価のため報告された資料による研究活動実施の状況の把握率の状況や報告された研究活動内容の質的な評価の必要性については、本学部の多様な学部構成員の状況も考慮して行わなければならないという点で今後の課題でもある。

(根拠資料)

『平成 24 年度 個人評価の集計及び分析』

観点 2-2-②:

研究活動の成果の質を示す実績(例えば、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。)から見て、研究の質が確保されているか。

【 観点に係る状況 】

研究成果の発表にたいする評価としては、多様な分野が混在しているので、何をもって実績かということを一律に示すことは難しいが、専門書の出版という点では、本学部の構成員が所属する分野は、それぞれ流行とは少し離れた、地道で派手さのない分野が多く、その分野の着実な研究成果ということで、それぞれの分野から一定の評価をうけ、出版につながったものである。このことから専門書の出版ということ自体がその質を示す実績だと考えてよい。

理系のいくつかの研究分野(数学、物理、化学、地学、生物、技術家庭分野など)からは、欧米の一流専門学術雑誌に掲載された(あるいはそれに準ずる)論文が個人評価の実績として報告があるが、これらもそれをもって研究の質が確保されていると考えてよい。

美術工芸、音楽、体育、書道などの芸術系では、関連の(地方)団体から多くの受賞者を出している。また展覧会や音楽会、競技会への参加(参加するには一定の実績が必要なので)自体の成果をもって、研究の質が確保されていると考えてよい。

学部の若手構成員の中には、関連の学会からの奨励賞を受けているものが多くこれらも評価されている事実として考えてよい。

教育系分野では、学校教育関係のそれぞれの活動の実績をもって、関与した関連の学校関係から評価されてのことなので、それをもって質が確保されていると考えてよい。

また、たとえば地域貢献として、講師を務めたり、審議員等に選ばれていることを報告したり、国際貢献の活動を報告している構成員は、その事実をもって、その対象団体からの評価を受けているので、その事実をもって研究の質が確保されていると考えてよい。

特許については、平成 24 年度の取得は 1 件であった。

競争的研究資金の獲得状況としては、112 名の構成員に対し、研究代表者ではなく共同研究者という立場も含めて 73 件と半数以上の獲得件数である。

【 分析結果とその根拠理由 】

上記のように、それぞれの事実をもって研究はある程度以上の質が保証されていると考えてよい。ただ多様な分野が関係する本学部の状況における研究の質保証についての共通の理解をどのようにするかという点で今後さらに検討していく必要がある。

(根拠資料)

『平成 24 年度 個人評価の集計及び分析』

観点 2-2-③:

社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【 観点に係る状況 】

2-2-②で研究の質が保証されているかにも記述したように、「専門書の出版」、芸術系（美術工芸、音楽、体育、書道）などは関連組織・団体からの評価をうけたものであり、社会・経済文化の発展に寄与する研究である。また理系関連分野は、科学文化の関連組織・団体からの評価があって、科学文化（場合によっては社会や経済にも）の発展に当然寄与している。教育系分野は、関連する地元の学校団体からの良好な評価をうけており、地元の子どもたちの教育を通して、社会・経済・文化の発展に寄与している。

【 分析結果とその根拠理由 】

研究活動と一体で考えたほうがよいが、社会・経済・文化の発展に寄与している。特に本学部の場合は佐賀、あるいは北部九州という地域に対してこの寄与は顕著であるといえる。また全国的な見地や、グローバルで国際的な立場から考えた場合の研究展開状況も、数は多くないが着実になされている。そのような研究活動もきちんと評価し、支援し、さらに発展させていくことも重要である。

（ 根拠資料 ）

『平成 24 年度 個人評価の集計及び分析』

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

1. 教員養成、学際的研究といった目的に添った研究を推進するための委員会を設置し、規程等も設けており、体制は整えられている。また、研究成果を公表するための組織、規程等も整えられており、研究体制は構築されている。
2. 研究費が実績に応じて配分されるシステムを構築し、プロジェクト型共同研究の推進制度などが整備されているなど、研究活動を促進する体制が整えられている。
3. 評価委員会などを中心に研究の集約、公表のあり方を検討しながら問題点を改善する取り組みを続けている。この点で各教員の研究活動を集約し、公表するシステムが構築されているといえる。
4. 著書・論文刊行から演奏活動に至るまで、各教員がそれぞれの研究領域の公表様式で研究成果を公表している。また、国内外の研究機関との連携も盛んに行われている。
5. 美術・工芸分野における展覧会での受賞、学外団体との共同研究・開発など、多領域にわたり、外部評価の高い研究活動を行っている。
6. 審議会委員などで、研究で得られた知見をもとに、専門性を生かした意見を述べるなど、社会的貢献が大きい。

【改善を要する点】

1. 本学部の多様な個人の研究活動状況を正しく理解してもらうため、大学のホームページなどをさらに積極的に活用し工夫して公表するなどの努力がさらに求められる。
2. 学内予算が減額の方向にあるので、研究の水準を維持するためにも、文部科学省の科学研究費をはじめとする競争的研究資金を外部から獲得して研究を進めることが積極的に求められている。本学部では、競争的研究資金が得られにくい研究領域や分野もあり、それを理解した上で学部の特徴を生かした独自の競争的研究資金獲得の取り組みが求められている。
3. 研究活動の集約ということでは一歩進んだが、さらにその研究の質に言及し、その向上に向けた取り組みには至っていない。本学部の多くの教員は、それぞれ独自の領域で研究活動を行っている場合が多いため、まず、それぞれの研究活動の方向性、妥当性、活動の成果の質などに対する検証をどのように行うべきかを考えていく必要がある。
4. 必ずしも全教員が社会・経済・文化の領域に直接寄与できる研究をしているわけではないが、全教員が、間接的な影響も含めて、学部としてどのように寄与しているかという点をできるだけわかりやすく整理しさらに公表できるような努力が必要である。

(3)基準2の自己評価の概要

本学部は、研究の推進のために、評価委員会、プロジェクト型共同研究推進委員会、学部・附属学校共同研究推進委員会、附属教育実践総合センター運営委員会などを設けている。

教員採用は、完全公募制を原則として、人事委員会で調整後、教授会で教員選考委員会を組織して選考にあたっており、研究者の流動性について配慮している。

研究推進のため、予算委員会での予算配分法の検討や、プロジェクト型共同研究推進委員会での学部長裁量経費を使用するプロジェクト型共同研究の選定を行っている。

研究費については、積極的に科学研究費補助金の申請・採択件数の向上を図るため、教授会等で要請を行っているが、申請は教員個人の判断に委ねられている。また予算面では、予算配分基準を見直し、全教員に基礎配分校費を配分したのち、実験実習担当教員への実験実習費及び教育研究計画に基づく申請者への教育研究費に配分している。教育研究費については、提出された計画書を審査し、配分額を決定している。またインセンティブの意味をこめて科学研究費補助金など外部資金への応募申請者への追加配分なども行われている。

研究活動の質を高めるために、各教員の研究活動を集約し、公表・検証するシステムは、おおむね適切なものとなっているが、各教員の研究内容まで検証し、個人研究者の質にまで言及して問題点を改善するシステムを構築するまでには至っていないとはいえない。

本学部教員の研究活動の実施状況を見ると、著書・学術論文公刊、学会発表、国内外学術講演、美術工芸展・書道展・陶芸展出品など種々な形で積極的に公表されている。また学部の中から公募で選んで佐賀大学文化教育学部研究叢書を継続的に出版しているということも特記しておきたい。

(根拠資料)

『佐賀大学文化教育学部研究叢書』

・ヨーロッパ文化と“日本”―モデルネの国際文化学 田村 栄子(編集) (佐賀大学文化教育学部研究叢書 1) 昭和堂、2006.4

・歴史と虚構のなかの「ヨーロッパ」：国際文化学のドラマツルギー 木原誠、相野毅、吉岡剛彦編(佐賀大学文

- 化教育学部研究叢書 2) 昭和堂、2007.3
- ・周縁学 <九州／ヨーロッパ>の近代を掘る：国際文化学のドラマツルギー 木原誠、高橋良輔、吉岡剛彦編（佐賀大学文化教育学部研究叢書 5） 昭和堂、2010.3
- ・アジア・コミュニティの多様性と展望：グローバルな地域戦略 田中豊治、浦田義和編（佐賀大学文化教育学部研究叢書 3）昭和堂、2008.3
- ・教師をはぐくむ：地方大学の挑戦 佐長健司、上野景三、甲斐今日子編（佐賀大学文化教育学部研究叢書 4） 昭和堂、2009.3
- ・ウィズエイジングの健康科学：加齢と上手につきあうために 木村靖夫編 （佐賀大学文化教育学部研究叢書 5） 昭和堂、2010.3
- ・美のからくり：美術・工芸の舞台裏 吉住磨子他 10 名著 （佐賀大学文化教育学部研究叢書 6） ゆるり書房（昭和堂 出版事業部）、2011.12
- ・臨床知と徴候知 後藤正英、吉岡剛彦編 （佐賀大学文化教育学部研究叢書 6）、作品社、2012.3

基準 3 ー国際交流・社会貢献の領域ー

(1) 観点ごとの分析

3-1. 国際交流・社会貢献活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

観点 3-1-①:

国際交流活動の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部では国際交流委員会を設置し、国際交流活動を積極的に支援・推進している。本年度にいたるまで、個人評価の一環として、本学部全教員に国際交流に関する活動報告を求め、実績及び成果データを集積している。台湾輔仁カトリック大学との学術交流協定（平成 13 年度）、デュアル・ディグリー・プログラム（DDP）実施に関する覚書（平成 16 年度）を受け、平成 21 年度には交換学生受け入れが決定し、DDP の具体的カリキュラム整備が実施され、平成 22 年度卒業生に学位を出すに至った。また、ベトナム・ハノイ国家大学外国語大学とのツイニング・プログラム協定の締結を受け、平成 22 年には「佐賀大学文化教育学部ツイニング・プログラム運営委員会規程」が制定された。平成 24 年 4 月からは 4 名のツイニング・プログラム留学生を受け入れた。H25 年度も 2 名がツイニング・プログラム留学生として入学している。さらに、連合大学（台湾苗栗市）との間でも「佐賀大学・台湾連合大学間学術交流協定」案が承認されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

文化教育学部においては国際交流委員会を設置し、大学の国際交流推進センターとの連携のもと、教員及び学生の相互派遣、留学生の受け入れなど国際交流は活発に行われるべくその推進体制を整備している。これに基づいて活発な国際交流が行われており、DDP やツイニング・プログラム協定の締結を受け、その整備と実践が引き続き進められている。特に、ツイニング・プログラムについてはハノイ国家大学外国語大学のコンタクトパーソンと情報交換等を行い、留学生の受け入れ環境を整えている。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学 国際交流推進センター・ホームページ』

(http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/information/center_information.html)

『佐賀大学国際貢献推進室設置規則』『平成 24 年度個人評価の集計及び分析』

『佐賀大学文化教育学部ツイニング・プログラム運営委員会規程』（平成 22 年 4 月 5 日制定）

『年度計画進捗状況報告（平成 24 年度）』

観点 3-1-②:

社会貢献活動の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【 観点に係る状況 】

本学の社会貢献の円滑な推進を図るため佐賀大学社会貢献推進委員会規則(平成16年4月1日制定)が制定され、佐賀大学地域貢献推進室設置された。また平成17年度には「地域創生教育プログラム推進委員会」が設置されている。さらに、平成24年4月1日に、地域貢献推進室と産学官連携推進機構の2つの組織を再編統合し、「佐賀大学産学・地域連携機構」が立ち上がっている。

市民開放科目の開設、公開講座・市民講座が開設されているため、社会人のリカレント教育や生涯教育に対応するための社会人受入れ態勢は整備されている。

国立大学法人佐賀大学公開講座規程(平成16年4月1日制定)に基づき公開講座を開設している。地域貢献推進室の基本方針(平成16年制定)に沿って、地域貢献連絡協議会の活性化と自治体等との地域交流協定を促進し、地域のニーズの把握と個別事業の実施方針があり、佐賀地域産学官連携推進協議会、地域貢献連絡協議会等を通して、地域社会との連携・協力を行っている。

平成20年には佐賀大学、佐賀県、佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合の6者からなる「佐賀県における産学官包括連携協定」(6者間協定)を締結した。本学部では、6者間協定事業に関連したプログラムを行っている。また、本学部と佐賀県立有田窯業大学校における連携・協力協定書を平成20年に締結した。

【 分析結果とその根拠理由 】

学部構成員のそれぞれの専門分野に応じて、多種多様かつ積極的な地域貢献が行われている。公開講座・市民講座は、本学部教員それぞれの研究・研究成果を世に問う場として、好評を博している。佐賀県・佐賀市教育委員会・佐賀県市長村会・佐賀県町村会・佐賀県商工会議所連合会・佐賀県商工会連合との協定に基づく連携の拡大深化、佐賀大学と有田町、小城市等との相互協力協定により、本学部の教員が地域の政策決定の場や研修会、リーダー養成の場で遺憾なくその力量を発揮していることは、推進体制が機能していることの証左である。また、永年にわたる蓄積を踏まえた文化教育学部・附属学校園共同研究も県内各市町村との連携をさらに広げている。

(根拠資料)

『佐賀大学社会貢献推進委員会規則(平成16年)』『国立大学法人地域貢献推進室設置規則(平成16年)』『佐賀大学』『国立大学法人佐賀大学公開講座規程(平成16年)』『平成24年度公開講座プログラム』『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』『国立大学法人佐賀大学と佐賀県有田町との相互協力協定書(平成17年)』『国立大学法人佐賀大学と佐賀県小城市との相互協力協定書(平成17年)』『年度計画進捗状況報告(平成24年度)』『文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告(平成24年度)』『佐賀県における産学官包括連携協定(平成20年)』『国立大学法人佐賀大学産学・地域連携機構ホームページ』(<http://www.ocir.saga-u.ac.jp/greeting/index.html>)

観点3-1-③:

国際交流活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【 観点に係る状況 】

国立大学法人佐賀大学設置要項(平成16年5月18日制定)に基づき設置された国際貢献推進室と留学生センター(平成24年3月で廃止)の一部が統合され、平成23年10月1日に佐賀大学国際交流推進センターが設置された。本学部から国際交流推進センター運営委員に1名選出されている。本学部には国際交流委員会が組織されているところから本学部学生の長短期留学及び留学生の教育的環境などの向上に必要な体制は適切に整備されている。文化教育学部の国際交流委員会では国際交流を推

進するため、昨年度から海外引率教員支援を開始している。

【 分析結果とその根拠理由 】

国際交流を円滑に行うための要項に基づく各部門の設置により、国際交流に関する施策の検討、方向付け・決定は整備されている。国際交流推進センターによる留学生の受け入れに伴い、特別聴講学生など留学生の教育の充実には本学部教員が、国際課（平成 18 年度より留学生課と国際貢献事務室が統合）との連携のもと積極的に指導を行っている。また、本学部独自でも国際交流を活発にする支援を行っている。

（ 根拠資料 ）

『国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項』、『佐賀大学社会貢献推進委員会規則』

『年度計画進捗状況報告（平成 24 年度）』『平成 23 年度 国際交流委員会総括』

『佐賀大学 国際交流推進センターホームページ』

(http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/information/center_information.html)

観点 3-1-④:

社会貢献活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【 観点に係る状況 】

地域貢献を推進するために平成 17 年に締結された佐賀大学と小城市及び有田町との相互協力協定書に基づき地域貢献活動が推進されている。さらに、平成 20 年に佐賀大学、佐賀県、佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合の 6 者からなる「佐賀県における産学官包括連携協定」（6 者間協定）を結んでいる。本学部では、6 者間協定事業として 6 つのプログラムを実施している。佐賀県教育委員会と本学部の連携・協力協定に基づき「学生ボランティア」の拡充のほか、「大学院教育実習」と「教育実践演習」が試行導入されている。また、「発達障害と心身症の支援に強い教員の養成」についても事業の柱として成果を上げつつある。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、学部教員は社会貢献活動に積極的に取り組んでいると判断される。6 者間協定事業の具体的なプログラムは教育・文化・生涯学習および人材育成に関しては「プロフェッショナルになるための異業種交流講座事業」、「青年期に向けた性教育の充実」、「日韓若者文化交流事業」、「鍋島ルネサンスー学生の現場力を育む『知の工房：エキストラキャンパス』計画」があり、地域医療及び福祉の向上に関しては「前向き子育てプログラム（トリプル P）」、平成 24 年度に新しく「総合型地域スポーツクラブを拠点として健康増進・スポーツ振興事業」が加わった。

（ 根拠資料 ）

『平成 23 年度佐賀大学地域貢献推進室報告書 vol. 10』『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』

『佐賀大学文化教育学部と佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書』『平成 24 年度個人評価の集計及び分析』

『佐賀県における産学官包括連携協定（平成 20 年）』『年度計画進捗状況報告（平成 24 年度）』

『国立大学法人佐賀大学産学・地域連携機構ホームページ』（<http://www.ocir.saga-u.ac.jp/greeting/index.html>）

3-2. 教員及び学生の国際交流が積極的かつ効果的に行われていること。

観点 3-2-①:

外国の諸機関・諸地域との文化交流・交流協定を行っているか。

【 観点に係る状況 】

平成 24 年度の教員の国際交流は運営 16 件、参加 7 件であり、交流協定は 7 件である。本学部では 2009 年にツイニング・プログラムに関する協定書を締結したベトナム・ハノイ国家大学外国語大学との連携がとくに強く進められ、関連してベトナム・ハノイ国家大学外国語大学にて集中講義や佐賀大学フォーラムを開催した。台湾輔仁大学との DDP プログラムも進行中である。平成 23 年度は新たにドイツのメンデルスゾーン協会と学術交流協定を締結し、本年度海外引率授業でドイツを訪れ交流を深めている。また、カンボジア王立プノンペン大学との交流締結に向けての準備が現在進められている。中国華東師範大学大学院との教員相互派遣講義を行った。文化交流としては、6 者協定事業の一つである「日韓若者文化交流事業—佐賀の若者映像文化拠点づくりプログラム」が平成 21 年度から行われ、日韓の学生や地域との交流が図られている。また、平成 24 年 7 月に中国厦門理工学院日本語学科の学生や 10 月には「東南アジア青年の船」乗員の若者を佐賀大学に招き、本学部生との交流を行った。

【 分析結果とその根拠理由 】

運営が 22 件、参加が 18 件であり、本年度は減少傾向であるが、その代わりに国際学会の運営や参加が増加していると考えられる。しかし、本学部の外国機関との交流活動はその実績から大きく評価できる。台湾連合大学のほか、台湾輔仁大学との DDP プログラム、ベトナム・ハノイ国家大学外国語大学とのツイニング・プログラムなど、海外の大学との連携が進められている。昨年度は大学以外の組織であるドイツのメンデルスゾーン協会と協定を結び、学術交流範囲の拡大を図った。平成 16 年度から継続して実施している華東師範大学外国語学院との教員の相互派遣講義は名前だけの交流協定ではなく、実りのある交流を展開している。また、学生間の交流や地域との連携も進められている。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学国際貢献推進室ホームページ』（<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/index.html>）

『年度計画進捗状況報告（平成 24 年度）』『佐賀大学文化教育学部ツイニング・プログラム運営委員会規程』

『平成 23 年度 地域貢献推進室報告書』『平成 23 年度 国際交流委員会総括』

観点 3-2-②:

学部において国際学会、国際会議、国際シンポジウム等を開催し、また他の機関での大会に積極的に参加しているか。

【 観点に係る状況 】

平成 24 年度の教員による国際学会等への参加は、運営 7 件、参加 46 件の報告があった。本学部では国際交流委員が主催した「台湾の先住民と核廃棄物」や「日、越、カ 国際人材育成シンポジウム」などを開催している。

【 分析結果とその根拠理由 】

国際学会の運営は昨年度の 5 件と比較すると微増である。また、平成 19 年度以降毎年増加傾向にあった参加に関する活動報告は、昨年度は 24 件と減少したが、本年度は 46 件と平成 22 年度の 40 件よりも増加している。ただ、講座別統計をみると参加度に偏りはある。国際学会運営や研究成果発表を行うには、積極的な活動を可能にする研究環境の整備拡充や研究時間の確保が望まれる。

(根拠資料)
『平成 24 年度個人評価データベース』『年度計画進捗状況報告 (平成 24 年度)』

観点 3-2-③:

構成員は、国際共同事業、海外支援、国際協力等に貢献しているか。

【 観点に係る状況 】

平成 24 年度国際協力は 5 件の報告があった。英語でのホームページ作成については、昨年度の 52 件から 50 件にやや減少している。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部構成員の平成 23 年度国際協力 4 件であり微増である。これから積極的に国際協力等に貢献していく必要がある。

(根拠資料)
『平成 24 年度個人評価の集計及び分析』『年度計画進捗状況報告 (平成 24 年度)』

観点 3-2-④:

学部は外国人研究者の受け入れ、教員の海外派遣、国際共同研究、留学生の受け入れ、在学生の海外派遣等の人的交流を積極的に行っているか。

【 観点に係る状況 】

本年度は昨年度からの継続で中国と韓国から各 1 人、本年度新たに韓国から 1 人、計 3 名の外国人研究者を受け入れている。教員の海外派遣に関しては、昨年度同様に中国華東師範大学大学院やベトナム・ハノイ国家大学外国語大学において、講義等を行っている。国際共同研究および教育は 17 件の報告がある。学生の人的交流については、カンボジアとのショートステイ（短期受け入れ）とショートビジット（短期派遣）、講義の一環としてドイツ・フランス・ベトナムへの海外研修を行っている。留学生の受け入れについては、ツイニングプログラムをはじめ、SPACE・特別聴講生（これらは短期留学）を受け入れている。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部は、教員の専門性が多岐にわたっている特徴を持っている。国外共同研究は昨年度の 5 件と比較すると大幅に増加しており、積極的に人的国際交流をしているといえる。

このことから国際交流も諸分野において積極的に進めているといえる。「国際教育ボランティア体験・

日本語教育人材養成プログラム」は日本学術振興会の留学生交流支援制度（SS／SV）に採択されている。また、本学部でも昨年度から海外引率教員支援が行われ、海外での研修が盛んに行われている。このように、外部資金の獲得や学部での支援が活発な国際交流の要因となっているようである。留学生の受け入れも積極的に行っており、留学生の進路実態調査や進路希望調査を行い、留学生の生活および就職支援等の改善に努めている。学部留学生（短期留学でない）の大多数は佐賀大学大学院進学を希望している。教育学研究科（大学院）に在籍の留学生は日本での就職を希望する者が多いため、グローバル人材確保支援事業のコーディネーター（佐賀商工会議所）と連携して県内企業とのマッチングを図り、3 名が内定した。さらに、留学生のための就職活動ガイダンスや産学官国際交流セミナー等に参加するよう促している。しかし、留学生の就職支援についての強化が望まれる。また、外国人研究者を受け入れるための施設等の設備については改善に努めているものの、平成 21 年度から行われた改修後も十分とはいえない状況である。

（ 根拠資料 ）

『平成 24 年度個人評価の集計及び分析』『年度計画進捗状況報告（平成 24 年度）』『平成 23 年度 国際交流委員会総括』『平成 24 年度留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）採択校・採択プログラム一覧』

3-3. 地域貢献活動が積極的かつ効果的に行われていること。

観点 3-3-①:

構成員は、国や地方自治体など行政組織、地域の諸組織（民間企業や福祉施設を含む）との連携・協力を行っているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部の構成員は佐賀県の各種審議会の委員を多々務め、行政組織のアドバイザーや県内の民間企業の指南役として、また社会福祉施設の理事等地域の重要な政策決定や地域活動の軸を担っている。各講座から幅広く佐賀市歴史編纂委員、佐賀県男女共同参画審議会委員、心身障害児就学指導委員など県や各市・団体への貢献が目立つ。同様に、各競技団体の委員や自治体主催の競技会の審判や運営、また美術展の審査等に携わり、またボランティア活動、社会福祉法人理事などの要務にも当たっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

行政組織の審議委員の活動をみると、平成 24 年度は 129 件の活動が報告された。これは平成 23 年度の 148 件に比べると減少している。地域諸組織との連携協力については平成 24 年度に 68 件と昨年度の 65 件から微増している。ここ近年における学部構成員の積極的な活動が認められ、地域社会における積極的かつ強い連携・協力活動が行なわれているといえる。審議委員数と組織協力の合計数は、講座により偏りがある。教育学・教育心理学講座 46 件、教科教育講座 44 件、美術・工芸講座 31 件、健康スポーツ講座 26 件、地域生活文化講座 19 件、の順に多く、講座の特徴を生かし、現代社会における地域のニーズの掘りどころとなっていることがわかる。

本学部の構成員は、県内外を問わず、その高い専門性とボランティア精神を発揮して、政策決定の

場における発言の機会を多く持ち、また地域の教育の質的向上のため、スポーツ・芸術振興のため、地域の心身の健康のために多大の貢献をしている。

(根拠資料)
『平成 24 年度個人評価の集計及び分析』

観点 3-3-②:

構成員は、地域の各種講習会(シンポジウム、資格関連セミナー、講習会、研修会)に貢献しているか。

【 観点に係る状況 】

地域の各種講習会の講師および運営活動については 163 件報告されており、積極的な参加が認められる。また毎年、教員採用試験のためのセミナー・研修会の実施及び社会福祉士国家試験対策セミナーを、外部講師の協力を得て、本学教員が定期的に行き、実効性があるよう努力を傾けている。教員 10 年研修や教員免許状更新講習などの活動も行っている。また、ジョイント・セミナーへの積極的な参加も認められる。

【 分析結果とその根拠理由 】

昨年度の 172 件と比較すると減少しているが、文化教育学部においては、教育関係の研修会、講習会等が多く、地域における教育活動に貢献している。また、本学部では各種教員免許、社会福祉士受験資格を付与しているところから、その採用試験、国家試験合格を期するためにその対策セミナーを実施し、成果を得ている。平成 24 年度の教員採用者数(非常勤講師を含む)は学部 56 人、大学院 10 人であった。

(根拠資料)
『平成 23 年度社会福祉士国家試験対策セミナープログラム』『平成 24 年度個人評価の集計及び分析』
『佐賀大学キャリアセンターホームページ』 (<http://job.admin.saga-u.ac.jp/job/pdf/g17.pdf>)

観点 3-3-③:

附属学校園など附属施設、地域の小・中学校との共同研究(授業研究、教材開発など)や指導助言等の活動を実施しているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部の附属施設には附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園および附属教育実践総合センターがある。学部教員による附属学校園の授業実践を行うと共に、附属学校園の教員が教員養成実地指導講師として学部授業を担当するシステムが整備されている。

附属学校園での指導・助言は平成 23 年度の 120 件から 205 件に大幅に増加している。平成 24 年度における本学部の教員との共同研究は 29 件報告され、著書 8 編、共同授業実践事例研究論文として、附属幼稚園 1 編、附属小学校 5 編、附属中学校 31 編、城西中学校 22 編、附属特別支援学校 4 編の実績がある。また、学会等発表として、附属幼稚園 1 件、附属小学校 2 件、附属中学校 3 件、附属特別支援学校 2 件がある。附属学校施設での学部教員の講義件数は 11 件行われている。附属中学校生徒と

及び保護者を対象とした「大学の授業を受けてみよう」は12件、その他、附属学校教員と学部教員の共同（分科会指導助言）による公開研究授業や附属学校教員による学部生への授業（教育実習事前・事後指導、教員養成実地指導など）も多数行われた。また、授業研究以外にも、小中学校の不登校児に対してスクールカウンセラーとして関与している教員もいる。附属施設との連携は深く、学部と附属学校園が一体となった取り組みが多数進められている。課題はこの項目の特性から活動件数が教科教育講座に集中していることである。

附属幼稚園との共同研究等については、地域の幼稚園との共同研究、地域の研究発表会の司会、地域の研究会の事務局、理事、会長などその活動の中心を担っている。附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校についての共同研究その他の活動等では、地域の研究会の司会や研究発表会の指導・助言、教育委員会主催の研究会・研修会の講師や委員を務めている。

【 分析結果とその根拠理由 】

昨年と比較すると附属学校園での指導・助言および共同研究の数は増加しており、積極的に連携する意欲が現れている。各附属学校園との連携は依然と緊密な状況である。これは社会的要請と教員としての用務を真摯に受け止めた本学部教員の活動の成果を表すものである。特に佐賀県教育委員会との連携・協力協定等は地域への教育貢献を表すものである。

（ 根拠資料 ）

『平成24年度 個人評価の集計及び分析』『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』

『平成24年度 文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告』『佐賀大学文化教育学部附属教育実践総合センター規程』

3-4. 教育・研究活動の成果及び大学のインフラを地域社会に開放していること。

観点 3-4-①:

市民公開講座や社会人再教育などの教育を実施しているか。

【 観点に係る状況 】

平成24年度の公開講座は39件であり、平成23年度の48件、平成22年度の72件に比べ少なく、近年減少傾向にある。講座の開設内容は、幅広い分野を有する本学部ならではのものとなっている。

「朝鮮語初級講座」、「原書で読む物語—英米の小説・ファンタジー」、「ドイツ語講座2012」、「知の復権をめざしてX—豊かさへのたくらみ」、「エネルギー資源の現状と今後」、「スポーツとキャリアアップ」、「男女がのびのびと暮らせるまちづくりを考える」など、文化教育学部の特色を活かした文学、語学、社会科学、自然科学の多様な分野が開講された。地域に開かれた公開講座として、本学部の有する知的インフラを地域に開放している。なお、本学のシンポジウム、講演会、クロスカリキュラムは一般の人にも多く聴講されている。

現職教員のために、佐賀県教育委員会と学部の連携・協力協定に基づき設置された教員研修専門部会等で、各種研修（学校評価・組織マネジメント研修、10年研修、初任者研修、長期研修の受け入れなど）に引き続き支援・協力している。

【 分析結果とその根拠理由 】

佐賀大学が地域の知の拠点というにふさわしい公開講座の多彩かつ多数の開設に表れているとおり、研究活動の成果を余すところなく社会に開放しているといえる。しかし、公開講座数は減少しており、より積極的な活動が望まれる。今日の大きな課題でもある現職教員の資質の向上のために学校評価・組織マネジメント研修、教員 10 年研修などは、本学部において他には、担うことができない重要な社会的貢献である。他の地域貢献活動と同様特定の講座に偏ることなく各講座ともに積極的に活動している。また、地域住民への研究成果の開放として、地域創生型学生参画教育モデル開発事業に参加し、学生とともに積極的な地域での活動は、広く評価されている。

（ 根拠資料 ）

『平成 24 年度佐賀大学公開講座プログラム』『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』
『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科、佐賀大学自己点検・評価報告書』『平成 23 年度 地域貢献推進室報告書 vol. 10』
『平成 18 年度佐賀大学地域貢献推進室報告書 vol. 5』『年度計画進捗状況報告（平成 24 年度）』

観点 3-4-②:

大学開放として体験学習及び施設見学等を実施しているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部の地域貢献事業は市民に開放する機会を子どもに対して行う「ユニキッズクラブ（子どもの居場所プログラム）」が平成 14 年度より継続され、体験学習の機会としている。平成 16 年度から開始した「中高齢者のための健康教室」は地域住民の健康増進に寄与する目的で、体育館や地域の公民館等行われている。また文部科学省の平成 19 年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」採択を受けて本学部教員らにより「佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」を実施、デジタル・コンテンツに関心の高い社会人を対象とし、デジタルコンテンツ・クリエイターを育成している。

e ラーニングは既に平成 14 年度から開始されているが、e ラーニングによる人材育成支援モデル事業が平成 17 年度から開始されている。モデル地域でもある佐賀県において、4 コースが提供されているが、文化教育学部からもスタッフが参加している。

【 分析結果とその根拠理由 】

大学の施設開放としては、ユニキッズ事業、「社会人の学び直し（佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム）」等が大きな活動である。また、e ラーニングの利用は施設及び教員による授業を公開することであるために、施設見学と同等の効果をもたらすものと考えられるため、今後、積極的な活用を検討する必要がある。

（ 根拠資料 ）

『平成 23 年度佐賀大学地域貢献推進室報告書』『平成 22 年度 e ラーニングによる人材育成支援モデル事業報告書』
『社会人の学び直し（佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム）』
(<http://net.pd.saga-u.ac.jp/manabi/index.html>)

(2)優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

1. 文化教育学部においては国際交流委員会を設置し、大学の国際交流推進センターと国際課との連携のもと、教員及び学生の相互派遣、留学生の受け入れなど推進体制を整備している。
2. 本学部のほとんどの教員は、大学の枠を超え、社会における活動及び国際的な活動を積極的に行っている。特に、平成 16 年度より毎年、海外先進教育研究実践支援プログラム（文部科学省）に採択されて、海外の大学等での研究や海外大学の客員教授、客員研究員として学術交流協定の締結に尽力するなど、確実に海外の大学などとの連携や海外への雄飛を目指す学生への支援も目立ってきている。
3. 佐賀県・佐賀市教育委員会と本学部の連携・協力協定によっても明らかであるように教員養成の役割を担う学部として、教育行政との強い関係を構築している
4. 地域貢献としての公開講座やユニキッズ、ジョイント・セミナー、オープンキャンパスなど積極的に地域における活動を教員が行うことによって、大学の地域貢献事業、国際貢献事業の一翼を担っている。
5. 平成 17 年度以降、「授業実践推進委員会」による附属学校教員の授業実践の推進を図り、附属学校の教員が本学部の「教科教育法」等の教員養成実地指導講師として授業を担当していることは特筆される。

【 改善を要する点 】

1. 学部の特色である教員の専門性が多岐にわたっていることを利点として、地域との共同連携研究等にその特色をさらに発揮する必要がある。
2. 地域のさまざまなニーズを学部として吸収し、学部の知的財産を組織的に地域に還元するシステムの構築が引き続き必要である。
3. 附属学校園との連携において、学校教育における教材開発の共同研究などを行う両者一体となった取り組みのより一層の推進が必要である。
4. 留学生の受け入れは積極的に行っているが、受け入れ環境や卒業後の進路について取り組む必要がある。

(3) 基準 3 の自己評価の概要

国際交流については、本学部の教員が中心となり、協定締結に尽力しており、協定校との教員・学生の交流は積極的に行われ、年々その規模も拡大化している。台湾連合大学との学術協定に向けた連携のほか、台湾輔仁大学との DDP 整備、ベトナム・ハノイ国家大学とのツイニング・プログラム整備等に向けた連携が進展しつつある。

国立大学法人佐賀大学設置要項（平成 16 年 5 月 18 日制定）に基づき設置された国際貢献推進室と留学生センター（平成 24 年 3 月で廃止）の一部が統合され、平成 23 年 10 月 1 日に佐賀大学国際交流推進センターが設置された。本学部から国際交流推進センター運営委員に 1 名選出されている。また、本学部には国際交流委員会が組織され、国際貢献体制は整備されているところから、構成員による国

際貢献活動をおこなう環境にあるといえる。

国際共同研究として、「災害時要援護者のための防災・減災研究」（佐賀大・韓国・中国・台湾・シンガポール）、「環黄海大学院生集中講義」（佐賀大・韓国・台湾）、「国際教育ボランティア・日本語教育人材育成プログラム」、「ドイツ語とドイツ文化」研修旅行などである。各講座ともに国際共同研究を継続して積極的に行っている。

平成 24 年度の国際学術交流事業・国際共同事業への貢献活動等の国際交流活動は、減少しているものの国際学会の運営・参加が増加しており、多くの活動実績が見られる。

本学部学国際交流・社会貢献の両者をつなぐ活動としての留学生の宿舎確保のための NP0 法人組織に参加し、留学生の住環境の整備に貢献している。これらの活動は、大学の国際化を標榜する大学としての要務である。日本での就職や進学を希望している留学生が多く、就職支援を進めていく必要がある。

地域貢献活動については、国や地方自治体など行政組織への協力・連携、地域の諸組織との協働が考えられる。文化教育学部の構成員は、佐賀県の各種審議会の委員を多々務め、行政組織のアドバイザーや県内の民間企業の指南役として、また社会福祉施設の理事等地域の重要な政策決定や地域活動の軸を担っている。各講座から幅広く佐賀市歴史編纂委員、佐賀県男女共同参画審議会委員、心身障害児就学指導委員など県や各市・団体への貢献が目立つ。同様に、各競技団体の委員や自治体主催の競技会の審判や運営、美術展の審査等に携わり、またボランティア活動、社会福祉法人理事などの要務にも当たっている。

地域における知的貢献には、本学部を特徴づける教育関係の活動が多く見られる。本年度においてもシンポジウム、資格関連セミナー、講習会、研修会がほぼすべての講座で実施されている。

また、本学部構成員と附属学校園の教員が協力して附属幼稚園・附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校と一体となった学校教育全体の系統的・総合的な研究が進められている。本学部構成員が附属学校園の授業実践を行うと共に、附属学校園の教員が教員養成実地指導講師として学部授業を担当するシステムが整備され、学部と附属学校園が一体となった取り組みが進められている。

地域の教育的貢献として、佐賀県教育委員会と本学部の連携・協力協定に基づき設置された教員研修専門部会等で、現職教員のための研修（学校評価・組織マネジメント研修、10 年研修、初任者研修、長期研修の受け入れなど）などに支援・協力している。

地域における研究発表会の司会、研究発表の助言・指導を行い、教育委員会主催の研究会・研修会等での講師や委員を務め、佐賀県体育学集会の事務局、理事や会長などの要職を担ってきている。各附属学校園との連携は極めて緊密であり、年々その交流が活性化してきていることは、社会的要請と教員としての用務を真摯に受け止めた本学部教員の活動の成果を現すものである。特に佐賀県教育委員会との連携・協力協定等は地域への教育貢献を表すものである。

公開講座・研修会等については、佐賀大学が地域の知の拠点というにふさわしい多彩かつ多数名講座が開設されている。したがって、学部構成員の研究活動の成果を余すところなく社会に開放しているといえる。今日の大きな課題でもある現職教員の資質の向上のために学校評価・組織マネジメント研修、教員 10 年研修などは、本学部において他には担うことができない重要な社会的貢献である。他の地域貢献活動と同様特定の講座に偏ることなく各講座ともに積極的に活動している。

大学の施設開放としては、ユニキッズ事業、デジタルコンテンツ・クリエイター育成事業などが大きな活動である。本学部理解のためのオープンキャンパス及びジョイント・セミナーは、毎年実施され

ており、地域住民、進学予定者にとっても本学部を知る得がたい機会である。

以上のことから、本学部のすべての構成員がそれぞれに国際貢献活動、地域貢献活動を積極的に行っている実態が浮き彫りにされた。学部の特徴である教員の専門性が多岐にわたっている利点を活かして、地域のさまざまなニーズを学部で吸収し、学部の知的資源を組織的に活かすべく、情報の国際的な発信の組織的な仕組み、国内にあっては知の拠点として地域に知的財産を還元するシステムの構築がこれからの課題である。

基準4 組織運営の領域**(1) 観点ごとの分析**

4-1. 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

観点 4-1-①:

管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。

【 観点到係る状況 】

1) 学部における意思決定・調整

(1) 教授会：本学部に関する教育、研究、人事、予算などの事項は教授会で審議され、決定される。

教授会は専任の教授、准教授及び講師をもって構成される。教授会は、原則として、1ヶ月に2回開催される。

(2) 講座会議、教育実践総合センター会議：本学部の教員組織は講座・センターごとに会議が設けられ、全学・全学部的な事項や当該講座・センターに関する事項について討議される。

(3) 講座代表者会議：学部長及び各講座・センターから選出される教授1名（合計12名）でもって構成される。各講座間の連絡・調整が主な役割であるが、この会議は人事委員会と予算委員会も兼ねている。

2) 学部の運営

本学部には p.4 の表 4. 委員会組織に示した通り、12 の大委員会の下に、21 の各種委員会・ワーキンググループが組織され運営されている。

また、上記以外にも教育学教育心理学講座で別途組織する特別支援就学指導委員会・ワーキンググループも含まれているが、学部全体の運営は学部運営会議等によって検討される。

【 分析結果とその根拠理由 】

機能別に組織が整備されているが、中期目標・中期計画を達成するための委員会やWGが増加し、運営に係る教員の負担も増大してきた結果、委員会の統合・再編を行うことが急務の課題であった。本年度は組織の見直しを行い、小委員会の統合・再編を図って昨年度の27委員会から21委員会にスリム化し、上記のような組織となった。平均すると一人当たり1.5件の委員会活動となり、昨年度よりも0.2ポイントの減となった。しかし講座間でのアンバランスは十分解消されていない。機能的・効率的な組織運営を行なうためのさらなる組織の見直しと併せて負担の平準化に向けた取り組みが必要である。

（ 根拠資料 ）

『平成24年度文化教育学部委員会名簿』『平成24年度個人評価の集計・分析』

観点 4-1-②:

学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【 観点に係る状況 】

学生からのニーズは「学生による授業評価アンケート」や「学生対象アンケート」、「学生との意見交換会」によって把握し、教育改善やFD活動を通して対応するようにしている。学生からのニーズに関しては、昨年度に引き続き、徐々にではあるが、管理運営に反映されつつあるといえる。他方、教員に関しては、個人評価の集計分析のほか、学部では各教員が所属する講座会議、課程会議、教授会等を通して、教育学研究科では各教員が所属する専修会議、研究科運営委員会、研究科委員会を通してニーズを把握している。また、事務については、事務職員＝>係長＝>事務長＝>学部長、の経路で、教室事務については、事務補佐員＝>講座代表＝>学部長の経路でニーズの把握を行っている。その他学外関係者のニーズについては、「オープンキャンパス」、「後援会総会」、「友朋会との意見交換会」等の機会を通じ、把握に努めている。

【 分析結果とその根拠理由 】

授業評価及び個人評価、会議等を通じ学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握する取組は行なわれてきた。ニーズは常に変化していくため、こうした取り組みを今後も強化していくと同時に、それを管理・運営に反映させることが求められる。

（ 根拠資料 ）

『平成 24 年度 個人評価の集計』

4-2. 大学の目的を達成するために構成員は組織運営活動に積極的参加していること。

観点 4-2-①:

構成員は大学の管理運営のために学長特別補佐等の全学委員会、及び教養運営機構協議会に積極的に参加しているか。

【 観点に係る状況 】

多くの教員が学長特別補佐等の全学委員として積極的に大学の管理運営に参加している。平成 22 年度は、28 名、全体の 20 %が全学委員を務め、平成 23 年度では、29 名、全体の 27 %、平成 24 年度は 27 名、全体の 24 %が全学委員を務めた。その他にも学長補佐等の役職に就いている教員もいる。また、教養教育運営機構協議会委員もしくは部会長としての参加は、平成 23 年度では協議会委員全 40 名のうちの 17 名、平成 24 年度は協議会委員全 41 名のうち 19 名と半数近くを占めている。それと併行して、平成 25 年度入学生から授業を開始する全学教育機構の運営委員会には 26 名中、6 名が参加している。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部の教員は大学の管理運営に積極的に参加している。この項目での活動実績は学部全体で 113

件の報告があり、一人あたりの委員の件数は平均 1.0 件である。しかし講座ごとにみると依然偏りが指摘されていて、平準化の必要がある。

（ 根拠資料 ）

『平成 24 年度個人評価の集計・分析』『平成 24 年度文化教育学部委員会名簿』
『平成 24 年度教養教育運営機構協議会委員名簿』『平成 24 年度全学教育機構運営委員会委員名簿』

観点 4-2-②:

附属学校園長・代用附属主事等としての附属施設運営に効果的に参加しているか。

【 観点到係る状況 】

本学部は、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の 4 つの附属学校園を持ち、代用附属校として佐賀市立の本庄小学校と城西中学校を持つ。附属学校園長、代用附属主事は 2 年任期で、いずれも学部教授会の選挙によって選出される。また、附属と学部との共同研究の推進、附属学校園の諸課題を解決するために、学部長を委員長とする附属学校運営委員会が開催されていたが、学部と附属との連絡を密にする組織として、附属改革・教育実習・県教育委員会連携委員会（旧附属学校運営委員会、センター運営委員会、附属共同研究推進委員会、教育実習委員会）が立ち上がっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部の教員は附属学校園長、代用附属主事等として附属学校園の運営に積極的かつ効果的に参加しているが、一方において、通常の研究・教育・組織運営の業務の他にこれらの仕事に加わり、関係者には負担が大きい。講座ごとに附属学校園長該当者の組織運営活動の軽減化や担当授業数を少なくする等の負担軽減策は多少行なわれるようになった。今後はこれを講座裁量はもちろん、学部裁量による軽減化にも高めていく必要がある。併行して、より効率的な業務運営を行なうための具体的な検討は継続していく必要がある。

（ 根拠資料 ）

『平成 24 年度文化教育学部委員会名簿』『佐賀大学文化教育学部附属学校長選考規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）』
『佐賀大学文化教育学部代用附属主事選考規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）』
『佐賀大学文化教育学部附属学校運営委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）』

観点 4-2-③:

構成員は大学の管理運営のために学部・課程・講座等の委員として組織運営活動に参加しているか。

【 観点到係る状況 】

平成 24 年度の個人評価の集計・分析によると、構成員のほぼ全員（112 人）が学部・課程・講座等の委員として組織運営活動に参加している。

【 分析結果とその根拠理由 】

組織運営活動の参加については、学部・課程・講座の委員だけではなく、前観点で掲げた全学委員や教養運営機構協議会委員、さらには附属学校園長や代用附属主事などの役割負担を見渡しながら、負担の軽減と公平化を図る必要がある。

（ 根拠資料 ）
『平成 24 年度個人評価の集計・分析』

4-3. 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

観点 4-3-①:

大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部における予算配分は、予算委員会で審議され、教授会で了承され、実行されている。文化教育学部（含附属教育実践総合センター）に配分される一般運営経費（部局長裁量・指定経費を除く）は、事務総合経費を差し引き、残りの金額を基礎配分研究費、実験実習費及び学生支援経費に充てている。事務総合経費の中には教育・労働環境整備のための「特別経費として」①大学院経費、②教育実践フィールド演習経費、③労働安全衛生対策費、④EA21 活動経費、⑤教育環境整備費、⑥建物改修及び移転に伴う経費、⑦男女共同参画推進経費、⑧附属学校支援経費、⑨FD 経費を計上した。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育研究活動についての予算配分は、以上の通りであるが、基本的には、各項目に応じて分配している。平成 22 年度より、一般運営経費の中に学生支援経費が盛り込まれ、本年度も継続して計上されている。平成 23 年度からは、事務総合経費の中に教育実践フィールド演習経費も盛り込まれた。「生活科」関連科目対応経費は本年度より削除されている。このように、現在の学部運営にとって有効な取り組みを勘案しつつ、適切に予算配分を行っている。また、平成 24 年度は文化教育学部 4 号館の耐震改修工事が急遽決定したため、工事の前に別棟への引越しが必要となり、予算では計上していなかった建物改修及び移転に伴う経費が必要となった。

（ 根拠資料 ）
『各年度文化教育学部予算配分基準』『各年度事務総合経費 決算及び予算』

観点 4-3-②:

収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【 観点に係る状況 】

平成 24 年度においても過大な支出超過となっていない。

【 分析結果とその根拠理由 】

平成 24 年度は文化教育学部 4 号館の耐震改修工事が急遽決定し、工事の前に別棟への引越しが必要となったため、予算では計上していなかった建物改修及び移転に伴う経費が発生してしまったが、労

働安全衛生対策経費や教育環境整備費、各所修繕費などを充てることで、全体として見れば予算内に執行することができた。このような特殊な支出を除くと、光熱費や通信費に予算超過があるので、計上項目に関し、様々な観点からより詳細に検討し、適切な運用を心がける必要がある。次年度は1号館の改修工事も予定されているので、予算はこれに配慮した編成をしなければならない。

（ 根拠資料 ）
『事務総合経費 平成24年度決算』

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織については、文化教育学部において、教授会等による意志決定や運営また基本的な委員会が整備され、機能している。

1. 学部構成員は附属学校園長・代用附属主事等としてさまざまな調整・指導等を行っており、附属施設の運営にも積極的に参加している。
2. 予算配分に関しては、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、基礎研究費、実験実習費及び学生支援経費に配分し、また、特別経費では積極的に教育環境整備費や労働安全衛生対策費を計上している。

【 改善を要する点 】

1. 委員会の種類も多く、それぞれの委員会における任務や目的に濃淡がある。委員会の統合再編や、会議時間の工夫により、各教員への負担は幾分軽減できたが、教員により属する委員会の数や負担等のアンバランスは依然としてあり、改善に向けた努力は継続的に進めなくてはならない。
2. 学部長・附属学校園長・代用附属主事等は、通常の研究・教育・組織運営の業務の他にこれらの仕事に加わり、相当な負担を強いているのが現状である。負担軽減策を早急に見直す必要がある。

(3) 自己評価の概要

組織運営に関しては、学部長を中心とし、評議員等連絡会、学部運営会議で大枠が審議され、議題の内容に合わせて、教授会、講座会議、教育実践総合センター会議、講座代表者会議等で決定される。学部運営にあたっては、評価委員会、人権教育推進委員会、予算委員会など、21の各種委員会によって検討、実行されている。

管理運営の適切な運営にあたっての教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズの把握はある程度できているが、その結果を反映させる管理運営上の適切なシステムは十分に達成されていない。

一人ひとりの委員会への出席回数を考慮すると、全体的に偏りが見られ、負担の公平さを保つ工夫が必要であろう。

附属学校園長及び代用附属主事は、その運営や大学と附属間のコーディネート、また教育実習の円滑な実施や研究発表会に向けての要項審議の調整・指導等を行っており、附属施設の運営に効果的に参加している。しかし、通常の研究・教育・組織運営の業務の他にこれらの仕事に加わり、相当な負

担を強いているのが現状である。

文化教育学部における予算配分は、予算委員会で審議され、教授会で了承され、実行されている。学部で使用する総合経費を除き、各個人に一律に配分する基礎研究費があり、実験・実習・実技の授業を担当する教員に配分する実験実習費、及び学生支援経費がある。また、特別経費として、教育環境整備費、労働安全衛生対策費等を計上している。予算配分の中では、コピー代を事務負担から個人負担に変更し、出版物をデジタル化するなど経費削減の努力も重ねている。今後いずれの予算項目においても支出過多とならないように適切な運用に努めなければならない。

基準5 一施設の領域一

(1) 観点ごとの分析

5-1. 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

観点 5-1-①:

教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。

【 観点に係る状況 】

本学部の建物延べ面積は、1号館 2,595 m²、2号館 2,790 m²、3号館 2,600 m²、4号館 2,735 m²、5号館 1,122 m²、6号館 462 m²、7号館 582 m²、8号館 302 m²、9号館 2,583 m²、10号館 1,391 m²、総計 17,162 m²である。各建物の建築年は、1号館は昭和43年、2号館昭和39年、41年、46年、3号館昭和40年、4号館昭和55年、5号館昭和48年、6号館昭和63年、7号館昭和40年、8号館昭和43年、9号館昭和29～34年、10号館昭和48年、55年である。各建物は、4号館・6号館及び10号館の一部を除き、建築年から30年以上を経過している。各建物の改修は、全学の建物について順次に施された防水工事と、古くなった窓枠の取替工事を中心に行われてきたが、平成11年以降は、10号館の身障者用エレベーター設置され、平成21年には、文化教育学部2号館・9号館の全面改修が行われ、2号館は平成22年3月に、9号館は平成22年9月に竣工した。平成23年度と平成24年度は建物の全面改修は行われていない。

体育館（昭和41年築）1,496 m²、スポーツセンター1,289 m²（昭和44年築）、プール50m用1,770 m²（昭和43年築）、陸上競技場18,064 m²（昭和57年新設）、野球場21,764 m²、テニスコート10,700 m²は本学部の授業においても使用されている。しかし昭和57年度に陸上競技場用の土地を購入して以後は、体育施設の拡張は行われておらず、本学の体育施設は九州地区の他大学と比較すると低位にある。

講義室・演習室は、体育関係を除き学部の講義室・演習室・研究室を使用している。本学部には、収容数120名を超える大講義室としては、収容数178名の階段教室（6番）と132名の教室（2番）がある。収容数51～120名の中講義室は、6教室、50名以下の小教室は9教室ある。この他に書道教室や合奏室でも講義が行われている。本学部の講義室及び共通演習室は、一部を除き6割～7割の高い稼働率となっている。その結果、適当な大きさの講義室・演習室が見つからない場合もあるが、教養教育運営機構の教室を借用することによって問題を解決している。情報処理学習のための設備、語学学習のための設備については講義室の大半にスクリーンとプロジェクター、もしくはビデオモニターが装備されている。また近年各教室へのエアコンの設備を進めた結果、ほぼどの講義室にも冷暖房が完備され、冷暖房が効く快適な教育環境が得られている。

平成24年度、文化教育学部では大規模な改修工事は行われていないが、7号館では講義室ほか防音

などの建具改修工事を行った。他にも暗室撤去工事、出入口扉の補修、電話の移設、空調新設、フェンス補修、床・天井補修、水道配管工事など多数の環境整備を図った。

【 分析結果とその根拠理由 】

上述したことから、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されていると思われる。平成 21 年度に 2 号館および 9 号館の改修が行われたが、平成 25 年度は新たに 4 号館と 1 号館の改修工事が行われる予定である。この 2 棟が同時に工事にかかる期間は一時的に演習室や教員研究室などで十分な面積を確保できないために、教育研究面に若干の障害となることは否めない。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』『総務係りの予算、決算、工事内容関連資料』『第 3 次国立大学等施設設備 5 か年計画（平成 23 年度から 27 年度）』文部科学省

観点 5-1-②:

教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【 観点に係る状況 】

本学部では、講座ごとに必要に応じパソコンを設置しているほか、5 号館情報処理室に Machintosh システム 21 台とサーバーの設置を行い、さらに同演習室には文部科学省の平成 19 年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」により新たに Machintosh が 40 台設置され、平成 24 年度は前学期 12 コマ、後学期 11 コマの授業で使用されているほか、空き時間は学生が履修登録や LP（ラーニング・ポートフォリオ）、教職カルテなどの入力などで自由に活用している。これらの入力は総合情報基盤センターや附属図書館のパソコンでも入力が可能だ。平成 24 年度には、5 号館に設置されている電子黒板も 4 台に増え、授業や教育実習、教員採用試験の模擬授業対策の練習などで活用されている。

本学部の情報ネットワークは、総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線 LAN でインターネットにアクセス可能である。電波状態の良くない幾つかの教室でも、すべての教室に情報コンセント 2 口を備えている。

【 分析結果とその根拠理由 】

前述のように、部分的に総合情報基盤センターの機器によって補っているものの、文化教育学部ではパソコンおよび、無線 LAN 環境を含む情報ネットワーク環境が整えられており、履修登録やシラバスの参照、教育実習、教員採用試験や LP 入力に関わる学生を中心に、有効に活用されている。また電位黒板を新規購入したことにより、義務教育諸学校に導入されている電子黒板を使った授業の練習もできるようになった。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』

観点 5-1-③:

施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【 観点に係る状況 】

本学部は、施設委員会を中心に施設・設備の運用に関する方針を明確に打ち出している。また学部施設委員会内にもWGを設けて、鋭意検討を進めている。その報告は教授会で報告されているほか、メールを通じて、各構成員に報告されている。もっとも、施設の運営は全学にわたって検討される問題も多く含むため、他の関係する学部、及び事務局長等との連携によって進められることも少なくない。

文部科学省は、第3次大学等施設整備5か年計画（平成23年～平成27年）を打ち出した。東日本大震災以後、特に耐震性が著しく劣るIs値0.4以下の建物の耐震化については、原則として、当初2年間でこれを完了させる。とあることから、従来の築年数に因らない順位での改修が行われることが必至となり、結果として平成25年度には文化教育学部4号館と1号館が改修工事を行うことになった。この決定を受けて、施設委員会は当該施設の利用講座や個々の利用者、法人の施設課とも連絡を密にとりながら改修案をまとめ、各方面に周知を図ったところである。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のことから、本学部においては施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているとみることができる。本学部にもまだ耐震性の劣る建物が存在するため、今後も建物の改修工事が行われる可能性は高い。改修工事の計画をしっかりと行うことはもちろん、併せて改修中の授業や学生の活動、教員の研究が持続できる代替施設の確保も着実に計画しておく必要がある。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』

『第3次国立大学等施設設備5か年計画（平成23年度～27年度）』 文部科学省

『第3次国立大学等施設設備5か年計画（平成23年度～27年度）』 フォローアップ 文部科学省

『佐賀大学環境施設部ホームページ』 (<http://www.shisetsu.admin.saga-u.ac.jp/>)

5-2. 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

観点 5-2-①:

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【 観点に係る状況 】

本学部には、教育学部時代の教科ごとの教室や教養部時代の語学・体育などを単位に、現在も図書資料室が存在し、図書館の機能を果たしている。以下にそうした図書資料室を表にまとめた。これらの部屋の多くは学生、院生に開放され、一部は学生、院生の学習室としても利用されている。利用頻度の高い雑誌、辞書、全集などが所蔵されていて、日常的な教育・研究にとって欠かせない存在とな

っている。ただし、文化教育学部への改組に伴い、教育学・教育心理学を除き、国語・社会といった教員・学生の括り方がなくなった。このため、それぞれの図書館資料室に関係する教員・学生が、複数の課程・講座にまたがって存在するようになり、問題も残してはいる。しかし、ここ近年に完了した改修工事の際に、移動書架を備えた部屋に移動し、利用しやすく整備された図書資料室もある。

表 28. 図書資料質一覧

教科	図書資料室
国語	2 号館 3 階の国語教育選修演習室・国語科研究室
数学	4 号館 3 階の数学科教材室、4 号館 4 階の数学資料室
理科	3 号館 2 階の理科図書室
英語	4 号館 2 階の英語科教材室、10 号館の 3 階の英語図書資料室
独・仏語	10 号館 4 階の独・仏図書資料室
中国語	10 号館 2 階の中国語資料室
家庭科	4 号館 2 階の家庭科実習室
体育	9 号館 3 階の資料室
教育学	1 号館 3 階の教育学教材室
教育心理	1 号館 3 階の心理学図書資料室

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のことから、教科ごとに図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているとみることができよう。次の改組や改修工事の際にも、学生にとって使いやすい移転や整備の在り方を引き続き考えておく必要がある。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』『平成 24 年度学生便覧』

5－3. 附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備整備されていること。また附属学校園等において、教育研究上必要な施設・設備が整備されていること。

観点 5－3－①:

附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備の整備が整備されているか。

【 観点に係る状況 】

本学部の附属学校の施設は、（１）附属中学本館（昭和 41 年築）1,644 m²、附属中学校校舎（昭和 40 年築）2,461 m²、体育館（昭和 41 年）892 m²、（２）附属小学校本館（昭和 42～45 年築）3,838 m²、附属小学校校舎（昭和 27 年築）868 m²、体育館（昭和 34 年・49 年築）583 m²、（３）附属幼稚園本館（昭和 47 年築）504 m²、（４）附属特別支援学校校舎（昭和 54 年築）2,343 m²、体育館（昭和 54 年築）599 m²である。これは教育実習に必要な施設・設備としてはある程度確保されているとみること

ができる。ただし、老朽化に伴う耐震性の安全面で不安があり、教育実習に当たって抜本的整備が急がれていたが、平成 19 年度施設整備概算要求として附属中学校教室棟管理棟内外全面改修工事、附属小学校全面改修工事（耐震工事だけは平成 18 年度）、附属幼稚園設備事業（土地購入等）が提出され、附属中学校と附属小学校の全面改修工事は平成 21 年度に竣工した。

平成 24 年度、附属小学校では北校舎小会議室等空調機取替工事、体育館照明補修工事、附属中学校では武道場改修工事、体育館天井落下防止ネット工事、プール横河川護岸工事を行い、電子黒板を 9 台導入した。附属幼稚園では幼稚園便所可動式棚設置工事、遊戯室雨漏補修工事、手洗器補修工事を行った。附属特別支援学校では、厨房ガス配管工事、電気室非常用発電機部品取替工事、屋外給水管改修等機械設備工事、中学部便所改修工事、消火栓ポンプ取替工事を行った。

【 分析結果とその根拠理由 】

附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備はまだ十分とはいえない。特に実習生の控室・更衣室等が十分確保されていない。これは教育実習を円滑に行う際の緊急度の高い課題といえよう。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』

観点 5-3-②:

附属学校園等において、教育研究上必要な施設・設備が整備されているか。

【 観点に係る状況 】

附属中学校と附属小学校の全面改修工事は平成 21 年度に竣工した。本年度は大掛かりな改修工事はおこなわれていないが、平成 25 年度は附属幼稚園の全面改修工事と附属小学校の講堂の改修工事が予定されている。現在普及が進みつつある電子黒板については、附属小学校で各学年に一台ずつ、附属中学校では各クラスに一台ずつ配置され、附属特別支援学校では ipad が数台導入されている。昨年度と比較すると、大幅な増加である。

【 分析結果とその根拠理由 】

附属中学校と附属小学校の全面改修工事は平成 21 年度に竣工し、エアコンも設置されたため、快適な教育、学習環境が整いつつある。設備としては電子黒板やタブレットの普及も進みつつある。現在、文化教育学部にも昨年度より 3 台増えて、計 4 台の電子黒板が配置された。子供への先進的教育・研究並びに地域社会に貢献するためには今後も継続して建物の改修を進めると共に、教育・研究に必要な物品の整備を行う必要があるが、教育実習の際に実習生がそれを使いこなせるような指導も一方では充実させていかなくてはならない。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』

『佐賀大学環境施設部ホームページ (<http://www.shisetsu.admin.saga-u.ac.jp/>)』

『平成 25 年度年度佐賀大学文化教育学部附属幼稚園園報』

『平成 24 年度年度佐賀大学文化教育学部財務関係資料（附属小学校、附属幼稚園）』

『平成 25 年度年度佐賀大学文化教育学部附属中学校学校要覧』

『平成 25 年度年度佐賀大学文化教育学部附属特別支援学校学校要覧』

（２） 優れた点及び改善を要する点**【 優れた点 】**

1. 本学部の情報ネットワークの充実がまず挙げられる。総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線 LAN でインターネットにアクセス可能であり、効率的な活用が行われている。また 5 号館の情報処理室が最新のパソコンシステムになり、電子黒板も 4 台配置され、現在活用されている点。
2. 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されている点。
3. 学部予算が計上されて、講義室、演習室等の整備が継続的に行われていること。
4. 改修された 2 号館には教育学研究科の学生のための大学院生共同研究室やリフレッシュスペースが整備された。また、改修後の 9 号館には大小の自学自習室が計 5 部屋整備され、学生の教育環境の整備が図られた点。

【 改善を要する点 】

1. 今後数年内に大きな改修工事が行われ、耐震改修工事はかなり進むが、耐震上は問題が無くても、老朽化が進んだ建物があるので、その整備は継続していかなくてはならない。
2. 建物のみならず、ライフラインとしての給排水設備、電気配線の老朽化に対しても抜本的な措置が望まれる。
3. 改修される建物以外では、同じ講座・分野の教員が分散しているところが多く、施設の共用化が完全に出来ていない。
4. 改修工事による一時的な引越しに伴い、教員研究室などが狭小化し、研究・教育に多大な影響を生じることが懸念される。

（３） 基準 5 の自己評価の概要

本学部は、延べ面積 17、162 m²の建物を有しているものの、4 号館・6 号館及び 10 号館の一部を除き、建築年から 30 年以上を経過している。体育施設においても、昭和 57 年度に陸上競技場用の土地を購入して以後は、体育施設の拡張は行われてない。

情報処理学習のための設備、語学学習のための設備については講義室の大半にスクリーン・プロジェクターや、ビデオモニターが装備されている。本学部では、講座ごとに必要に応じパソコンを設置しているなど、ネットワーク環境は十分機能しており、中でも 5 号館の情報処理室は最新のパソコンシステムに更新済みで、さらに電子黒板も 4 台配置するなど、ハード・ソフトの両面の刷新が進んできた。本学部の情報ネットワークは、総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線 LAN でインターネットにアクセス可能であり電波状態の良くない幾つかの教室でも、すべての教室に情報コンセント 2 口を備えている。

本学部の図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料は、幾つかの選修・講座の共通の図書資料室を設けており、図書館の機能を果たしている。これらの部屋の多くは学生、院生に開放され、一部は学生、院生の学習室としても利用されている。

一方、本学部の附属学校園の施設は、確保されつつあるとみることができる。次年度の附属幼稚園

の全面改修を終えると建物改修はかなり進むが、一部老朽化した建物も残っているので、整備は継続的に行われる必要がある。教育実習に必要な施設や、物品の整備はまだ本年度に随分進んだかのような印象はあるが、まだ十分とは言い難く、こちらも継続的に進めていくべきである。

佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 外部評価票

外部評価実施項目

外部評価委員 氏名 中島 秀明

1. 文化教育学部・教育学研究科の目的・目標の適切性

評価点 4 : 「良い」, ③ : 「ほぼ良い」, 2 : 「やや悪い」, 1 : 「悪い」

講評：目的・目標の設定については、適切であると思う。

佐賀大学文化教育学部・教育学研究科の強味は、総合大学であることだと思う。そのことから、他学部の講義等が受講しやすい仕組み作りをしてはどうか。

2. 領域別の自己点検評価

<基準 1 -教育の領域->

評価点 4 : 「良い」, ③ : 「ほぼ良い」, 2 : 「やや悪い」, 1 : 「悪い」

講評：学部・大学院の教育実習は充実していると思う。

高校生にとって、新課程の魅力が伝わっていない。広報方法を工夫する必要がある。

また、新課程の課程の違いによる就職先の違いが分かりにくい。

小中一貫校や中高一貫校、特別支援学級・学校などに対応するため、1 人の学生が小中高の教員免許状がすべて取得できる仕組み、また、各領域ごとの特別支援の免許状もすべて取得できる仕組みづくりをお願いしたい。

<基準 2 -研究の領域->

評価点 4 : 「良い」, ③ : 「ほぼ良い」, 2 : 「やや悪い」, 1 : 「悪い」

講評：学校現場が抱える課題は、多岐にわたっています。それら課題解決の研究成果を、学校現場に生かせるような実践的研究もお願いしたい。

<基準 3 -国際交流・社会貢献の領域->

評価点 ④ : 「良い」, 3 : 「ほぼ良い」, 2 : 「やや悪い」, 1 : 「悪い」

講評：国際交流については、比較的積極的に行われていると思う。

学生を漫然と海外に送り出すのではなく、課程別の国際交流の目的を設定した方がよいと思う。

社会貢献については、地域貢献推進室を中心に積極的に取り組まれている。

さらに地教委との連携を密にして欲しい。

＜基準4 ー組織運営の領域ー＞

評価点 4：「良い」、③：「ほぼ良い」、2：「やや悪い」、1：「悪い」

講評： 附属学校について、運営協議会等を設置するなどし、佐賀県における実践教育研究の柱として、その存在をアピールして欲しい。

＜基準5 ー施設の領域ー＞

評価点 4：「良い」、③：「ほぼ良い」、2：「やや悪い」、1：「悪い」

講評： 美術館はじめ、着々と新しい校舎がつくられ、明るい雰囲気の学舎となってきた。
無線 LAN 整備も進んでおり、先進的教育環境が整いつつあると思う。

その他特記事項

平成 25 年度外部評価用記入用紙（平成 24 年度実績に対する評価）

佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 外部評価票

外部評価実施項目

外部評価委員 氏名 田中 善郎

1. 文化教育学部・教育学研究科の目的・目標の適切性

評価点 4:「良い」、③:「ほぼ良い」、2:「やや悪い」、1:「悪い」

講評： 国際化、情報化、高齢化の進行など時代と社会の変化に伴い、大学に求められる役割や期待も多様化している。その中で「現代における人間、社会、自然の全体的理解に基づく『総合知』を目指す」とした学部の理念、各課程と教育学研究科の目的・目標には、高い志と社会の要請への柔軟な対応がうかがえ、適切と思われる。文言も具体的で過不足ない。「学生便覧」「文化教育学部案内」、各種リーフレット、オープンキャンパス資料やWebサイトの記載もレイアウトなどに工夫がこらされている。

ただ、大学で学ぶ目的・目標を学生自身が認識しているかという疑問符がつく。前年度の学生アンケートが示す、学部の目的を「知っている」「ほぼ知っている」は低率だった。学ぶことの目的意識が希薄なまま学生生活を送っていることになる。周知に向けた一段の努力が必要で、入学時のガイダンスのほか、授業の中でも周知を図りたい。

2. 領域別の自己点検評価

<基準1 教育の領域>

評価点 4:「良い」、③:「ほぼ良い」、2:「やや悪い」、1:「悪い」

講評： 教育内容と達成状況について客観的な検証、評価に取り組まれており、各種調査結果等に基づく分析も適切と判断できる。課題に挙げられた改革・改善を進めてほしい。

専門科目についてのシラバスの活用率が上昇傾向にあり、肯定的意見が多いのは講義に対する学生の積極的姿勢を促すものと期待できる。

近年、学生の学習意欲を高めることが多くの大学の課題の一つといわれる。その中で、各種の学生支援に取り組んでいることが注目される。特に佐賀大が導入している「学習支援システム」は他大学の範となる取り組みといえよう。履修登録の段階から目標を設定し、学習活動を支援することで、学習の成果や不足部分の確認ができ、達成感も得られる。学生が早い段階から自分の将来についての方角性を定める上でも効果的と思われる。基礎学力不足の学生に対する補充授業、学生カウンセラー窓口による相談体制の整備も評価できる。

<基準2 研究の領域>

評価点 4:「良い」、③:「ほぼ良い」、2:「やや悪い」、1:「悪い」

講評： 学術・研究活動の体制整備やシステムなどは概ね適切と思われる。限られた人的・予算枠の中で、研究活動をいかに活発化するかが課題だが、「改善を要する点」に挙げられた各項目に積極的に取り組んでほしい。

一般的な印象としては、それぞれの研究活動や成果の学外への公表、周知が少ないように思える。テーマによっては学会レベルの公表にとどめず、広く社会に周知し、その成果を還元すべきと考える。研究の社会的貢献、学部の存在感を高めるためにも、より積極的な姿勢が望まれる。

＜基準3 国際交流・社会貢献の領域＞

評価点 4：「良い」、③：「ほぼ良い」、2：「やや悪い」、1：「悪い」

講評： 地方は都市部に比べ、民間活力に限りがある。この分野における佐賀大への期待は大きい。教育現場や自治体の政策への指導、助言、地域文化・芸術振興などは学部教官に望まれる役割であり、「アジアの知的拠点を目指す」とした国際交流・貢献のリーダーシップ、また学生の国際感覚養成も欠かせない。それらに応えるべく、幅広い活動をしているのは外部からもうかがえる。特に県教委をはじめとする各団体との連携による地域教育の充実に向けた活動は目を引く。ベトナム国家大学との新たな連携にも着目した。

一方で、「優れた点及び改善を要する点」も列挙されているが、それぞれの活動がどのような成果を生んでいるかなどの検証がやや不足している。公開講座の減少が指摘されているが、講座の数より、その有益性が問われるべき。それらの分析に基づき、今後の活動の検討が必要と思われる。

＜基準4 組織運営の領域＞

評価点 4：「良い」、③：「ほぼ良い」、2：「やや悪い」、1：「悪い」

講評： 観点に係る状況、その分析結果、課題等、概ね適切と思われる。

＜基準5 施設の領域＞

評価点 4：「良い」、3：「ほぼ良い」、②：「やや悪い」、1：「悪い」

講評： 24年度末の時点では、大学としての学習環境が十分に整っているとはいえない。建設から年数を経た建物や付属施設が多く、自己評価にあるように、老朽化し、狭隘となった建物の改修・整備は緊急度の高い課題となっている。計画的で早期の改築、施設整備が必要と思われる。（25年度に改善された点については除く）

情報処理学習のための設備のほか、大学全体の情報ネットワークについては整備が進んでいる。

その他特記事項

外部評価委員として佐賀大文化教育学部・教育学研究科の点検と評価を試みた。やはり「外部」から評価することの限界を感じるが、それを断った上での率直な印象は、学部全体が学部の理念と目的・目標のもと、多種の方策を講じ、実践していることである。教育現場をはじめとする自立した職業人の育成、研究活動の深化、地域との提携などを柱に、学部の役割と将来の課題を見据えていることがうかがえる。総じて確かな認識のもとに創造的な人材を育成し、社会貢献をという姿勢が感じられた。適切な情報公開とシステム化が図られていることもうかがえた。

評価は、学部から提出された「平成24年度自己点検・評価報告書」と外部評価委員会の質疑応答を基本にした。各項目について、〈観点〉、〈観点到に係る状況〉、〈分析結果とその根拠理由〉を他の資料と照合し、合理的で適正な判断と自己評価が行われているかを確かめる形で行った。報告書に挙げられた項目（観点）は多方面にわたっている。現状の把握、分析・評価も、関連する数値データと資料を基にしており、客観性が担保されていた。

検証の結果、学部・研究科の目的・目標、領域別の教育、研究、国際交流・社会貢献、組織運営は、いずれも文化教育学部・教育学研究科としての期待される水準にあると判断された。それらの評価基準についても適切で、妥当な自己点検・評価と受け取った。

以上